

調査の結果と考察

〈 ．手話通訳ニーズ調査〉

1．調査目的と方法

本事業の一環として、手話通訳がどれくらい、また、どのような時に必要なのか明らかにするために、手話通訳ニーズ調査を行った。

調査対象は、まず調査対象地域として北海道、神奈川、大阪、兵庫、福岡の5つを選び、各地区約30人の自宅で暮らしている聴覚障害者を対象とした。なお、その対象となる聴覚障害者については、厚生労働省『身体障害児・者実態調査結果（2001年（平成13年）6月1日調査）』（2002年（平成14年）8月）の全国の聴覚障害者の年齢構成を参考に、18～39歳まで3人、40～64歳までが6人、65歳以上が21人＝合計30人を目安とした。具体的には、各道府県の聴覚障害者協会に協力の打診をしたうえで、聴覚障害者を先の年齢構成に沿って無作為抽出した。調査方法は主に聴覚障害者協会の職員等が、調査員として対象者に対面式の質問紙調査を、会議室等の会場や対象者の自宅へ訪問して実施した。調査期間は2005年（平成17年）8月20日から9月20日の1ヶ月であった。

回収結果は、北海道32人、神奈川31人、大阪35人、兵庫30人、福岡30人、合計158人分の調査票を回収できた。調査に協力していただいた調査員や聴覚障害者の方に感謝申し上げる。

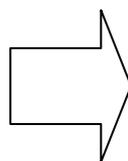
2．調査結果の概要

（1）調査対象者の概要

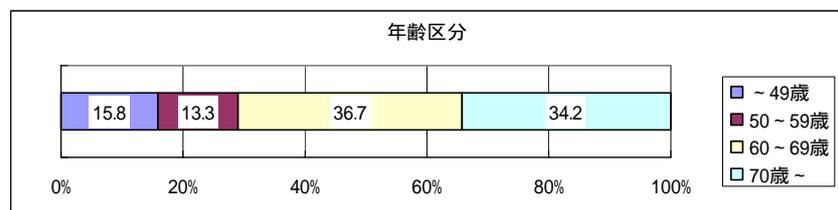
1）対象者の年齢

年代別にみると高年齢層が多いが、これは全国の構成と合わせたからである。49歳までの若い年代は15.8%、50歳台が13.3%、60歳台が36.7%、70歳以上が34.2%であった。

年齢	度数	パーセント
20代	4	2.5
30代	10	6.3
40代	11	7.0
50代	21	13.3
60代	58	36.7
70代	44	27.8
80代以上	10	6.3
合計	158	100.0



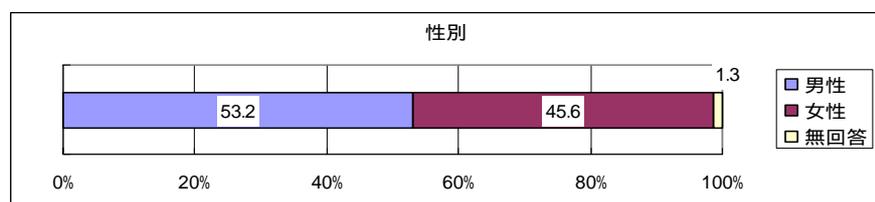
年齢区分	度数	パーセント
～49歳	25	15.8
50～59歳	21	13.3
60～69歳	58	36.7
70歳～	54	34.2
合計	158	100.0



2）対象者の性別

性別は男性が53.2%、女性が45.5%であった。

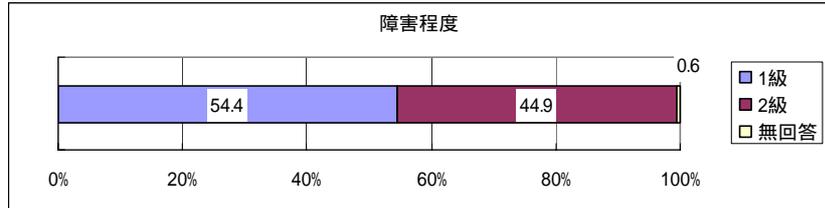
性別	度数	パーセント
男性	84	53.2
女性	72	45.6
無回答	2	1.3
合計	158	100.0



3) 障害程度

身体障害者手帳の1級を持つ人が54.4%、2級をもつ人が44.9%であった。

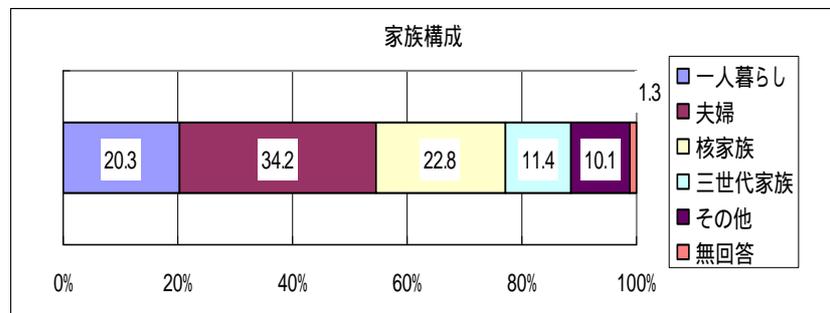
障害程度	度数	パーセント
1級	86	54.4
2級	71	44.9
無回答	1	0.6
合計	158	100.0



4) 家族構成

夫婦二人暮らしが34.2%、核家族が22.8%、一人暮らしは20.3%、三世代家族が11.4%であった。

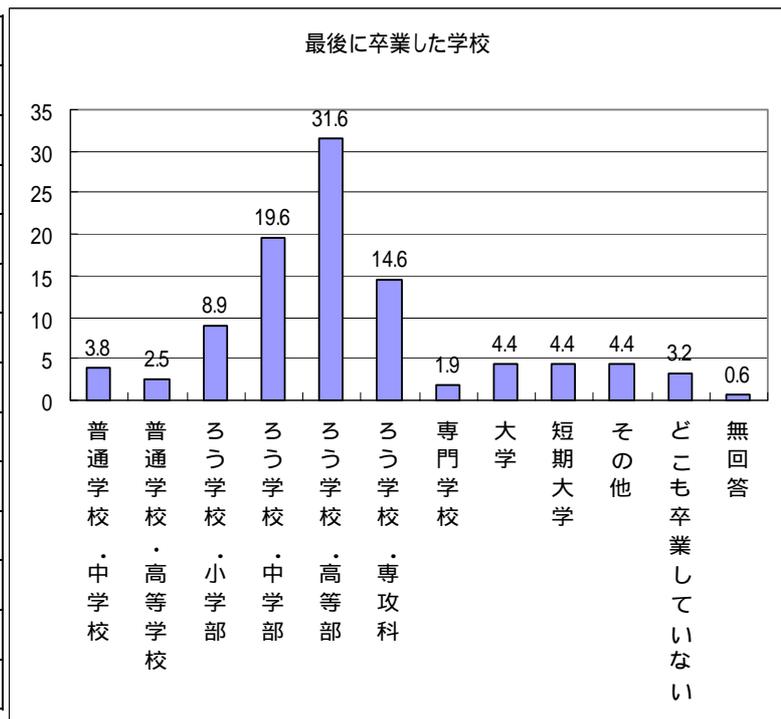
家族構成	度数	パーセント
一人暮らし	32	20.3
夫婦	54	34.2
核家族	36	22.8
三世代家族	18	11.4
その他	16	10.1
無回答	2	1.3
合計	158	100.0



5) 最後に卒業した学校

最後に卒業した学校は、ろう学校高等部31.6%、ろう学校中学部19.6%、ろう学校専攻科14.6%、ろう学校小学部8.9%が多い。

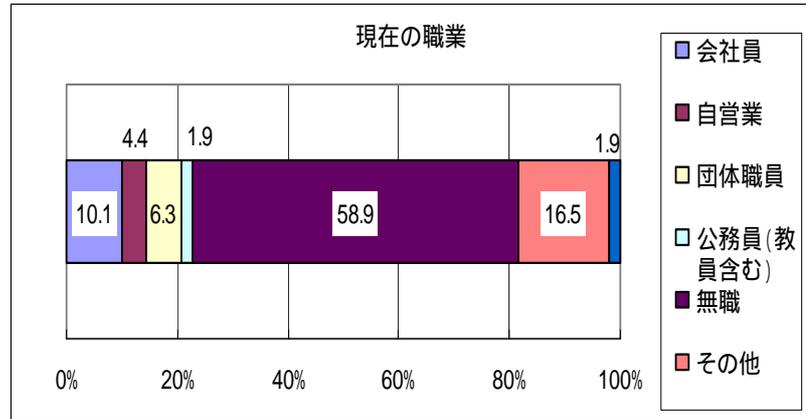
	度数	パーセント
普通・中学校	6	3.8
普通・高等学校	4	2.5
ろう・小学部	14	8.9
ろう・中学部	31	19.6
ろう・高等部	50	31.6
ろう・専攻科	23	14.6
専門学校	3	1.9
大学	7	4.4
短期大学	7	4.4
その他	7	4.4
どこも卒業していない	5	3.2
無回答	1	0.6
合計	158	100



6) 現在の職業

無職が 58.9%、会社員が 10.1%、団体職員が 6.3%、自営業者が 4.4%であった。特に多い無職では、昼に何をしているか問うたところ、「主婦」「ゲートボールに参加」「手話サークルに参加」等と回答した者が多く、その他は具体的に何かを問うたところ「作業所で勤務（作業所への通所）」等と回答した者が多かった。

現在の職業	度数	パーセント
会社員	16	10.1
自営業	7	4.4
団体職員	10	6.3
公務員(教員含む)	3	1.9
無職	93	58.9
その他	26	16.5
無回答	3	1.9
合計	158	100.0



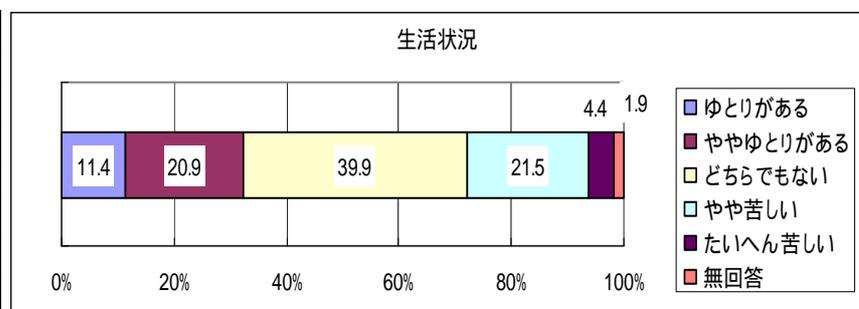
7) 生活状況

生活にゆとりがあるか苦しいかを問うた質問では、どちらでもないが 39.9%、やや苦しいが 21.5%、ややゆとりがあるが 20.9%、ゆとりがあるが 11.4%、大変苦しいが 4.4%であった。

生活が苦しい理由としては、仕事がなく収入が少ない、障害年金・老齢年金の給付額が低い、介護保険の負担や家のローン返済により支出がかさむこと等が指摘された。例えば次のようなものである。

- ・健聴の主人は 60 歳ですが 2 年前から仕事がなく収入もない。障害年金だけでは苦しい。
- ・年金生活のためローンの返済、生活費等で経済的にはやや苦しい状況（厚生年金受給額が少ない）。
- ・高齢のためホームヘルパー・デイサービス、通院介助等の介護保険を利用しているため、1割負担の支払いが高額である。

生活状況	度数	パーセント
ゆとりがある	18	11.4
ややゆとりがある	33	20.9
どちらでもない	63	39.9
やや苦しい	34	21.5
たいへん苦しい	7	4.4
無回答	3	1.9
合計	158	100.0

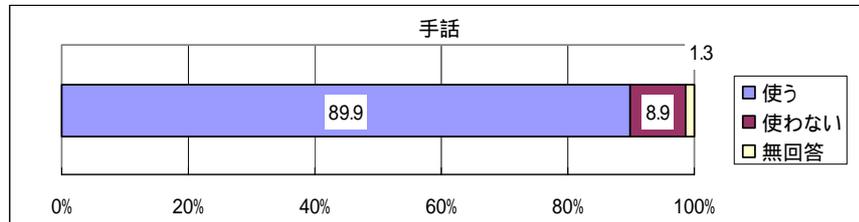


(2) 手話通訳の必要について

1) コミュニケーション手段としての手話

手話（ホームサイン・身振り等も含む）を使う人は 89.9%、使わない人が 8.9%であった。手話を使わない人は、口話や筆談を使っているということであった。

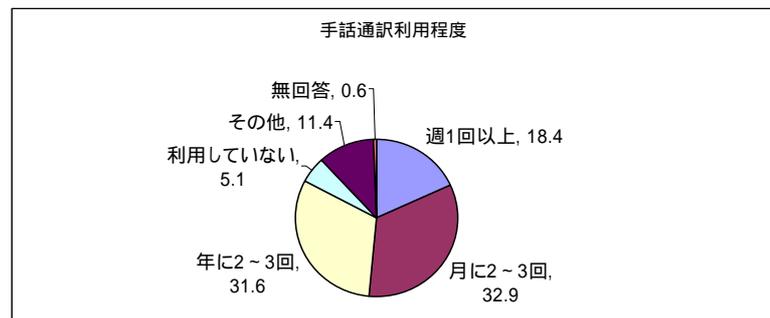
手話	度数	パーセント
使う	142	89.9
使わない	14	8.9
無回答	2	1.3
合計	158	100.0



2) 手話通訳の利用程度

1年間の手話通訳の利用は、月に2～3回が 32.9%、年に2～3回が 31.6%、週1回以上が 18.4%、利用していない人が 5.1%であった。その他には、月1回程度(8件)、2ヶ月に1回程度(3件)、主に活動や公務の時に(5件)、などの回答があった。人によることではあるが、手話通訳の利用頻度が週に1回以上から年に2～3回と幅があることが分かる。

手話通訳利用程度	度数	パーセント
週1回以上	29	18.4
月に2～3回	52	32.9
年に2～3回	50	31.6
利用していない	8	5.1
その他	18	11.4
無回答	1	0.6
合計	158	100.0

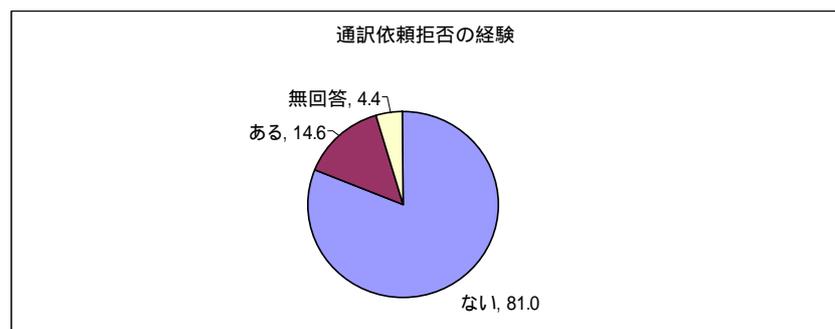


3) 通訳依頼拒否の経験

手話通訳を依頼して断られたことがある人は 14.6%であった。断られた理由は、手話通訳者の都合がつかなかったことや葬式等利用条件と合わなかったことなどが指摘された。このようなことがないように、十分な手話通訳者の養成と利用制限を撤廃するなどの手話通訳制度の改善が求められていると言えよう。

通訳依頼拒否の経験

	度数	パーセント
ない	128	81.0
ある	23	14.6
無回答	7	4.4
合計	158	100.0



4) 情報保障、コミュニケーション施策の満足度

行政の情報保障、コミュニケーション施策について、満足とやや満足で 31.6%、やや不満と不満を合わせて 34.2%、どちらでもないが 31.0%であった。

不満の理由としては、例えば以下のような記述がみられた。聴覚障害者の情報保障・コミュニケーション施策を確実に保障する態勢が求められている。

< 情報提供問題 >

- ・ 町（役場）は広報や緊急などで広報スピーカーや広報車を使用していますが、聴障者にはほとんど無視される感じです。

< 役場等の問題 >

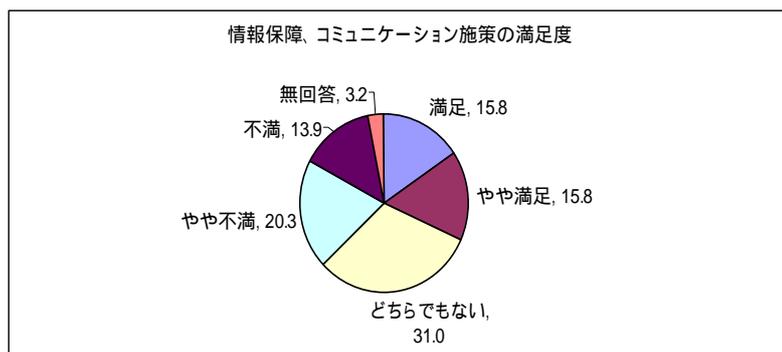
- ・ 設置通訳者がいる時に、行かなければならないので、市民権がない（設置日に合わせている）。手話ができない職員に対する講習会が実施されていない（障害福祉課なのに）。
- ・ 地域の役所に専任の通訳者、相談員が設置されておらず、窓口職員もろうあ者に対する対応技術（手話、筆談等）を学んでいない。
- ・ 読み書きができないので公報の内容が分からないままで終わる。以前、市役所からの郵便物が、不在で受け取れず通知も分からないまま郵便物が市役所に戻ってしまったが、改めて連絡はなかった。

< 制度の制約 >

- ・ 公的な場所しか派遣がない。派遣の範囲が決まっていて、行動が制約される。
- ・ もう少し、個人の生活に関わる場所にも派遣して欲しい。

情報保障、コミュニケーション施策の満足度

	度数	パーセント
満足	25	15.8
やや満足	25	15.8
どちらでもない	49	31.0
やや不満	32	20.3
不満	22	13.9
無回答	5	3.2
合計	158	100.0



5) 介護や生活支援の必要度

現在、介護や生活支援等が必要でない人が 58.9%、必要である人は 12.0%であった。

なくとも何とか生活できるが充実した生活のためには支援が必要と感じている人は 25.3%であり、具体的には以下のような記述があった。聴覚障害者全体（調査対象者）の年齢構成も考慮する必要はあるが、介護や生活支援にどう対応するか考えていく必要がある。

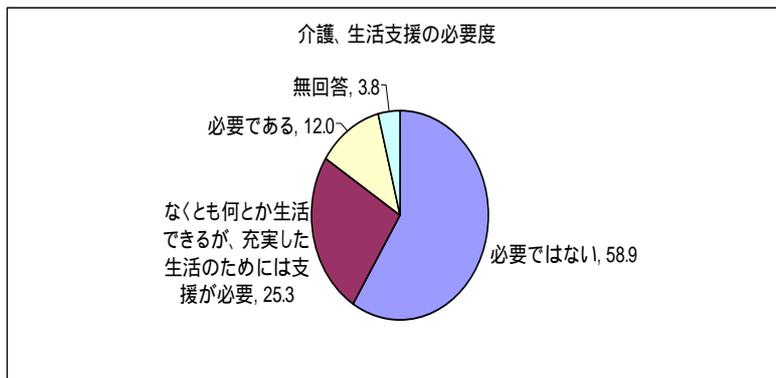
- ・ 現在、足が悪いので、70 歳になるとどうなるか不安を持っている。不安を少なくするた

めに、介護や介助などが必要と思っている。

- ・今後、年をとると共に夫婦のみの生活で様々な点（料理、清掃、買い物等）で必要になると思う。様々な情報、手続きも。
- ・テレビでの文字情報や市役所・区役所の手続き等での文字情報、また、手話での説明が欲しい。買い物をする時、お店の人が何を言っているか分からない。少しでも知りたい。

介護、生活支援の必要度

	度数	パーセント
必要ではない	93	58.9
なくとも何とか生活できるが充実した生活のためには支援が必要	40	25.3
必要である	19	12.0
無回答	6	3.8
合計	158	100.0



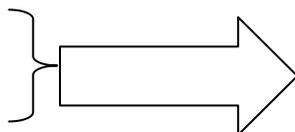
6) 聴覚障害による不利、困難さが1日に生じる程度(平日)

平日1日の聴覚障害による不利や困難について、時々生じているが39.2%、たまに生じているが21.5%、よく生じているが18.4%、まったく生じていないが14.6%であった。

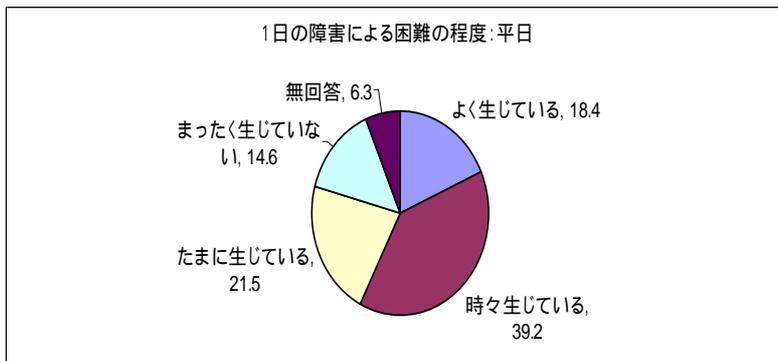
その具体的な回数(目安)については、1回が18.4%、2回が13.9%、3回が12.7%と多く、4回は6.3%、5回が5.1%であった(ただし、無回答が37.3%あった)。8割というほとんどの人が聴覚障害による不利・困難さを少なくとも1回以上は感じている。

聴覚障害による不利、困難さが1日に生じる程度(平日) 不利、困難さを感じる具体的な回数(目安)・平日

	度数	パーセント
よく生じている	29	18.4
時々生じている	62	39.2
たまに生じている	34	21.5
まったく生じていない	23	14.6
無回答	10	6.3
合計	158	100.0



	度数	パーセント
1回	29	18.4
2回	22	13.9
3回	20	12.7
4回	10	6.3
5回	8	5.1
6回	3	1.9
10回	5	3.2
15回	1	0.6
20回	1	0.6
無回答	59	37.3
合計	158	100.0



7) 聴覚障害による不利、困難さが1日に生じる程度(休日)

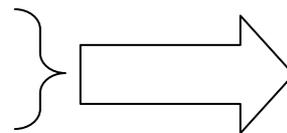
休日1日の聴覚障害による不利や困難について、たまに生じているが27.8%、時々生じているが25.9%、よく生じているが11.4%、まったく生じていないが21.5%であった。

その具体的な回数(目安)については、1回が25.3%、2回が12.6%と最も多く、3回が6.3%、4回は0.6%、5回が4.4%であった(ただし、無回答が44.3%あった)。

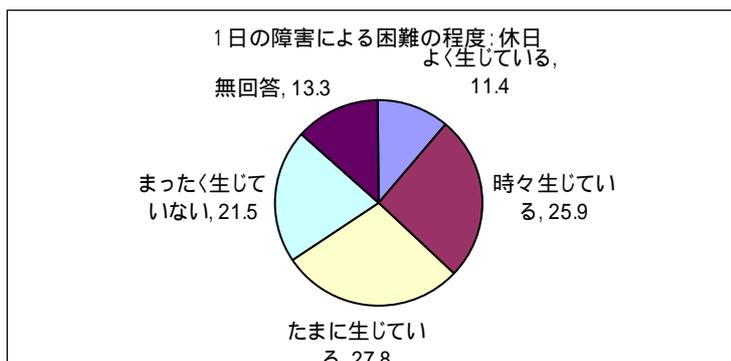
平日に比べて、休日は回数としては聴覚障害による不利・困難さを感じる人は少ない。それでも約65%の人がそれらを感じている人がいるということが分かる。

聴覚障害による不利、困難さが1日に生じる程度(休日) 不利、困難さを感じる具体的な回数(目安)・休日

	度数	パーセント
よく生じている	18	11.4
時々生じている	41	25.9
たまに生じている	44	27.8
まったく生じていない	34	21.5
無回答	21	13.3
合計	158	100.0



	度数	パーセント
0回	2	1.2
1回	40	25.3
2回	20	12.6
3回	10	6.3
4回	1	0.6
5回	7	4.4
6回	3	1.9
7回	2	1.2
10回	1	0.6
15回	1	0.6
20回	1	0.6
無回答	70	44.3
合計	158	100.0



(3) 1年間で情報やコミュニケーションについて困ったり、不利だと思ったこと

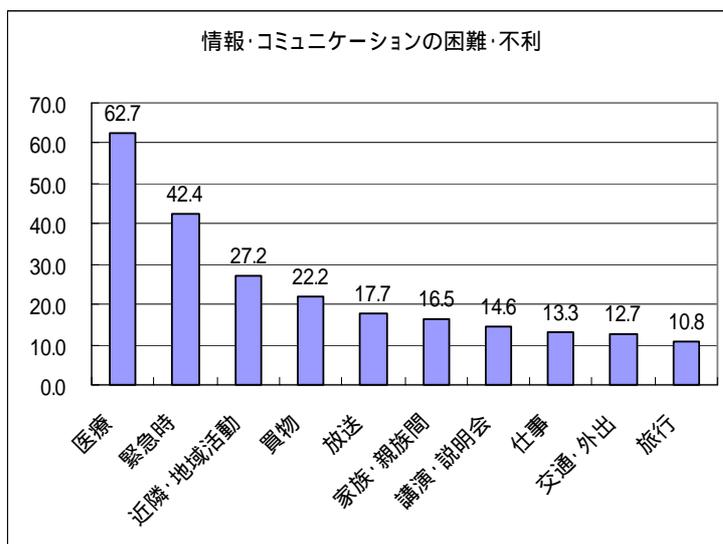
自由記述で、表記の質問をしたところ、最も多かったもの10個を挙げると、(1)医療(急病等緊急時を含む)についてが62.7%(99件)であり、そのうち医師や看護師の説明、受付呼び出し等が76件、病気等の緊急時の対応が23件あった。(2)緊急時(急病等の緊急時は除く)が42.4%(67件)そのうち災害時の緊急時が20件、電車等の交通の緊急時が42件であった。また、近隣・地域活動27.2%(43件)、買物22.2%(35件)、放送17.7%(28件)、家族・親族間16.5%(26件)、講演・説明会14.6%(23件)、仕事13.3%(21件)、交通・外出12.7%(20件)、旅行10.8%(17件)と続いた。具体的にいくつか挙げると例えば以下のような記述があった。

医療や緊急時等のように、命や事故等の対応が上位を占めるのは当然ではあるが、やはりこれらの領域では極めて情報やコミュニケーションの保障に対する必要性が高いことが確認された。また、興味深いことは、買物や家族・親族間等の手話通訳の派遣対象にはなっていないが、日常生活の中で非常に密接な領域が情報・コミュニケーションの必要性が訴えられていることが分かった。聴覚障害者が出向く先での手話の普及と手話通訳派遣の

制約が課題として示されていると言えよう。

情報・コミュニケーションの困難・不利

		度数	パーセント
1	医療（急病含む）	99	62.7
2	緊急時（急病除く）	67	42.4
3	近隣・地域活動	43	27.2
4	買物	35	22.2
5	放送	28	17.7
6	家族・親族間	26	16.5
7	講演・説明会	23	14.6
8	仕事	21	13.3
9	交通・外出（緊急除く）	20	12.7
10	旅行	17	10.8



注) 複数回答のため合計は 100% にならない。

< 病院 >

(医師や看護師の説明、受付呼び出し等)

- ・健康診断のため耳鼻科に行ったが、医院全体がろうあ者への理解がなく、窓口での筆談も呼び出しも対応してくれなかつた。医師も口話のみで筆談してもらえずイライラした。健診なので良かったが病気の時はどうなるかと思った。
- ・医師に質問もままならない。手話通訳がいた方が良かった。病名や症状等の説明を受ける時、筆談で対応すると簡単な内容しか教えてもらえない。また、医師からの一方的な説明で終わってしまう事が多い。
- ・病院での診察や会計の時、名前を呼ばれても分からない、詳しい症状をうまく伝えられないので、手話通訳者がいた方が安心できる。
- ・病院で会計支払いの際呼ばれたことがわからず時間が無駄になる。(診察・受付はわかるようになっているが、会計だけがわからない) 通訳を用意してから病院に行く余裕を持てるほど都合よく病気になれるわけなどない。
- ・一番困るのは病院での会計支払いです。いつも「聞こえないので、よろしく」と話しても、さっぱり、待たされる。二回はボランティアの案内人を利用したが、時間かかるので、他の人たちに迷惑をかけることが気になってやめた。手話お手伝いします、の立て札あったら欲しい。
- ・病院から出された薬で何種類もあり、何の薬か分からないが説明されなかつた。通訳がいたら良いと思うが、その時は軽い症状と思い通訳を頼まなかつた。また、以前に通訳をつれて行った時に嫌な顔をされたこともあった。

(病気等の緊急時の対応)

- ・急病で、手話通訳者に依頼するのに、時間がかかる。病院に手話通訳者を配置してほしい。 時間外とか、夜間の時、急病で手話通訳のいない病院だと、困る。(日赤・労災など)

- ・救急車が必要な時に困ります。119 番に電話をかけることもできず、近所に助けてもらって病院に運ばれても手話通訳者がいなければ病気の症状を正確に伝えるのは難しいことです。
- ・夜中妻が急に倒れたので、派遣の夜間窓口がないため、手話通訳者を依頼することができなかったので、仕方なく手話がうまくない息子に依頼した。
- ・緊急時、以前、おばあさんが道に倒れていたのだが、警察に知らせる方法がなかった。また、火事の時もそうである。警察官、消防署員とのやり取りは筆談ではよく分からない。

< 緊急時(急病除く) >

(災害時の緊急時)

- ・緊急発生(火事)の時、消防署や、離れている家族に連絡できず困った。また警察の人からいろいろと質問があったが意味が分からず困った事があった(手話通訳者がいない)。
- ・台風、豪雨による水害発生時、どこへ避難したら良いのか分からず立ち往生してしまった。また、近隣の人に聞こうと思ってもコミュニケーションができず結局ろうあ協会からの連絡で初めて情報を得ることができた。
- ・緊急事態の火災の時、消防車を自分で呼ぶ方法が分からなかった。通訳がいたらすぐに呼ぶことができた。

(電車等の交通の緊急時)

- ・車が故障してしまい救援を呼ぶ時に困った。救援が来ても話が通じにくい。通訳がいないので分からないまま終わった。
- ・突然の事故があっても館内や車内の放送がわからない。そばに居る健聴者が手話を知らないで連絡や情報がつかめない。ろう者にとって、すごく不便。
- ・地震の時、電車の止まり、スピーカー聞こえない、困ります。駅構内にその説明を書いた紙の掲示もない。駅員は口頭での説明のみ。手話の出来る人、又は聴覚障害者のことを理解している人が必要。
- ・近所に住むろうあ者高齢者が雪のアイスバーンで足をすべらせて転倒し頭を打った。近所の健聴者とのコミュニケーションがとれず救急車を呼べなかった。その時私のほうにも助けを求めてきたので、通訳派遣の FAX 依頼をした。FAX を書けないろうあ者は急病や怪我の時のコミュニケーションは通訳が必要。

< 近隣・地域活動 >

- ・ろうあ者は PTA の会合、職場の会議、町内会の集まりで話し合われる内容が理解できないし、自分の考えもなかなか伝えられないものです。
- ・公団に住んでいるが、近所づきあいがなく、公団の(自治会)行事とかに参加したいと思ったが通訳依頼するのも面倒でそのまま依頼せずに参加したら話がわからず、そのまま何も分からず帰った。やはり、交流でも通訳依頼すればよかったと思った。

- ・地域の老人会の行事に参加したが、あいさつするだけで、だれも話し掛けてくれない。通訳者がいたら、内容も分かり楽しめたと思う。
- ・家内がろう盲者のためコミュニケーション交流会に参加したいが触手話できる人がいないのであきらめている。

< 買い物 >

- ・買い物などに行った時にデパートには電光文字板も何もなかった。店員さんに手話のできる方がいると聞いているが、どこにいるのか探しても分からなくて困った。目印になるものがあるといいなと思いました（例えば服の色とか違えば目に付く）。
- ・パソコンやデジカメなど専門的な知識の要る買い物の際は、筆談では困難。しかし、このような買物の時に通訳派遣はできないので個人で通訳者を探すことになり、欲しい時に店に行けないことになる。やむを得ず筆談に頼るが専門的な意味をお互いに伝えられない。
- ・買物の時、新しい食品が出てたが、どう料理すればわからず聞きたかったが通じないので、諦めて帰った。買い物でも通訳者がいたら、料理の幅が広がって料理も楽しく出来たかなって思う。買い物に通訳依頼はしにくい！！（食品だけでなく、電気屋とか・・・）
- ・店で商品を購入した際に、商品について説明を受けたいが店員は手話ができず、簡単な筆談には応じてくれる。しかし、後ろに他の客が待っており、迷惑をかけるため自分は遠慮をしてしまう。
- ・デパート、店の店員の説明が全く分からない。手話通訳がいればと思ったことがある。バーゲン、オークションでの担当者は値段、値引きなどを大声で言うが、聴障者にとって不利であるので店員でも手話で表してくれれば...と思ったことが時々ある。

< 放送 >

- ・台風が近づき、明日の仕事に行けるかどうか注視（テレビ）したが、アナウンサーの話に字幕がつかず情報を得られなかった。緊急時の文字情報と手話情報の保障がきわめて乏しい状態で困っている。
- ・NHKの主催する政党対論会はなぜか文字放送や手話通訳が用意していない。ろう者も国民の一人であり、税金も納めているのに人権無視だと思う。
- ・花火大会やお祭りで放送が流れているが、内容が分かれば楽しめるのと思った事がある。たまに友人が通訳してくれるが・・・
- ・田んぼの肥料やりの期間とか常時地域（町）の有線電話で放送されているが聞こえないので情報が伝わらず仕事に支障が出る。常時FAXとか町のテレビ電話（今はない）で手話等で伝達してもらいたい。町全体の情報も同じ。

< 家族・親族間 >

- ・親類の集まりはあまり会話がなない。話題や会合の内容を知りたいがあまり教えてくれない。手話通訳を頼みたいが親類が理解してくれるか不安。
- ・春、祖母の法事、親戚が集まる。法事から食事までコミュニケーション困る。話の中に

入れない(夫婦で)。手話通訳がいて欲しい。親戚にも通訳の理解要。食事と、親戚の会合なので通訳者いてもらおうとお互い気をつかう。

- ・家族間のことですが兄弟が聴覚障害ということに理解が足りず家族・親戚の情報等に十分に伝わってきません。母親とだけならコミュニケーションはうまくいきますが、そこに兄弟が入ると話してる内容はほとんどわかりません。
- ・病院通い等は現在は家族と一緒にいるが内容がよくわからない時がある。家族は家族と一緒にいるのだから通訳は必要ないと言う考えをもっている。

< 講演・説明会 >

- ・資格を取るための講座に手話通訳がつかない。主催者をお願いしても予算がないから断られる。
- ・税務署から消費税について説明会の案内書が来ていたが、手話通訳がないとの事で参加出来なかった。案内書のハガキに(返答用ハガキ)書いたが、参加してみると通訳がない事を知って退席した。
- ・子どもの大学進路説明会に手話通訳者を派遣していただいたが、長い説明で通訳者の方も私も疲れてしまって途中からもう訳が分からなくなってきた。通訳者2名欲しいが予算の都合で希望通りにはならなかった。
- ・自分の趣味や地域行事に参加する時、手話通訳者がいないとなかなか参加できない。通訳者派遣制度では趣味や一般の教養講座では派遣できないし、ボランティアをお願いするのも気を遣うので結局あきらめざるをえない。
- ・パソコンを習いたいと思うが、これは趣味なので通訳の派遣が使えないのでろう者は習い事もできないと思います。派遣の範囲を広げて欲しいです(いつでもどこでも通訳依頼ができて欲しい)。

< 仕事 >

- ・職場の組合の会合が年に数回あるが、いつも資料をもらうだけで欠席している。手話通訳がいれば、会合の内容がその場で分かるので、組合に用意してほしい。旨要望し、組合の全国大会でも議題となったが、未だに通訳の用意がなされずにいる。
- ・会社の部単位で取締役との懇談会が1回/2~3年くらいの割合であるが、手話通訳が用意されないため、いつも欠席し、結果をあとで教えてもらっている。同じ部で働きながら、部員ではないような感があり、自分の存在意義がわからなくなる。会社として、外部の人間に知られたくない内容があるせいか、手話通訳の用意が出来ない。
- ・朝礼の時通訳者がいなくて困っている。上司をお願いしても「金がかかるから」と一言で済ませる。自分で用意すべきかよく分からない。
- ・会社の人とのコミュニケーションが十分とれない。何が言いたいのかつかめないことがある。けれど馴れたり我慢したりしている。

< 交通・外出(交通緊急時除く) >

- ・交通機関に情報が入らない。例えば、民間バスの場合、ストライキや、事故にあった時

の対応、JR・高速バスの事故、一時停止の情報がつかめない。

- ・主要な駅（例えば新横浜、横浜、川崎、東京、新宿、宇都宮...）の事務所、みどりの窓口到手話通訳者を設置して欲しい。迷子、買い物、切符購入・払い戻し、盗難などに必要です。
- ・出かけて行きたい所はたくさんあるが、道を尋ねたりすることができない。タクシーに乗るのも話が分からないのでできない。
- ・外出の時、タクシーを利用したくても呼べない。仕方なく道で拾うのですが、行き先が正確に通じない事があり困った。

< 旅行 >

- ・団体の旅行（聴覚障害者）は、手話通訳の派遣を申請できるが、個人の旅行は趣味になるので通訳派遣は認められない。予算の範囲に限りがあると思うが...。バスツアーの主催側で手話通訳をつけていただくと助かります（旅行の費用は対等に払っているのに...）。
- ・ホテルを予約すると必ずろう者は非常口近くの部屋に泊まされることが多い。館内放送が聞こえなくて不便。
- ・旅行する時の駅の案内、窓口での通訳がない時は全くわからなくなる。
- ・旅行又はツアーの説明会には通訳が必要。旅行中の説明も通訳が必要。

〈 手話通訳事業所調査 〉

1 . 札幌市の事例：専従手話通訳業務と登録手話通訳者派遣

2004年8月と2005年12月に札幌市専従手話通訳者に、札幌市の手話通訳事業の実施状況について説明をしていただいた。その内容と当日の配布資料を基に、札幌市での手話通訳事業、特に専従手話通訳業務を中心に、1)背景、2)手話通訳システム、3)実施状況について明らかにする。

(1) 概要

1) 聴覚障害者数、各団体会員数

札幌市の聴覚障害者は、身体障害者手帳交付状況でみると5512人である。札幌聴力障害者協会の会員は654人(以上2005年3月31日)、札幌市中途難失聴者協会は145人である(2004年度)。札幌手話通訳問題研究会の会員は172名(2005年3月20日)、札幌手話サークル連絡協議会は加盟数26サークル、会員数は約700人である(2005年度)。

2) 専従手話通訳者

1974年に札幌聴力障害者協会から推薦された専従手話通訳者が非常勤職員として設置された。1988年の専従手話通訳者6人目の採用時から「登録手話通訳者へ公募案内」が行われるようになった。7人目までは派遣件数の増加に伴う増員だったが、8人目の増員は養成事業の適切な実施、9人目は養成に係る新規事業の実施に際しての増員であった。さらに専従手話通訳者の労働の実態(特にサービス残業等)や派遣件数の増加のために、札幌聴力障害者協会・札幌手話通訳問題研究会・札幌手話サークル連絡協議会により労働条件の改善(非常勤職員の正職員化等)を訴え議会陳情を行った結果、2005年1月1日付けで2名の非常勤職員が増員がなされ、現在専従手話通訳者は11名となっている。

3) 登録手話通訳者

1974年の専従手話通訳者の設置と同時に登録手話通訳者派遣も開始された。当時は試験の実施もなく、札幌聴力障害者協会の推薦によって登録されただけであった。1980年から試験が開始され、実施は要領に基づいて審査員をおき合否の決定を行ってきた。試験の内容については、2003年度までは、聞き取り、読み取り、筆記、面接を実施してきた。2004年度は専従手話通訳者の業務軽減のためもあり、3年間の検討を経て、全国手話研修センターの試験を導入した。2005年1月1日現在、登録手話通訳者は61人である。

4) ろうあ者相談員

ろうあ者相談員は、ろうあ者の相談に応じ、必要な助言を行うと同時に、ろうあ者の理解のための啓発、関係機関の業務に対する協力等を行う。札幌ではろうあ者の積極的な働きかけがきっかけとなり早くも1964年から設置され、現在、各区役所保健福祉サービス課に1名ずつ10人設置されている。

(2) 専従手話通訳者の業務

専従手話通訳者の業務分担は以下の図のようになっている。

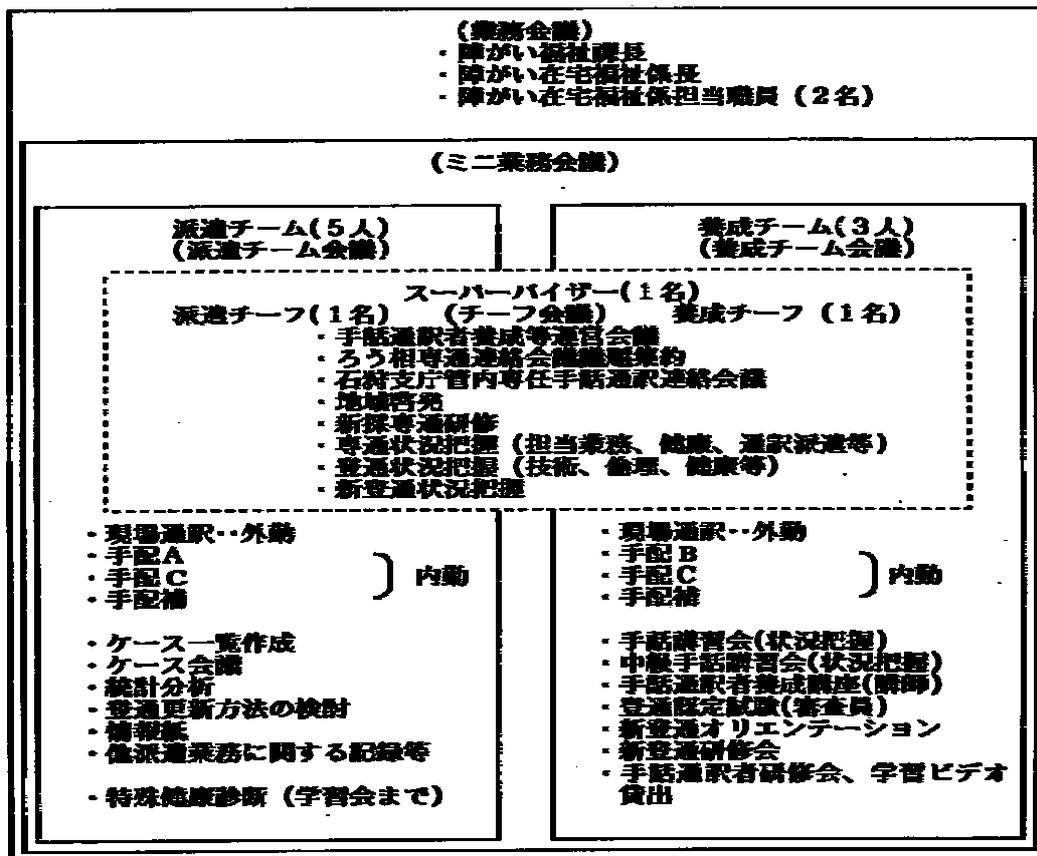
図1-1 専従手話通訳者の業務内容

2004年12月現在

専従手話通訳者業務分担 (本庁障がい福祉課に9名配置)

辞令の業務内容

1. 依頼先における現場通訳業務
2. 登録手話通訳者派遣に係る申請の受け付け、手配及び実施報告書の処理業務
3. 登録手話通訳者に係る研修の企画及び実施業務
4. 手話通訳者養成講座における講師及び登録手話通訳者認定試験における審査業務



☆スーパーバイザーは2000年度より設置。専通業務全体を見て、業務の調整を図る。

☆夜間休日業務あり→後日調整時間をとる。(養成講座、認定試験、手話通訳者養成等運営会議、手話通訳者研修会など)

そして、専従手話通訳者の業務内容は以下の14点にまとめられている。

1) 手話通訳行為

年間依頼数のうち約40%に専従手話通訳者を派遣。特に通訳派遣時に配慮を要する(読み書きが困難、情報が得られない、物事に対する理解が難しい、病状が深刻である等)ろうあ者に関わる依頼(医療・司法・教育場面等)や介護保険・支援費制度等の契約を伴ったり、継続的な関わりや手話通訳者がいなくてもコミュニケーションがとれるように働きかけることが必要な場面、複雑なトラブル・緊張度の高い内容が専従手話通訳者に多い状況である。

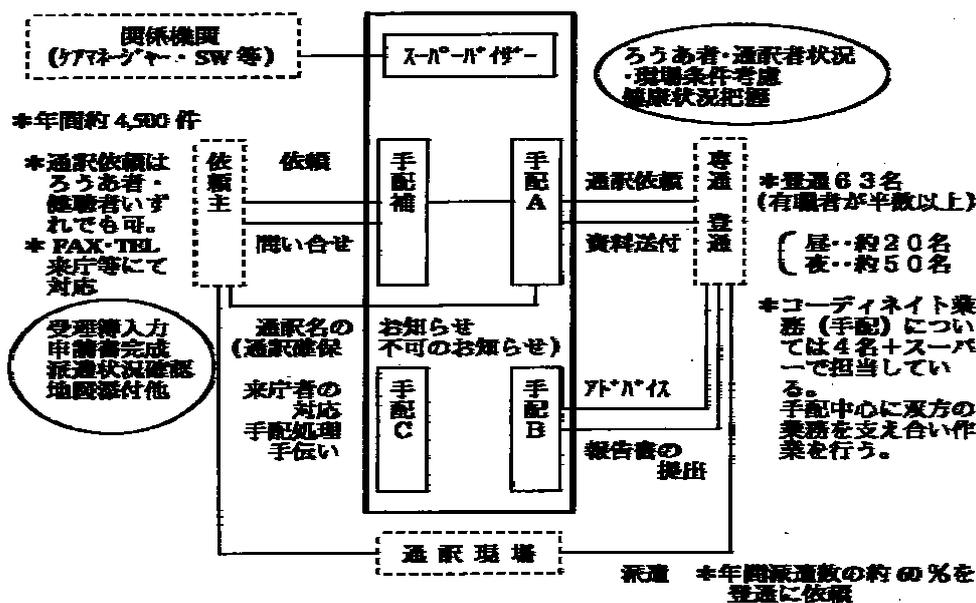
登録手話通訳者の通訳分野の拡大・フォローアップ(通訳技術含む)も含めての専従手話通訳者同行やペア通訳を配慮しての派遣もろうあ者の理解を得て行うようにしている。

2) 手話通訳派遣コーディネート体制

手話通訳者派遣については庁内で5名体制にて連携を図り（図1-2参照）、以下のような業務分担がなされている（ただし、近年の通訳依頼増に対応するため専従手話通訳者の内勤体制をくずして通訳に出ることが多く、5名体制をとれていることはきわめて少ない）。

- ・スーパーバイザー……依頼内容を見て派遣する通訳者決定の判断を行いながら、専従手話通訳者の業務全体を鑑み、内勤（担当業務含む）と外勤の調整も行う。
- ・手配A……通訳依頼の内容を考慮して専従手話通訳者・登録手話通訳者を確保する。または「確保できず」の判断をする（上司決裁要）。スーパーバイザーと相談しながら進める。
- ・手配補……通訳依頼を受け付け、内容把握のための問い合わせをする。
- ・手配B……通訳実施報告書の処理、登録手話通訳者へのアドバイスをする。
- ・手配C……来庁ろうあ者の電話通訳、テレビ電話、FAX問い合わせ、庁内・緊急時通訳等の対応をする。また、手配処理も補助する。

図1-2 手話通訳派遣コーディネート体制



3) 統計分析

「通訳派遣数」や手話通訳が「確保できず」「取り消し」「対象外」であったケース等の統計分析をする。

4) 派遣情報紙作成

ろうあ者や手話通訳の理解者を増やしたり、専従手話通訳者と登録手話通訳者間の情報共有を図ったりするために新聞（発信元 障がい福祉課）を作成している。新聞は登録手話通訳者以外にも各区ろうあ者相談員、北海道ろうあ連盟、札幌聴力障害者協会、札幌手話通訳問題研究会、札幌手話サークル連絡協議会、一般市民に対して配布している。

5) 手話通訳派遣状況の記録

手話通訳派遣現場に関する問題提起等の把握、整理。配慮を要するろうあ者の状況把握。登録手話通訳者の状況把握。専従手話通訳者の業務状況（内勤体制、通訳件数、休暇の取得状況、健康状態等）の把握等。

なお、来庁者状況やTV電話の対応状況等も把握している。

6) 手話講習会～初心者対象

手話講習会は札幌聴力障害者協会から講師、札幌手話サークル連絡協議会から助手の協力をえて実施されている。専従手話通訳者は事業説明会（1回）や講師・助手研修会（2回）、講師・助手反省会等への出席などを通して手話通訳者養成システムの課題等を把握する。5月～10月、毎週月曜日夜間開講、全22回。

7) 中級手話講習会～地域手話サークル活動2～3年くらいの方を対象

中級手話講習会は札幌聴力障害者協会と札幌手話通訳問題研究会から講師各2名の協力をえて実施されている。専従手話通訳者は事業説明会（1回）や中間の節会議（1回）、講座の様子を見る（2回）、講師反省会（1回）等への出席などを通して手話通訳者養成システムの課題等を把握する。5月～12月、毎週木曜日夜間開講、全31回。

8) 手話通訳者養成講座～札幌市登録手話通訳者をめざす人が対象

手話通訳者として必要な技術や知識を学ぶ講座の講師として担当の専従手話通訳者（1名）の他に現場講師としても専従手話通訳者（2名）が担当する。（他にろう講師2名、健聴者講師1名（基本課程のみ）、計4名で担当。）節目ごとに会議の開催。5月～1月、毎週水・金曜日夜間開講、全62回。

9) 登録手話通訳者認定試験・新登録手話通訳者オリエンテーション

1年に1回。2004年度より社会福祉法人全国手話研修センター実施の「手話通訳者養成課程修了者に対する統一試験」(以下、手話通訳者統一試験)を取り入れる。別途面接実施予定。審査員として専従手話通訳者2名が担当し、札幌聴力障害者協会選出のろうあ者審査員（2名）と共に、採点。不合格者学習会（再挑戦のためのアドバイス等2003年度まで実施）、新登録手話通訳者オリエンテーション（登録手話通訳者認定授与式、事務手続き、コーディネートの説明、報告書の提出等、通訳活動に必要な説明）及び新登録手話通訳者研修会を実施。

10) 手話通訳者研修会・学習用ビデオ貸出し

通訳者の研修保障のために企画。障がい福祉課と登録手話通訳者との懇談会、健康学習会を含めてほぼ毎月年10回の実施（教養講座・健康学習会・懇談会を除いて1テーマにつき昼・夜開催をしている）。手話通訳者養成講座の理論講義9回は登録手話通訳者対象の公開講座としている。研修会への参加が難しい人への研修保障の1つとして、養成講座の理論講義や健康学習会の様子などを撮ったビデオテープの貸出しを実施。

なお、研修には保育サービスも設けて、研修保障をしている。

11) 特殊健康診断・健康学習会

登録手話通訳者を対象に年1回、特殊健康診断を実施。結果が各登録手話通訳者へ郵送され周知された後に、健診担当医師を招いて正しい知識を得るように学習会を実施。これについては、コーディネート業務と医師との連携をしている。

12) 手話通訳者養成等運営会議

関係団体である札幌聴力障害者協会、札幌手話通訳問題研究会、札幌手話サークル連絡協議会と障がい福祉課（係長・派遣担当・養成担当・専従手話通訳者2名）が1ヶ月に1回、手話通訳者の養成等に関することをテーマに会議を開催。

13) 石狩支庁管内専任手話通訳連絡会議

石狩支庁管内の専任手話通訳者も加わり派遣コーディネート担当職員が一堂に会し、共通の課題の意見交換や情報交換をする。1998年より開催（2ヶ月に1回）。会議の開催は持ち回りで行なっている。

14) 地域啓発

手話通訳派遣制度に関する地域啓発（講師派遣も含む）を行う。現状としては外勤、内勤の状況等見極めつつ、要請時に上司と検討し決定している。

(3) 手話通訳者派遣事業

1) 派遣事業の概要

手話通訳者派遣事業については「札幌市手話通訳者派遣事業実施要綱」に具体的に記載されている。主な内容は次のようになっている。

目的……………聴力及び言語障害者（ろうあ者等）と健聴者との意思の疎通を円滑にするため、手話通訳者を必要とする場合に、手話通訳者を派遣することにより、ろうあ者等の福祉の増進を図ること

実施主体……………札幌市

派遣対象事項……………表1-1のとおり

派遣の申込……………札幌市長への派遣の申請による

派遣対象地域……………札幌市内

（派遣地域が市内であれば居住地に関わらず誰の申請でも可能）

手話通訳者の認定……音声語を手話に同時通訳ができ、且つろうあ者等の手話表現を読み取り同時に音声語に通訳できる者で、札幌市長が認定したもの。手話通訳者として不適当と認められる事由が生じたときは、認定を取り消すことが可能。

手話通訳者証……………手話通訳者には、札幌市手話通訳者証を交付する。

認定の期間……………手話通訳者の認定期間は、毎年度初日から末日の1年間。

認定期間の更新……………認定期間満了の前60日以内の更新手続きにより更新が可能。

表1-1 手話通訳の派遣対象

派遣事項	派遣内容	除外事項
1 生命・健康・医療保健に関すること	受診、治療、入院、通院、検診、検査、手術献血回診、各種健康相談、医療や健康に関する講演、その他。	宗教等を背景とした「治療」その他これに類する名称をもって行われる行為(御祝い、加持祈祷等)は、除外する。
2 司法に関すること	被害届け、取調べ、接見、調停、捜査、事情聴取、運転免許処分、事故検証、公判、その他。	
3 児童の教育、保育に関すること	各種懇談会、PTA会、父母会、転入学等の手続き、教育相談、進路相談、その他児童の教育諸機関との話、その他。	教材の売買及びこれに類する内容のものは除外する。
4 労働と雇用に関すること	トラブルの話し合い、交渉、要求、解雇、退職、組合交渉、調停、研修(雇用継続に必要なもの)、その他。	社内会議、営業会議等通常の企業活動に関わるものは、除外する。
5 地域及び住宅に関すること	住宅相談、契約、入居、移転、購入、交渉、集会、減免申請、町内会等の話し合い、その他。	
6 人間関係に関すること	家庭問題、各種調停、結婚式、葬儀、その他。	近隣との日常の雑談は除外する。結婚式や葬儀については、ろうあ者自身が一般的な参加者である場合は除外する。
7 文化と教養に関すること	講座、講演会、研修会、その他。	宗教団体、政治団体等の主催するもの。又、企業の商品販売等、営利に絡むものは除外する。
8 社会生活に関すること	各種相談、諸契約、運転免許の取得・更新、各種団体の集会、その他社会生活に関わる各種相談。	宗教団体、政治団体等の主催するものは除外する。
9 その他、障害保健福祉部長が認めるもの		電話通訳の依頼を主たる目的とするものは除外する。その他障害保健福祉部長が不相当と認めるものは除外する。

2) 派遣事業の事務処理

派遣依頼の手続き……………手話通訳者派遣申請書を一週間前までに提出することとする。

ただし、緊急やむを得ない場合にはこの限りではない。

手話通訳者の手配……………障がい保健福祉部長は、派遣を決定した場合、手話通訳者を手配し、選定した手話通訳者に通訳業務の命令または依頼をする。

通訳活動予定表の作成……………障がい保健福祉部長は、申請書等に基づき手話通訳者の活動予定表を作成し、常時状況を把握する。

実施活動報告書の提出……………手話通訳者は、申請書に基づき従事した事項について、手話通訳実施報告書を障がい保健福祉部長に提出するものとする。

登録手話通訳者の謝礼金等……登録手話通訳者が要綱に基づき通訳業務に従事したときは、謝礼・交通費及び電話代、報告の切手代等を支払うものとする。

次の区分により当該月末まで報告書の提出のあったものについて、翌月末日までに支払う。

ア 通訳活動時間が3時間未満の場合 = 3000円

イ 通訳活動時間が3時間以上の場合 = 4000円

注)通訳活動時間:通訳行為及び通訳予備行為(事前の打ち合わせ等)に要した時間を指す。

交通費及び電話代等は、前項の支払方法に準じてその実費を支払う。

ただし、派遣依頼とともに乗車券等を交付した場合にはこの限りでない。

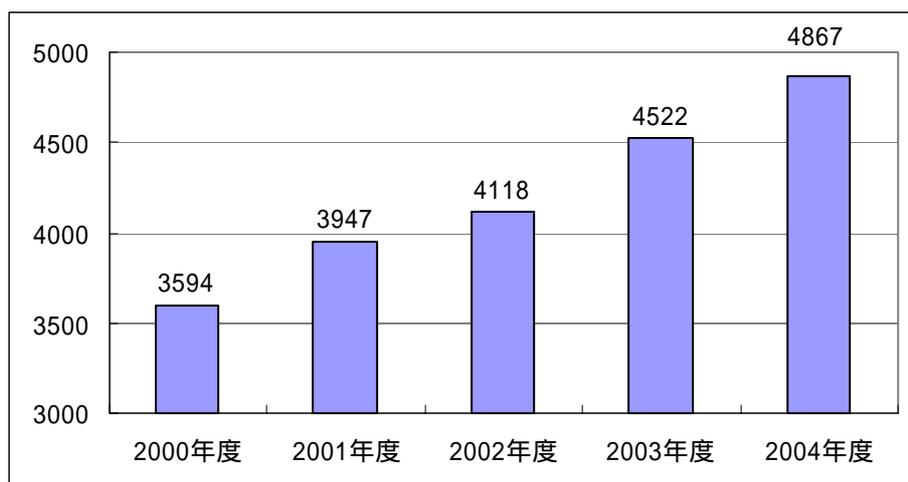
(4) 手話通訳の実施状況

札幌市の手話通訳の実施状況については以下のとおりである。

1) 派遣総数

専従手話通訳者と登録手話通訳者を合わせた総派遣件数(派遣人数)は、2000年度の3594件から2004年度の4867件(そのうち専従手話通訳者1939件、登録手話通訳者2929件)と1274件の大幅な増加となっている。

図1-3 総派遣数の推移(単位:件) 2000年度~2004年度



2) 実施内容

実施件数とその内容

さらに2002年度の派遣件数(派遣人数)で詳しく見ると(表1-2)、専従手話通訳者で1936件(39.8%)、登録手話通訳者で2931件(60.2%)、合計4867件となっている。

手話通訳内容別に見ると、専従手話通訳者及び登録手話通訳者の合計でみた場合、医療及び健康（介護保険、支援費制度関係も含む）がもっとも多く2600件（53.4%）を占め、次いで労働及び雇用が605件（12.4%）、教育及び労働が575件（11.8%）と続く。

専従手話通訳者と登録手話通訳者で比較してみると、専従手話通訳者の方が医療及び健康で14.1ポイント、司法で3.5ポイント、社会生活で2.9ポイント、登録手話通訳者が教育及び保育で8.5ポイント、労働及び雇用8.5ポイント、文化及び教養で3.4ポイント、おおよそそれぞれ高くなっているのが特徴的である。

取消等の状況

また、手話通訳が確保できなかった件数が119件あった。そのうち業務協力（勤務時間外に登録手話通訳者をしている別の機関の専任手話通訳に上司の了解の下、業務時間内に協力が得られた場合。謝礼はなく交通費等実費のみ支給する）で対処した件数が2件あった。その他日程変更で32件、時間調整で7件、病院の手話通訳者の協力が6件、その他対応が20件あった。したがって実際に派遣が出来なかったのは119件である。

さらに、取消は263件（申請書1枚=1件）であった。派遣の対象外となった件数は19件あり、その内訳は、謝礼があるもの13件、営利に関するもの2件、政党関係1件、市外派遣7件、通訳でないもの2件、委託事業1件となっている。

なお、手話通訳事業の対象の通訳依頼であっても、申請者の条件等によっては「札幌手話通訳問題研究会」へ相談し、派遣協力となったものもあった。

表1-2 手話通訳内容の状況 2004年度

通訳内容	医療・健康	司法	教育・保育	労働・雇用	地域・住宅	人間関係	文化・教養	社会生活	その他	合計
専従手話通訳者	1198 61.9	81 4.2	130 6.7	141 7.3	39 2.0	20 1.0	87 4.5	224 11.6	16 0.8	1936 100.0
登録手話通訳者	1402 47.8	20 0.7	445 15.2	464 15.8	41 1.4	31 1.1	233 7.9	254 8.7	41 1.4	2931 100.0
合計	2600 53.4	101 2.1	575 11.8	605 12.4	80 1.6	51 1.0	320 6.6	478 9.8	57 1.2	4867 100.0
確保できず	51 42.9	2 1.7	2 1.7	29 24.4	0	1 0.8	22 18.5	12 10.1	0	119 100.0
業務協力	1 50	0	0	1 50	0	0	0	0	0	2
取消	165 62.7	3 1.1	25 9.5	26 9.9	3 1.1	2 0.8	20 7.6	17 6.5	2 0.8	263 100.0

注) 構成割合については、引用者が追記した。

3) 派遣の留意点

札幌市では手話通訳派遣の際には、特に次の2点が配慮されている。

手話通訳派遣コーディネートの配慮

第一に、手話通訳派遣のコーディネートに関することである。

ア) コーディネートでは様々な点を配慮して派遣調整がなされていること。

派遣コーディネートでは、次のような3点を配慮して調整されている。

- | |
|--|
| <p>A) 地域のろうあ者の状況…依頼に慣れていない人、初めての人、コミュニケーションが困難な人、病気の重い人等</p> <p>B) 手話通訳者の状況…技量、分野、健康状態、研修参加状況、通訳活動状況等</p> <p>C) 通訳現場の状況…通訳内容やその分野、ろうあ者への理解の有無等</p> |
|--|

これは初任者ですぐできる仕事ではない。機械的に名簿の上から「一番から五番まであたって、だめだったら六番に行く」という形のコーディネートではないからである。コーディネーターと手話通訳者等との会話によって「今までやったことのない分野だけでも、あえてここに通訳をお願いすることで学習をしないか」といった会話をしながら派遣をする。

したがって、コーディネーター自身もある程度いろいろな分野で手話通訳をこなして、ろうあ者の状況も把握しながら、登録手話通訳者の状況を見たり、現場で意見交換をしたりしながら、アドバイスを行えるというような年数を経てきてコーディネーターの主となる仕事ができるということである。

イ) コーディネート業務を進めるためにしていること

もし担当職員が一人や二人であれば書き作業もあまりなく、経験だけで仕事ができるかもしれないが、専従手話通訳者が11人おり、相互の情報の共有化等のために資料をカード化したり、内容整理したりしながら、役割を分けて担当する必要がある。

また、一人が作業に詰まったときにそれをすべてその場所ですぐ話し合いにはならないので、(1)日誌やケース記録で自分なりに整理してみたり、(2)問題があると感じれば、全員がなかなか揃えないところもあるが、定期で開かれる派遣会議や養成会議で派遣チームの内容を養成チームの方に伝えたり、養成チームの内容を派遣の方にも伝えたりする調整を図るようにしている。

手話通訳以外の様々な調整についての配慮

第二に、手話通訳以外の様々な調整についてである。

近年コーディネーターの仕事として、手話通訳者の派遣コーディネートだけではなく、関係機関への連絡・調整が非常に多くなってきている。例えば、通院先の医師との調整役をしたり、事業所のケアマネジャーと連絡調整を図ったりして、どのような派遣体制にしていくのか。また、今はとても対象者が不安定だからその方が落ち着くまでメンバーは固定していくか、などの調整を担うのである。

なぜなら、専従手話通訳者が主にろうあ者と手話通訳の関係の情報を持っており、それを相手方の担当者に伝えて一緒に相談をしながら派遣をしていくことが増えてきており、必要な業務としてその人々と調整・連絡をとることになるからである。こうして地

域にろうあ者の理解者を作ったり、ろうあ者のまわりにできるだけサポートする体制を作ったりしていくことが手話通訳派遣をスムーズに進める上でも重要になっている。

(5) 手話通訳実施上の課題

札幌市における手話通訳実施上の課題になっていることは主に以下の2つである。

1) 専従手話通訳者の待遇

第一に、専従手話通訳者の待遇についてである。専従手話通訳者は第二種非常勤職員であり、「一定の事務の処理を委嘱するためにおかれる職員で、必要に応じて随時又は臨時に勤務する者」であり、「特定の資格、免許又はこれに準ずる知識、経験を必要とする職であって、かつ、人材の確保が困難と認められるものをいう」とされている。

非常勤であるため、5年以上勤めている人も4人(10年以上が2人)いるが毎年雇用契約を更新し、賃金は全員一律で低額に設定されており、勤務時間も週30時間以内に決められており、時間外手当や各種手当の保障がない。そのため、2004年度までの累計で300時間以上のサービス残業となっている人が6名おり、最も長い人で800時間に達している。

これに対して市当局は「代休で消化してもらわなくてはならない」「(手話通訳の)依頼を断る以外にない。依頼するろうあ者も我慢を」として専従手話通訳者の待遇を改善する目処は立っていない¹⁾。その一方で、2005年5月にオープンした札幌市視聴覚障がい者情報センター内でビデオライブラリー等を札幌聴力障害者協会に委託して運営している聴覚障害者情報提供施設に、専従手話通訳および登録手話通訳者派遣の業務も委託する予定となっている。その中で専従手話通訳者の待遇がどのように改善されるか、今その瀬戸際の時を迎えている。

2) 緊急時の対応

第二に、緊急時の対応についてである。図1-4を見ても分かるように、手話通訳の当日依頼と翌日依頼がそれぞれ100件ほど増加してきている。特に、当日に急に対応が求められる件数が、2004年度でも294件(当日庁内・庁外の合計)、翌日で337件に上る。

当日依頼等に対応するために、手話通訳者の再手配、再々手配をしなければならないことが増えてきている(図1-5)。例えば、再手配・再々手配の合計は1999年度に435件であったが、2004年度は718件となっている。このような急な手話通訳派遣に対応することが難しく、当日依頼に無理に対応すると専従手話通訳者の内勤体制が崩れ会議など他の業務ができなくなる。ろうあ者の緊急の対応もできることが必要であるが、当日依頼は手話通訳業務の大きな負担になっている。

3) 登録手話通訳者の確保

手話通訳の派遣件数や関連する業務が増加し続けてきている。しかし、それに合わせて登録している手話通訳者数が増えているわけではない。2003年から2004年では4人の登録手話通訳者が増えて63人となったが、2005年1月には(専従手話通訳者に採用したため)2人減って61人である。また、登録手話通訳者であっても、すべての手話通訳者が活動できるわけではない。

登録手話通訳者(63人:2004年度)の稼働休止状況によれば、2004年5月26日現在、動けるとした人は11%、条件付なら動ける人は54%、動けない人が30%、1年間休止してい

る人が5%となっている(図1-6)。つまり、仕事や家庭、育児、体調等が理由で手話通訳に出向くことが難しいことがある。そのため、自由に活動できる人は1割ほどでしかない。登録手話通訳者の6割は有職者でありその人は自ずと夜と休日型となり、日中の平日は主婦の人やパートタイマーの人に手話通訳の依頼をしている。そのため、登録手話通訳者の5割は条件付で働けるとしているところである。

登録手話通訳者からの提示された条件や要望には、曜日の希望(月曜日は不可等)、当日や翌日依頼は不可、通訳時間(拘束時間)の希望等がある。このような条件のなかで、さらに、通訳時間や通訳内容、通訳現場までの交通手段、ペアとなる手話通訳者の配慮、一週間あたりの件数等を考慮している。

図1-4 当日依頼・翌日依頼の状況、1999年度～2004年度

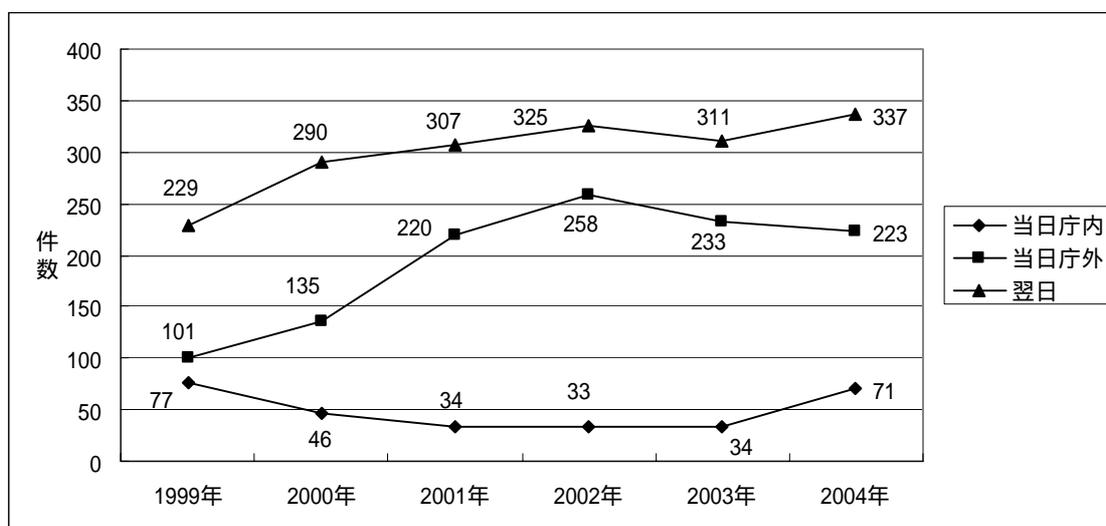


図1-5 再手配・再々手配の状況、1999年度～2004年度

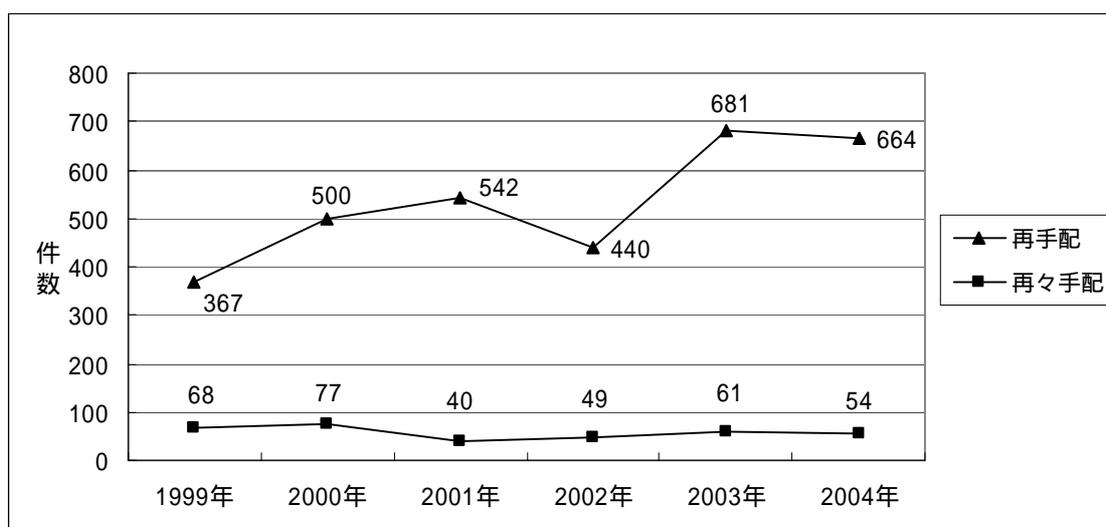
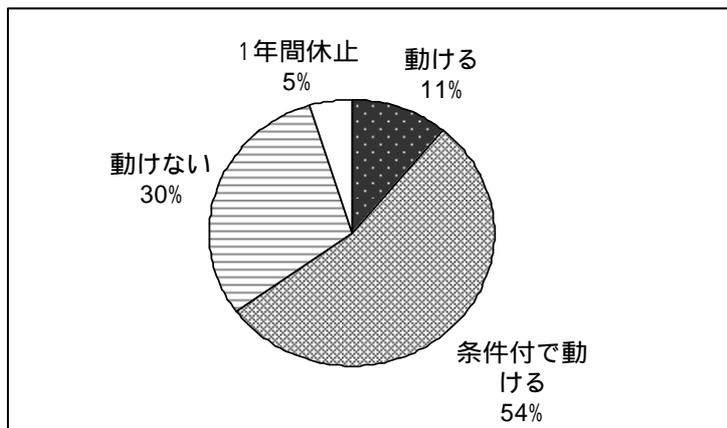


図1-6 登録手話通訳者稼働休止状況、2004年度5月26日現在



< 注 >

i 自治労・ろうあ者相談員・専従手話通訳者部会「くみあいファックス」第33号、2005年9月30日

< 参考資料 >

・自治労さっぽろ公共サービス労働組合非常勤職員支部 ろうあ者相談員・専従手話通訳者部会「札幌市における聴覚障害者の福祉を考える パート」2005年

2. 白山市の事例：手話通訳資格保有者の正職員採用

2005年（平成17年）8月に白山市役所等を訪問し調査をおこなった。

1. 白山市役所職員課

(1) 採用の経緯

市役所として障害者福祉事業を進める中で手話によるコミュニケーションの必要性を感じていたところに、地元ろうあ協会の働きかけや当時の市長の積極的な意向もあって、1998年（平成10年）に一般行政職職員として「手話通訳資格保有者」を募集した。また2002年（平成14年）には、障害者福祉業務の増大に伴う担当課の増員要求、現市長の意向もあり2人目の募集～採用を実施した。

いずれも国や県の政策とは別に、市長のトップダウンもあり、独自判断で採用を進めた。なお、市の障害者プランに「複数の手話通訳者配置」という記載はある。

手話通訳者だけではなく他にトップダウンで白山市が採用を進めている資格職種として「司書」がある。

なお、市町村障害者社会参加促進事業の「手話通訳設置事業」は事業対象として正職員を含まないため、白山市採用者の人件費について補助金はない。

(2) 採用の効果

ふれあい福祉課窓口における聴覚障害者市民とのコミュニケーションが円滑になった。

また、採用した職員は、福祉関係職場での職歴があるとはいえ、聴覚障害者市民のニーズについての積極的な仕事の取り組み方は他の職員にプラスの刺激を与え、仕事に対する積極性や障害者市民に対する理解を深めることにつながっている。

ただ、熱心な業務態度からか、最近聴覚障害者市民からの相談が増え、超勤時間が増えていることが唯一困っていることである。

また、市の行事への手話通訳配置の拡大により、聴覚障害者市民の社会参加の機会は増加したと認識している。

(3) 採用の意義

採用にあたっては、「手話通訳資格保有」が基本だが、一般行政職なので、手話通訳技術だけではなく、「公務員としての知識」「障害者福祉についての深い理解」が必須と考えている。

採用された手話通訳資格保有職員は、手話通訳関連職場以外への配置は考えていない。

(4) 今後の採用方針

白山市は合併直後ということで職員は過剰状況にあり、今後10年間で200人の人員削減を予定しているため、手話通訳資格保有者だけではなく市役所全体で増員の具体的な話は困難な状況にある。

ただ三位一体改革の進展による市町村業務の増加、障害者の社会参加の拡大に伴い、資格保有者が必要な専門的な市民ニーズが増加しているという認識はあり、今後市役所全体

としては資格保有者の採用は増加すると考えている。

(5) 所感 ~市町村への手話通訳資格保有者の採用拡大に向けて~

手話通訳資格保有者の採用は市の独自判断で実施されていて、市町村という基本自治体が障害者福祉事業主体となるプラス面と考えられる。

また、採用された手話通訳者の積極的な仕事への取り組み姿勢が他の職員へプラスの影響を与えている、という話は、職歴の関係はあるが、手話通訳資格保有者の社会資源としての優秀性を示していると考えられる。

2. 白山市役所ふれあい福祉課

(1) 設置手話通訳事業の継続性

白山市の手話通訳者の業務については、要綱等の文書化されたルールは特に定められていないまま、障害者福祉行政の日常業務の中で活動している。

先の市議会の市長答弁で、「合併により障害者福祉サービスは低下させない」というものがあり、これに基づき障害者福祉事業の事務処理体制の構築を考えているところである。

なお、旧松任市の障害者プランには「手話通訳者の複数配置」を明記していたが、現在は、合併した白山市の障害者計画を策定中であり、手話通訳者の複数配置についての記載を検討している。

ふれあい福祉課の職員としての業務内容は、聴覚障害者の生活支援を含み、生活に深く関わることが必要であることから、市役所に配置する手話通訳者は、正職員であることが必須と考えているし、今後増員があったとしてもその方針は継続されと考えている。

なお、市職員の担当（登録通訳者に依頼しない）通訳分野は、1）医療通訳の初回、2）生活支援に関わる場合、3）人権関連（警察、裁判等）、等とのことである。

(2) サービス提供方法の工夫

聴覚障害者の市役所へのアクセスしやすさを高めるツールとして、テレビ電話を設置している。当初NTTからモニター依頼された県の聴覚障害者協会が実際に使用してみたところ好評であり、白山市役所にも設置希望があったことから、課として機器購入を予算化して配置した。

NTTの携帯電話（動画サービス）から発信（課に設置した受信機で受信）が可能であるため、聴覚障害者の通訳ニーズの最初のアクセス手段として高齢者にいたるまで広く活用されている。

なお、市役所への正式な手話通訳依頼としては「紙に書いたもの」を必要とするため、携帯電話で依頼があっても、「ファックスでの送信」を依頼～送信してもらっている。

なお、同じ機械（受信・送信機）は、県の聴覚障害者情報提供施設（以下、情報提供施設）や生活相談支援員の相談場所である「こがね荘」にも設置され、施設間の聴覚障害者の連絡にも活用されている。

(3) ニーズ発掘

手話通訳依頼の内容確認や来庁者の相談を受ける中で、手話通訳ニーズや生活支援ニーズを発掘するように、設置手話通訳者が心がけている。また、手話通訳依頼書は課内で供覧して聴覚障害者のニーズについての理解が課内の共通認識となるようにしている。

旧松任市エリアでは、孤立した聴覚障害者の存在はほとんどなく、聴覚障害者やサークルのネットワークや日常活動で接触できていると考えている。その中で、聴覚障害者の手話通訳ニーズが見つかった場合は白山市役所のふれあい福祉課（手話通訳資格保有者）に情報が集約されるような人間関係のネットワークができています。

ただ、合併後の新市エリアについては、聴覚障害者との結びつきや対人関係作りができていないため、今後ふれあい福祉課として働きかける予定である。

これとは別に、2004年（平成16年）度からふれあい福祉課として「生活相談支援員」を制度化し、手話通訳士資格保有者に業務を委嘱している。これは県の身体障害者相談員や情報提供施設の聴覚障害者相談等の既存の制度を松任市レベルで具体化したもので、よりきめの細かい相談によりニーズの発掘に結びついている。

(4) 人材育成

白山市が採用している手話通訳資格保有者は、「聴覚障害者支援のための特別な努力」という発想ではなく、市役所職員として必要な「住民ニーズの把握」という視点を聴覚障害者にあてはめて活動している。

その姿勢は、ふれあい福祉課の他の職員の業務の進め方にもプラスの影響を与えて、障害に対する理解の深まりやサービス意識の向上に結びついている。

また、課内で聴覚障害者の福祉ニーズに関する情報を共有することにより、職員相互の障害者問題への理解が深まり、また「問題の抱え込み」も防止できている。

今後さらに手話通訳者が増えたときにも、この姿勢はプラスに働くと考えている。

(5) 所感 ～設置手話通訳者の業務について～

白山市の設置手話通訳者（一般行政職員として採用された手話通訳資格保有者）の業務は、聴覚障害者が必要とする現場のコミュニケーション保障にとどまらず相談や生活支援に及ぶものであるが、この業務の深まりについては、市のトップから現場の管理職に至るまで、「聴覚障害者市民ニーズへの対応の必要性」についての深い理解に支えられていると考えられる。

また設置手話通訳者も、「住民ニーズに基づいて課題の解決を目指す」という地方公務員の基本に則り業務に取り組み、「地方公務員としての手話通訳者モデル」として評価できると考えられる。

3. 石川県聴覚障害者協会

(1) 白山市の手話通訳者資格保有者の採用

もともとは、1997年（平成9年）に、石川県で障害者プランを策定する際の審議会の委員に聴覚障害者協会幹部が入ったときに交渉を積み重ねて登録手話通訳者の数値目標を書き込ませたことから始まった。

登録手話通訳者の養成が進む中で、白山市役所と地元ろうあ協会との「手話通訳者の採用」についての交渉があり、白山市役所幹部から「手話通訳者の採用の必要性」について相談された際に、「手話通訳」「聴覚障害者問題」についての基本的なところから説明して、聴覚障害者や手話通訳制度についての理解を深め、採用に至った経緯がある。

採用された人材、採用後の活動、白山市の考え方、等について、聴覚障害者の福祉向上の観点からは、大いにプラスであると評価している。また、白山市に限らず、石川県内で行政等公的機関に採用された手話通訳者は聴覚障害者協会とのパイプがあり、聴覚障害者の福祉向上の立場を失っていないことも評価している。

3. 会津若松市の事例：市正職員による手話通訳設置の展開

1. 会津若松市の事例：市正職員による手話通訳設置の展開

地方自治体の情報保障・コミュニケーション支援のあり方について考えるとき、地方自治体における手話通訳設置を推し進めていくことは非常に重要である。しかし、ほとんどの自治体で手話通訳設置事業が実施されておらず、また、実施しているとしても、自治体の非常勤職員や社会福祉法人・社会福祉協議会等での民間委託により実施されているところも多い。そのようななかで、人口約12万人の福島県 会津若松市で、市の正規職員として手話通訳者を3人採用している。この会津若松市において手話通訳設置がどのように展開してきたのかを明らかにし、手話通訳設置の意義と課題を確認したい。

なお、この報告の作成にあたり、2005年(平成17年)8月にあいづ聴覚障害者協会役員、会津若松市手話通訳者にインタビューを行った。本報告はこれらのインタビューの結果に基づくものである。

(1) 背景：身体障害者、各団体、手話通訳者等

会津若松市の人口は約11万6737人(2003年(平成15年)10月現在)であり、身体障害者は5732人(5%)を占め、そのうち、聴覚(平衡)障害者は509人(9%)になっている(2004年(平成16年)4月1日現在)。なお、手話を使う聴覚障害者は約60人程である。

また、あいづ聴覚障害者協会(以下、聴障協)会員は約60人、全国手話通訳問題研究会(以下、全通研)会員は約30人、サークル会員は約100人、日本手話通訳士協会(以下、土協会)会員は3人、登録手話通訳者は2004年(平成16年)度15人(市町村に登録)である。市に設置されている手話通訳者は3人である。

(2) 手話通訳設置について

表3-1 手話通訳者の設置の経緯

1971年	市長との対話集会開始(東北2番目、県初)、手話サークル発足
1974年	奉仕員派遣事業開始
1975年	手話通訳者設置(配置換)【1人目】、手話通訳者複数化の要望
1978年	嘱託手話通訳者採用 【2人目】、正職員化要望
1980年	嘱託手話通訳者の正職員化(市採用試験合格)
1995年	健康問題対応により手話通訳士採用 【3人目】

切っ掛けとしての市長との対話集会

会津若松市では市長との対話集会を契機として手話通訳設置が実現してきた。その市長との対話集会は、当初聴障協の定期総会に市長に挨拶に来てもらうということになり、はじめは挨拶をしてもらう程度のことを考えていた。しかし、市長に挨拶をしてもらうときに、会津若松市には手話通訳者がいなかったのかという問題が生じた。初めは、市長の挨拶文を事前にもらって手話で表せばよいのではないかと、ということも考えた

が、当時ろう者だけでは日本語の硬い文章を理解するのも難しかった。

また、ちょうどその頃はろう者が集まって話をするところがなかった。喫茶店で集まるとは金がかかるし、家では電気代等個人の負担が大きい。そのため、単に挨拶だけでなく、市長に手話通訳事業やろう者が集まる場所を要望で訴えるために、市長を囲む会にした方がよいのではないかと、ということになった。市長には議員を通して対話集会に来てもらえることになった。なお、対話集会に先立ち、要望を市議会に請願するための街頭署名運動を行った。

市長との対話集会をして初めて会津若松で手話通訳をしてくれたのは東京の市川氏（現全通研委員長）である。そこで初めて健聴者でも手話ができるということに会津若松のろう者は大変ショックを受けた。そして、このときの市長はこの手話通訳の必要性を理解し、要望を受け入れ、2ヵ月後の議会では手話通訳者養成事業の補正予算を計上した。

この最初の対話集会以来、市長との対話集会は毎年1回続けて実施している。この集会には聴障協の幹部だけでなく、たくさんのろう者が集まっている。この市長との対話集会は東北では青森に次いで2番目に古く、福島県では初めてであった。この対話集会を切っ掛けに、署名活動・市議会への請願、福祉事務所長・教育委員会との交渉、手話学習会の開催等、ろう運動が発展した。

設置手話通訳者（1人目）

1974年（昭和49年）に手話通訳者派遣事業が始まっていたが、当時は登録手話通訳者の人数も少なく市役所にきて話ができないという問題があった。そのため、聴障協から特に手話通訳設置の要望が出ていた。最初の設置手話通訳者（手話通訳設置事業ではなく、自治体正規職員としての手話通訳者である）は、1974年（昭和49年）に市の保育所の保母（技術職員）として会津若松市に採用された人であった。その保母が1975年（昭和50年）に人事異動で手話通訳の専従になった。手話サークルに入って1年目に手話サークルの会長となったため、行政内部に手話ができる人がいると思われ、手話通訳に異動になったという。

最初、手話通訳が設置されたことを周知しなければならなかったのに、障害者手帳の台帳の1級から3級までの聴覚障害者の名簿を作り、ろう者の家をすべて訪問した。そのなかで手話通訳があるということが周知されてきた（嘱託職員や民間団体の職員は基本的にはこのような名簿を見ることができない）。

設置手話通訳者（2人目）

だが、手話通訳だけに専念できたのは当初の2年程で、その後は他の事務の仕事も回ってくるようになった。また、当時は設置手話通訳者であってもろう者の必要に応じて外勤もしていた。そのために市役所内での手話通訳ができないこともあった。その結果、1人目設置後1年目にはすぐに設置手話通訳者の複数化の要望がだされるようになった。

1978年（昭和53年）の1人目設置後3年目にして2人目の手話通訳者が嘱託職員で採用された。このため手話通訳者に空き時間もできるようになり、事務仕事も任されるようになったが、ろう者の依頼があれば手話通訳を優先することができた。しかし、嘱託職員も外勤で手話通訳をし、正職員と全く同じような仕事をしているのに労働条件が違うことは

おかしいのではないかと考えられ、嘱託も正職員化を図った。1980年（昭和55年）に正規職員になった。

市としては正規職員を公募なしには雇うことができないという考えであったが、ホームヘルパーも嘱託職員から正職員になったという前例があった。当嘱託職員の年齢は市の正職員の採用年齢制限26歳を過ぎていたが、手話通訳ができることを条件に嘱託職員が受験可能なように30歳まで年齢制限が緩和されたうえで、手話通訳ができる事務職員として一般公募の試験を受けて合格し、正職員として2人目が採用されることになった。

設置手話通訳者（3人目）

1990年代はじめ、手話通訳者の頸肩腕障害が社会的な問題になってきたため、手話通訳者に頸肩腕障害が生じないよう手話通訳者の設置複数化を要望することになった。3人目の設置は、3人の内の1人を異動して手話通訳以外の仕事をするすることで、手話通訳業務を休むことができるようにしたいとも考えていた。また、聴障協としては、これまでの手話通訳者が女性だったこともあり、3人目は医療場面等での性別を配慮して、男性の手話通訳者を採用してほしいと考えていた。さらに、聴障協は地元で経験のある登録手話通訳者のなかから採用してほしいと訴えていたが、市は国の認定資格である手話通訳士を求めている。

聴障協と市との間で議論になったが、聴障協は手話通訳者の増員が先決と判断し、3人目を採用することになった。1993年（平成5年）に手話通訳者を採用することが決まり、1994年（平成6年）に手話通訳士資格を条件として一般公募をし、市の公務員試験を経て1995年（平成7年）に採用された。市としては有資格者で市の試験を合格すればよかったが、手話通訳技術については事前に設置手話通訳者が確認していたという。手話通訳士を公務員として採用したのは、全国で会津若松市が初めてである。

なお、3人目の手話通訳者が設置された頃から手話通訳者の頸肩腕障害等に対する健康管理への手立てが実施されてきた。例えば、1995年（平成7年）から特殊健康診断を市の予算で始めた。1996年（平成8年）には検診の結果要注意以上の者には針灸・マッサージ券を出すようになった。また、30分以上の手話通訳は複数派遣するようになった。

（3）手話通訳派遣について

1973年（昭和48年）に初めて手話講習会を開催し、1年後の1974年（昭和49年）に手話通訳の派遣が始まった。会津若松市としては登録手話通訳の試験はなく、毎年、聴障協が登録手話通訳者の推薦をして登録している。登録期間は1年で毎年更新しているので、手話通訳を全く実践していなかったり、研修会に参加していない場合は登録から外されることになっている。いわゆる名前だけの幽霊通訳者はおらず全員稼働通訳者である。しかし、このような条件のために、一時、登録手話通訳者が10人まで減ったことがあった。登録が少なくなったため、市で責任をもって手話通訳者の確保をしてほしいと訴え、中級手話通訳者の研修を始めた。これは登録手話通訳者と登録を希望する人の研修会として位置づけている。

派遣のコーディネートについては、設置手話通訳者が登録手話通訳者のコーディネートをしている。設置手話通訳者と派遣手話通訳者との分担は、コーディネートをしている設

置手話通訳者が依頼内容を見て、設置か派遣のどちらで対応するかを決めている。しかし、はっきりとした線引きはできていない。例えば、学級懇談会等は登録手話通訳者で対応してもらいたいが、日中に通訳ができる登録手話通訳者は3人しかおらず、登録手話通訳者に頼めないこともある。そのため、昼は設置手話通訳者、夜や休日は登録手話通訳者を中心に手話通訳を利用することになっている。

制度を利用することが聴覚障害者の権利であるということを、ろう者は認識しており、特定のろう者専属の通訳者を作らないようにしている。会津若松では個人的に登録手話通訳者に通訳を依頼しない。夜間や急用のときも、市役所が作成している登録手話通訳者名簿の中から直接依頼することもあるが、利用者からきちんと手話通訳者を依頼したことを市役所に報告している。

名簿については、2年ほど前にろう者が事故のため警察で手話通訳を呼んでほしいと依頼したが、警察が拒否をしたことがある。今は警察にも登録手話通訳者のリストがあり必要があれば呼ばれるようになった。

現在、登録手話通訳者は15人である。そのうち県としての認定試験を合格した人は数人しかいない。手話通訳の質の向上のために、手話通訳者の態度等については手話通訳者本人に要望・改善してほしい点を話すこともある。また、登録手話通訳者の研修会で外部講師を呼んで実施している。また、頸肩腕検診も年に1回している。長時間の手話通訳は複数で対応できるようにしている。市と聴障協との交渉で明らかになった問題は解決するようにしている。

ただし、実際の手話通訳の派遣は少ない。その理由は、市内で一番大きい病院で、登録手話通訳をしている人が働いており病院内で手話通訳のコーディネートができるシステムが作られたからである。もともと会津大学に外国人の教員が多く、外国人の患者が多く外国語のための部署が病院内に作られていたが、手話通訳の部署も立ち上げるようになった。受付から薬の受け取りまでのすべてのコミュニケーションを支援している。この病院だけで1年で7800件の利用がある。また、病院内でも手話サークルが作られている。

表3-2 手話通訳派遣状況の推移

	1999	2000	2001	2002	2003	2004
手話通訳者派遣状況の推移						
登録手話通訳	19	21	19	22	21	18
派遣延件数	73	70	106	101	67	79
専任手話通訳者派遣の推移						
専任手話通訳	3	3	3	3	3	3
派遣延件数	464	457	415	411	465	444

出所) 会津若松市健康福祉部(2004)『会津若松市の福祉』p.26などより作成

(4) 聴障協の運動とその課題

会津若松のろう運動はろう者の権利をどう守るかで一貫して取り組んできた。手話通訳者も自分の専門の通訳者ではなく、制度としての手話通訳者であり、手話通訳を個人的に頼むようなことはしない。ろう者の権利として手話通訳制度を実施し、活用すること、そのためにきちんと利用した分を通訳件数として計上することが大事だと考えている。ただ

し、すべてを設置や派遣制度で対応しているわけではない。聴障協の温泉旅行などでは手話通訳は手話サークルに依頼している。署名運動も手話通訳のために市の設置手話通訳者が通訳するようでは運動として問題を生じることになるので、このようなときは手話サークルに依頼するようにしている。市民の目から見て、行政サービスのおかしな使い方はしないようにしている。

聴障協の会長は、福祉担当の課長と手話通訳なしで直接会い、手話通訳についての積極的な事業の実施に感謝の意を伝えている。これは歴代の会長が必ずやってきたことである。

手話通訳者の養成について、聴障協のなかに活動に関わる若い人が少なくなってきた、教えられる人が少なくなってきた。若いう者の職場は2、3交替制の工場で働く人が多い。中には、仕事のため、若い人で頑張っていた人が会津若松から出て行ってしまった人もいる。今は、若い人で活動しているのは3、4人しかいない。

会津若松のろう者は他の地域に比べて難聴が少なく文章も苦手であるが、ろう運動には積極的に取り組んでいる。市長交渉の前に要求内容について、ろうあ者だけでなく手話サークル「みみごえ会」の人たちと一緒に取り組んでいる。要望をいう際の練習もして本番に臨んでいる。他の障害者団体は市長との対話集会はしていない。

(5) 行政における手話通訳者の意義

1) 平等な市民としての対応

手話通訳者が設置される意義は、行政としていつでもろう者に対応できることである。行政は市民としてろう者がいることを認識し、聞こえる市民と差別なく普通に対応できるようにすべきである。手話通訳だけでみれば派遣でよいことになるが、聞こえない市民が来たときにきちんと対応できる体制になっていることが行政として大事である。派遣制度だけであれば、聴覚障害者だけが市役所に行く時に手話通訳者を待たなければならない。手話通訳者が来るかどうかを確認しないと、市役所に行けないというのは問題である。

2) 生活支援の窓口としての対応

設置手話通訳者の業務は手話通訳だけではない。ろう者は年金など生活でいろいろな問題を抱えている人も多い。例えば、届いた手紙の中身を教えてほしい、通販で送られてきたものの意味が分からないので教えてほしい等さまざまな相談があり、その相談の後で通訳につながることが多い。そのため、関わりは1回で終わらず、2、3回と関わることになる。また、ろう者のなかには最初はなぜ話をしに来たのか、なかなか分かりにくいこともある。会話のなかで何に困っているのかを掴み、問題解決につなげていくこともある。行政として市民へのサービスという視点で手話通訳を考える必要がある。

派遣の場合は、その相談内容の連絡がうまくできなかつたり、連絡に時間がかかるという問題がある。昼間に相談が多いが、昼間はほとんどの登録手話通訳者が仕事をしており、動ける登録手話通訳者は3人程度しかいないため、設置手話通訳者が対応することによって、これらの問題を解決している。

3) 当事者主体の聴覚障害者福祉施策の構築

行政に手話通訳者がいることの大きな利点は、市の職員として聴覚障害者の福祉施策についての要綱作成など政策決定に関われることである。直接ろう者の声を聞き、ろう者の要望を実現することができる。また、障害者福祉全体のなかで他の障害者も含めてろう者の福祉について考えることができる。それによって、ろう者のみに焦点を当てた展開ではなく、市民から共感が得られる施策として実施していくことができる。一般の市民からの目に耐えられる施策を作っていく必要がある。

行政は住民の要望を吸い上げて政策を作るが、行政に手話通訳者がいれば直接ろう者のニーズを把握できる。そして、行政は市民としてのろう者に適切に対応した政策決定ができる。事業予算や要綱の提案ができる。ろう者というだけでなく市民として、行政の役割について訴える必要がある。

4) 守秘義務の徹底

手話通訳はろう者の生活に深く関わっているので守秘義務がある。嘱託や民間委託では深くプライバシーに関わる業務には対応できないという問題がある。

5) 行政措置の実行

また、公務員は行政措置を行うことができる。ケースワーカーとして措置権を使って難しい状況でも市民を守ることができる。誤った行政措置は許されない。そのような場合、市民の話すことが直接わかる職員、聴覚障害者の場合は手話のできる職員が必要である。例えば、支援費の決定などである。

現在、会津若松市のろう者も高齢化し、夫婦だけで生活している人も多い。どのような状況になった時でも、きちんと対応できる状況になれば措置はできない。行政には説明責任があり、そのうえでの行政措置であり、そのために行政のなかに手話通訳のできる職員が必要なのである。

6) 業務の継続性

近隣のいわき市や郡山市などでは嘱託職員でも頑張っており、長年の経験のなかで積極的に取り組んでいるが、担当者が変わると今までのような取り組みは維持できない可能性がある。しかし、会津若松市ではすべて定められた業務として行っているため、担当者が変わっても仕事の引継ぎができる。業務の継続性が保たれる。

(6) 今後の課題

課題としては、最初の手話通訳者が2002年(平成14年)に係長職となったため、手話通訳者として外勤することが難しくなった。そのため、聴障協では4人目の手話通訳者を採用するように訴えている。

<参考文献>

斉藤綾子(2004)「会津若松市における手話通訳設置運動」『手話通訳士協会研究紀要(2004年度)』、第2巻pp.14-21。 会津若松市健康福祉部(2005)『会津若松市の福祉』

4 . 静岡県 の 事例 : 市 町 村 事 業 全 面 展 開

2006年から実施される障害者自立支援法の地域生活支援事業で、コミュニケーション支援事業として手話通訳派遣が市町村基本事業として位置づけられることになった。それに先立ち、静岡県では2004年4月より全市町村において手話通訳者派遣事業を全面実施している。そこで、2004年8月および2006年2月に、静岡県で手話通訳事業の実施に携わってきた静岡県障害福祉室担当者に実施状況について伺った。その説明内容と当日配布資料を基に、静岡県での市町村事業全面実施の(1)背景、(2)移行過程、(3)実施状況について明らかにする。

(1) 背景

1) 身体障害者、各団体、手話通訳者

まず、静岡県の身体障害者の状況である。静岡県は人口約380万人であり、身体障害者は約11万人(約3%)を占め、そのうち聴覚障害者は約9,000人(約8%)を占めている。

また、静岡県聴覚障害者協会会員は701人、静岡県手話通訳問題研究会会員は410人、手話サークル会員は80サークルで約5,000人、手話通訳士協会会員は17人である(2004年4月1日現在)。そして、県認定手話通訳者は182人(市町村に登録)、県登録手話通訳者は46人(県派遣)であった(2005年4月1日現在)。

2) 手話通訳事業関係の歴史

次に、静岡県における手話通訳事業の歴史的な流れについては表のとおりである。1969年には手話サークルが誕生し、1973年に手話通訳者が設置された。近年では、1999年には聴覚障害者情報提供施設である静岡県聴覚障害者情報センターが設置され、2004年から全市町村で手話通訳者派遣事業を実施している。

表4-1 静岡県における手話通訳事業の経緯

1969年	手話サークル誕生	1991年	県登録者公費で保険加入
1970年	手話講習会開催	1993年	県登録者の検診実施
1972年	静岡県手話サークル連絡会結成	1994年	健康管理講習会開催
1973年	県庁が出先に手話通訳者設置	1999年	聴覚障害者情報センター設置
1976年	全国手話通訳問題研究会県支部結成	2004年	全市町村派遣事業開始
1977年	県派遣事業開始		養成研修を聴覚障害者協会へ直接委託

3) 全市町村手話通訳者派遣事業のねらい

この全市町村で手話通訳者派遣事業を実施しようとしたねらいは次の4点が挙げられる。

手話通訳者派遣事業を全市町村で進めること。

手話通訳は「日常生活を送る上でコミュニケーションという当たり前のことを保障する事業」であるが、2003年度で手話通訳者派遣事業を実施している市町村は28市町村/73市町村と全体の38.4%にすぎなかった。

市町村で手話通訳事業を実施することにより、市町村行政や地域での聴覚障害に対する理解を深めること。

現在の大きな行政改革（地方分権・市町村合併・三位一体改革）が本格的に実施される前に手話通訳事業を立ち上げる必要があると判断されたこと。その理由は、
ア）市町村合併は行政区域を拡大させるが、それによって当該自治体の中心地域のみでの派遣が実施され、周辺地域での派遣がなくなることが懸念されたこと。
イ）三位一体改革が実施される前の補助金制度のうちに手話通訳事業を立ち上げることが必要だと考えたこと。今後手話通訳事業が一般財源化された場合、手話通訳者派遣事業の優先順位が低下する懸念があるからである。

静岡県聴覚障害者協会・静岡県手話通訳問題研究会へのエンパワーメント。

事業を行政と団体と協働して進めていくことで、団体が力をつけていき、行政と団体との新たな関係を作り上げていこうということである。

（２）移行過程

１）県から静岡県聴覚障害者協会・静岡県手話通訳問題研究会への投げかけ

次に、全市町村での実施に至る経緯について明らかにする。そのもともとのきっかけは会議の際、県の担当者から「2004年度から県派遣を止め、市町村派遣としたい」と提案をしたことに始まる。それに対して、静岡県手話通訳問題研究会から「身近な市町村で手話通訳者派遣事業が立ち上がることはうれしい。ただ、質の高い事業ができるのか心配」という意見が出された。

そこで、その対策を考えるために、静岡県聴覚障害者協会・静岡県手話通訳問題研究会・県の三者で検討し、モデル要綱を作成することにした。これを市町村へ提示し、市町村における手話通訳事業の要綱作成時の基準とし、広めることにした。

２）浮上した課題

これを実施するにあたり、２つの大きな課題が明らかになった。

一つは、市町村の手話通訳に関する理解の問題である。その理由は、

市町村がもともと聴覚障害者の生活実態を把握していないこと。

手話と音声言語の違いについて理解されていないこと。

そのため手話通訳事業の必要性が理解されていないこと。

手話通訳の専門性の理解がなされていないことである。

そのため手話通訳者の資質の向上や、健康管理等に対する配慮がなされていないかった。

もう一つは、県全市町村で実際に手話通訳事業を実施していくための課題である。

手話通訳者の人数の確保である。

全市町村で手話通訳者派遣事業を行うには手話通訳者の絶対数が明らかに不足していたからである（県の登録は162人。2004年4月1日）。また、手話通訳者が都市部に集中し、地域的にアンバランスだからである（2004年度69市町村中33市町村で手話通訳者が不在）。

手話通訳者の技術向上である。

県内の手話通訳士は17人だけで、社会福祉法人全国手話研修センターに委託して行う「手話通訳者統一試験」の合格者もほとんどいない状況であった（2003年度3人）。

また、手話通訳者の研修の機会が公的に保障されていなかった。

3) 具体的な取組み

以上のような課題に対処するために、次の9つの対応をした。

市町村へのモデル要綱の作成と提示(121~125頁を参照)

まず、市町村へのモデル要綱の提示をするために、市町村説明会が県下4ヶ所で開催された。この要綱で重要な点は次の9点である。

- 1.手話通訳者派遣事業は聴覚障害者のためだけの制度ではなく、健聴者にも必要であることを明確にした。
- 2.派遣の範囲を広くし、範囲を限定的にしないことにした。
つまり、社会参加の範囲を限定的にせず、社会参加をすすめる学習会や講座も認めた。また、冠婚葬祭も3親等以内に限定された規定などは、撤廃することにした。
- 3.手話通訳の質の担保のため登録手話通訳者については「手話通訳者統一試験」に限定した。
ただし、その合格者でない者については、2007年度までに合格することが条件で経過的に認めるという経過措置をした。また、当該市町村で手話通訳者が不足する場合は、近隣市町村の手話通訳者が協力することを確認した。
- 4.費用負担は県の内外を問わず無料とした。
- 5.運営委員会を設置し、聴覚障害者や手話通訳者等をその構成員とした。
- 6.手話通訳者の健康管理(連続手話通訳を30分以内、県の実施している健康診断の受診等の指導)と研修の確保を市町村の義務として規定した。
- 7.手話通訳者は知識・技術の向上に努め、守秘義務を遵守すること。
- 8.派遣手当は実働時間で支払い、夜間勤務(2割増)や遠距離移動については配慮して支給することとした。そして県がモデル要綱を示すことで現行水準を下げないこと、手話通訳の専門性を考慮して単価設定をし、交通費は別途支給することとした。
- 9.他市町村での通訳も保障することとした。

そのために、市町村相互に協力しあう「支援通訳」を規定し、聴覚障害者の居住市町村が派遣手当を負担するが、手話通訳者の派遣は他市町村が実施することとした。

市町村への個別訪問説明

このモデル要綱の概要を市町村に説明するために、県下72の市町村に17日間をかけて個別訪問し、手話通訳制度の必要性和2004年度から市町村事業になることを説明すると同時に、各市町村の実態把握を行った。

市町村担当者研修会の開催

市町村の担当者に対して、聴覚障害についての基礎知識、手話通訳の専門性、手話通訳者の健康管理などについて2003年、2004年度に県内4ヶ所で研修会を実施した。

手話通訳者市町村への紹介・ケースの引継ぎ

県に登録する手話通訳者を各市町村の相談を受けて紹介し、県の派遣事業からのケースについての市町村へ引継ぎを行った。

市町村連絡調整会議の開催

各市町村での事業実施上の問題点を全市町村の問題として検討し、他市町村への派

遣依頼（支援通訳）の統一化を確認した。

市町村担当者コーディネート研修の開催

市町村の派遣コーディネート担当者に対して、派遣事業の目的・意義、健康管理の重要性、派遣依頼時の注意事項等を教授した。

モデル要綱の提示

各市町村にはモデル要綱を提示し、要綱と整合しない市町村へのヒヤリングを実施した。県としても費用を負担するので、要綱が県としてあまりに受け入れられないようなものである場合は県として補助金の交付を見合わせるようになるためである。

主にモデル要綱と市町村の要綱で不揃いであったものは、1.実働時間への手当てかどうか、2.交通費の支給が手当てに含まれるかどうか、3.運営委員会の開催の有無、4.登録者の資格・研修への配慮の有無、5.研修への配慮の有無、であった。

手話通訳者養成研修の開催回数の増加・合格講座の開催

手話通訳者の養成研修は、以下のように県と市町村で役割分担することになった。

ア)市町村：市町村手話奉仕員養成研修

入門講座25 / 69市町村（約800名＋）、基礎講座 7 / 69市町村（約150名＋）

イ)県：手話奉仕員養成（基礎）、手話通訳者養成（基礎、応用、実践）

表4-2 県実施分の手話通訳者養成研修開催状況 2003 - 2004年度

県実施分養成：講座名	2003年度	2004年度	2005年度
手話奉仕員養成・基礎	1ヶ所	2ヶ所	2ヶ所
手話通訳者養成・基本	1ヶ所	5ヶ所	4ヶ所
同 ・応用	1ヶ所	3ヶ所	5ヶ所
同 ・実践	1ヶ所	1ヶ所	3ヶ所
手話通訳者合格講座・特別研修	講座＋実技	講座＋実技	講座＋実技
手話通訳士合格講座	なし	講座＋実技	講座＋実技

研修体系の見直し・研修機会の充実

研修体系の見直し、研修機会の充実のために以下のように研修等を実施した。

表4-3 手話通訳者研修実施状況

講座名	内容	2003年度	2004年度
新任研修	接遇研修	-	
現任研修	講座＋実技		充実
リーダー研修	講座	-	
講師養成研修	全国研修参加＋伝達研修	-	
教育技術向上研修	講座	-	
健康管理・検診	講座＋検診		

厚生労働省への説明

全市町村実施を目的に必要な予算を確保するため厚生労働省（企画課）に説明を行った。2004年3月21日に県と静岡県聴覚障害者協会、静岡県手話通訳問題研究会で、市町村派遣の意義や問題点、予算確保についての説明を行った。また、厚生労働省担当異動（新規）のため2004年6月21日に再度説明を行った。

(3) 実施状況

1) 市町村手話通訳者派遣事業実施の効果

市町村手話通訳者派遣事業を実施した効果として、手話通訳依頼の心理的な抵抗がなくなり、また手話通訳依頼内容による制限がなくなり、さらに県内外を問わず派遣されるようになり、新たな手話通訳依頼の掘り起こしができたこと、聴覚障害者と手話通訳者と市町村が一体で事業をつくることで相互理解が進んだ、聴覚障害者の自立と社会参加が進んだ、身近な行政の対応。特に、ニーズの掘り起こしやきめ細やかな対応が可能になった。

このことは手話通訳者の派遣件数の増加から推察できる。2003年度から2004年度にかけて県派遣は629件も減少したが、市町村派遣が1281件増加した。市町村の派遣時間では約50%増加している（2003年度まで県実施していた市町村分）。

そのため、県の派遣費用は約300万円から170万円へと半減したが、市町村の手話通訳者派遣事業予算（社会参加促進事業活用市町村分）は2003年度の2400万円から2005年度の約4000万円と倍近くに増した。

表4-4 県・市町村の派遣事業実績

		2003年度	2004年度	04 / 03
県	件数	762	133	0.17
	時間	1,586	371	0.23
	派遣費（円）	2,962,000	1,707,000	0.57
市町村	件数	5,308	6,589	1.24
	時間	8,709	13,755	1.57
	派遣費（円）	24,285,411	30,491,660	1.25
合計	件数	6,070	6,722	1.10
	時間	10,295	14,126	1.37
	派遣費（円）	27,247,411	32,198,660	1.18

表4-5 手話通訳関係市町村支出・予算（社会参加促進事業活用市町村分）2003～2005年度

2003年度実績額	2004年度実績額	2005年度予算額（協議額）	05 / 03
24,000,000	32,492,000	40,539,000	1.68

表4-6 手話通訳関係県予算（社会参加促進事業活用市町村分）2003～2005年度

事業名	2003年度	2004年度	2005年度	05 / 03
手話奉仕員養成研修事業	1,160,000	1,458,000	1,481,000	1.27
手話通訳者養成・現任研修事業	1,042,000	6,987,000	8,406,000	8.06
手話通訳者・手話通訳士合格講座	575,000	1,100,000	上記へ統合	-
手話通訳者派遣事業	2,962,000	1,707,000	1,828,000	0.61
合計	5,739,000	11,252,000	11,715,000	2.04

2) 県が登録（派遣）する手話通訳者

県が登録派遣する手話通訳者については、2005年度まで聴覚障害者情報センターに委託されて実施されている。次の6つの項目を満たす人を静岡県聴覚障害者協会・静岡県手話通訳問題研究会が推薦することとした。

【県登録手話通訳者の条件】

聴覚障害やろうあ者の生活についての理解が深く、手話通訳者の倫理に則って活動できる方

社会福祉、教育、法律等についての全国的・世界的な動向に敏感で、現状を分析する力があり、県の政策形成に対して建設的な提案ができる方

自己研鑽に意欲的な方

技術レベルが高い方

健康について自己管理能力がある方

現在、30 / 162名が県登録されている。この県登録者（派遣）の選定のねらいとしては、技術・能力の均質化、向上心やプロ意識の高い通訳者の学習意欲の向上、市町村単価設定へのアピール、通訳者集団内技術格差の整理が挙げられる。一方で、通訳者集団内へのストレスが大きく、集団としてのまとめりへの悪影響を懸念している。

【手話通訳派遣単価】

なお、県の手話通訳者派遣単価は、手話通訳の専門性を評価し、2003年は1,530円 / 時間であったが、2004年度には3,180円 / 時間に引き上げた。市町村の派遣単価は1,500～3,030円 / 時間で2080円が多いが、一回5,000円、3,800円の市町村もあった。2004年度に県に合わせて単価アップをした市町村が多い。

3) 県と市町村、聴覚障害者協会等との役割分担・関係づくり

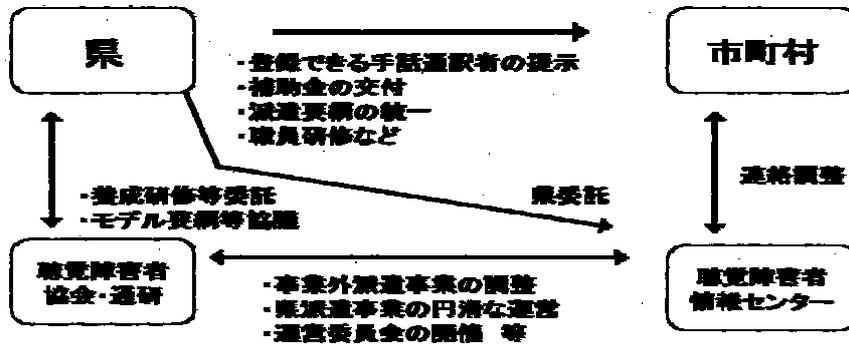
県と市町村の役割分担は以下のようになっている。

表4-7 県と市町村の役割分担

	県の役割	市町村の役割
養成	手話通訳者の養成 手話通訳者の資質の向上	手話奉仕員養成（入門・基礎）
派遣	手話通訳者派遣事業： 県聴覚障害者協会等の全県を 対象にしたもの	手話通訳者派遣事業： 個人からの申し込みや地域の聴覚 障害者団体からの申込み

また、県・市町村・聴覚障害者協会等の関係は以下の図のとおりである。

図4-1 県・市町村・聴覚障害者協会等の関係



県レベルでは、現在、手話通訳コーディネーターは、4つの健康福祉センターに非常勤で4名、また本庁および他の健康福祉センター1ヶ所に嘱託で2名設置されている。

2004年度から市町村で派遣事業を実施することになり、県の健康福祉センターの手話通訳コーディネーターの役割が2003年から2004年にかけて以下の表のように変化した。

表4-8 手話通訳者派遣に関する県の役割の変化 2003年と2004年

2003年度まで	2004年度から
<ul style="list-style-type: none"> 派遣事業コーディネート 来庁者への通訳業務 市町村立ち上げ支援 養成事業の支援 県登録業務 聴覚障害者からの相談業務 	<ul style="list-style-type: none"> 派遣事業コーディネート(縮小) 来庁者への通訳業務 市町村派遣事業の適正指導支援 市町村支援・相談 手話通訳者の養成

4) 市町村手話通訳者派遣事業の実施状況

市町村での派遣事業はすべて単独の自治体で実施している。なお、静岡県では質の高い派遣事業を実施するという観点から手話奉仕員派遣事業は認められておらず、すべて手話通訳者派遣事業となっている。市町村派遣の実施形態については、以下の表のとおりである(なお、市町村設置手話通訳者は9市11名、身分は常勤・非常勤・社協職員等様々である)。

表4-9 市町村手話通訳派遣事業の実施形態 2004年度と2005年度

	直営	委託(社会福祉協議会)	計
2004年度	61市町村	8市町村	69市町村
	88.4%	11.6%	100%
2005年度	51市町	6市町	57市町
	89.50%	10.50%	100%

具体的な実施方法については次のようになっている。

派遣コーディネータは市町村行政担当職員または設置手話通訳者が実施している。そのため、市町村職員向けコーディネータ研修を実施し、県の設置手話通訳者が支援をしている。

居住地に手話通訳者がいない場合は、静岡県手話通訳問題研究会との合意事項として、「各地域で手話通訳者が育つまで」近隣の市町村の手話通訳者の協力により対応している。そのため、手話通訳者の養成が緊急課題となっている。

市町村で通訳できる手話通訳者は、静岡県聴覚障害者協会および静岡県手話通訳問題研究会との協議により、市町村に提示した県認定手話通訳者の182人である（2005年4月1日現在）。市町村はこの名簿の中から登録することになり、手話通訳のレベルとしては県内統一レベルを維持することができている。

市町村派遣の課題としては、

手話通訳者の待遇等ではまだ市町村格差が残っていること。

例えば、手話通訳の専門性に対する認識、登録制か非常勤か（非常勤は沼津市のみ）、派遣単価の格差、時間単価が一回いくらか、交通費の別途支給、研修機会の確保、夜間手当の有無、遠距離手当の有無などで格差が生じている。

平日、昼間に動ける手話通訳者が不足していること、

日本語そのままの手話が多く、個々のろうあ者にきちんと通じる手話ができないことがあるなど、手話通訳者の質の問題があること

などが挙げられる。

モデル要綱	コメント(解説)
<p style="text-align: center;">市(町、村)手話通訳者派遣事業実施要綱</p> <p>第1 目的</p> <p>この事業は、手話をコミュニケーション手段とする聴覚障害者又は音声・言語機能障害者(以下「聴覚障害者等」という。)及び聴覚障害者等とコミュニケーションを図る必要のある者が手話通訳を必要とする場合に手話通訳者を派遣し、もって聴覚障害者等の福祉の増進と社会参加の促進を図る。</p> <p>第2 実施主体</p> <p>この事業の実施主体は、市(町、村)とする。</p> <p>第3 派遣の対象</p> <p>市(町、村)長は、次に掲げる場合において、市(町、村)内に在住する聴覚障害者等及び市(町、村)内に在住する聴覚障害者等とコミュニケーションを図る必要のある者が手話通訳を必要とすると認めるとき、手話通訳者を派遣する。</p> <p>(1) 生命及び健康の維持増進に関する場合</p> <p>(2) 財産・労働等権利義務に関する場合</p> <p>(3) 官公庁、裁判所、警察、公共職業安定所、学校等公的機関と連絡調整を図る場合</p> <p>(4) 社会参加を促進する学習活動等に関する場合</p> <p>(5) 冠婚葬祭等地域生活及び家庭生活に関する場合</p> <p>(6) その他市(町、村)長が特に必要と認める場合</p>	<p style="text-align: center;">市(町、村)手話通訳者派遣事業実施要綱</p> <p>第1 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この事業の目的は、聴覚障害者等の福祉の増進と社会参加の促進を図ることである。 ・手話通訳者の派遣制度は、聴覚障害者等と健聴者双方にとって必要な制度であることを明確化した。 <p>第2 実施主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体は市町村であり、市町村として責任を持って実施すること。 <p>第3 派遣の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害者と健聴者の双方が手話通訳を必要とすると市町村長が認める時に派遣する。 ・基本的には、聴覚障害者等が居住する市町村(援護の実施者)が通訳者を派遣し費用を負担する。 <p>・「(1)生命及び健康の維持増進に関する場合」とは、病院、保健所等を想定。</p> <p>・「(2)財産・労働等権利義務に関する場合」とは、労使交渉や不動産の売買等を想定。</p> <p>・「(3)官公庁、裁判所、警察、公共職業安定所、学校等公的機関と連絡調整を図る場合」</p> <p>・「(4)社会参加を促進する学習活動等に関する場合」とは、情報保証のためのパソコン教室や聴覚障害者団体等が主催する情報交換や勉強会等。(パソコン教室の場合は、主催者が持つ場合もある。)</p> <p>・「(5)冠婚葬祭等地域生活及び家庭生活に関する場合」とは、冠婚葬祭や自治会や相続協議等を想定。</p>

<p>第4 派遣の申込み</p> <p>本事業に申し込むことができる者（以下「申込者」という。）は、原則として、聴覚障害者等とする。</p> <p>申込者が手話通訳者の派遣を要請する場合は、事前に「手話通訳者派遣申込書」（様式第1号）を市（町、村）長あて提出する。</p> <p>なお、閉庁時における病気、事故等緊急の場合に限り、申込者又はその者に代わり得る者が直接、手話通訳者に手話通訳を依頼できる。ただし、この場合、申込者又はその者に代わり得る者は、開庁後、速やかに市（町、村）長に連絡し、指示を受けなければならない。</p> <p>第5 派遣の決定</p> <p>市（町、村）長は、派遣の必要を認めるときは、手話通訳者として市（町、村）に登録している者の中から派遣可能な者を選定し、申込者に「手話通訳者派遣決定通知」（様式第2号）を、派遣する手話通訳者に「手話通訳依頼書」（様式第3号）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「(6)その他市（町、村）長が特に必要と認める場合」とは、聴覚障害者団体の会議等を想定。 いろいろなイベント等、例えば、教育委員会の主催する講演会等については、基本的には主催者がユニバーサルデザインの観点から、手話通訳や要約筆記を用意する。（原則中の原則） ユニバーサルデザイン思想の目標 ただし、財政的に余裕のない市町村身障福祉会の行事等には、別途福祉等の予算での対応が不可欠である。（聴覚障害者の出席が排除されることないように注意してほしい。） 県聴覚障害者協会等県内の聴覚障害者団体が主催する県レベルでの大会等については、県が予算措置する。郡レベルの大会等は該当する市町村間で協議し、対応すること。 <p>第4 派遣の申込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業に申し込むことができる者は、原則として聴覚障害者等とした。 このことを規定したのは、本来通訳料を負担すべき者（イベント等の主催者等）からの申し込みを排除しきれないため。 ・ 「原則として」を入れた理由は、聴覚障害者団体が主催する会議や勉強会に出席する聴覚障害者一人ひとりに代わって、団体が、申し込みをする場合もあるためである。 ・ 閉庁時における病気、事故等緊急の場合に限り、直接手話通訳を依頼できることとした。この場合には、市町村にできるだけ早く連絡をとることを規定。（あくまで市町村が派遣実施主体であることを確認） <p>第5 派遣の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他市町村内（自市町村区域外）における派遣についても認めること。 ・ なお、他市町村内における派遣に係る派遣調整についても規定した。（ケ
--	--

を通知する。

なお、派遣場所が他市町村内の場合、当該市町村に登録されている手話通訳者の派遣を「手話通訳者派遣依頼書」（様式第4号）により当該市町村長に依頼できる。その場合、派遣手当は、市（町、村）が、直接手話通訳者に支給する。

また、他の市町村長から市（町、村）内における手話通訳者の派遣依頼があった場合には、市（町、村）に登録している手話通訳者の中から派遣可能な者を選定し、当該市町村と調整の上、派遣する。その場合、当該市町村長には「手話通訳者派遣決定通知書（他市町村用）」（様式第5号）を、派遣する手話通訳者には「手話通訳依頼書（他市町村用）」（様式第6号）を通知する。

第6 申込者の負担

申込者の費用負担は、無料とする。

第7 報告書の提出

手話通訳者は、通訳業務終了後、その内容等を「手話通訳業務報告書」（様式第7号）に記録し、毎月日までに前月分を市（町、村）長に報告する。

なお、手話通訳者は、引継ぎが必要な事項及び早急に解決しなければならない問題点等がある場合には、通訳業務終了後、同様式により、速やかに市（町、村）長に報告する。

第8 登録及び辞退等

- (1) 静岡県登録手話通訳者又は静岡県及び社団法人静岡県聴覚障害者協会が実施する手話通訳者登録試験合格者で、この事業による派遣要請に応じることができる者は、県登録身分証明証の写し又は県登録試験の合格通知書の写しを添え、市（町、村）長あて「手話通訳者登録申込書」（様式第8号）及び「手話通訳者調書」（以下「調書」という。）（様式第9号）を提出

ースとして対応している場合等を除いて）通訳業務に支障がない場合は、他市町村長に通訳者の派遣を依頼できることとした。（「できる」規定であることに留意。）

- ・ 派遣手当等は申込者が居住する市町村が負担する。

申込み A市町村 他（B）市町村へ派遣依頼 B市町村派遣調整 A市町村へ派遣決定通知・B市町村登録通訳者へ依頼書通知 B市町村、派遣 B登録通訳者はB市町村へ報告 B市町村はA市町村に報告書の写しを送付 A市町村はB市町村登録通訳者へ直接支払い

第6 申込者の負担

手話通訳者派遣制度の原則どおり、手話通訳は聴覚障害者等と健聴者の双方にとって必要な制度であり、聴覚障害者等にその費用の一部を負担させることは認められない。

第7 報告書の提出

- ・ 支払は、この報告書に基づいて行われるので、報告が必ず必要。
- ・ 緊急性が高い場合や引継ぎが必要な場合は、必ず市町村に報告することを規定。

第8 登録及び辞退等

- ・ 登録は、手話通訳者登録試験合格者とする。（国の実施要綱に規定されている。）
- ・ ただし、現在登録している者で、試験合格でない者は、試験合格を目指すことを条件に継続登録を認める。市町村の応援が必要。合格対策の講座

<p>する。</p> <p>(2) (1)の提出を受けた市(町、村)長は登録者としての適否を審査し、登録する場合は「手話通訳者派遣事業登録者台帳」(以下「台帳」という。)(様式第10号)に登載するとともに、登録者に対し「身分証明書」(様式第11号)を交付する。</p> <p>(3) 手話通訳者は、登録を辞退する場合は「手話通訳者辞退届」(様式第12号)を市(町、村)長に提出するとともに、身分証明書を返還しなければならない。</p> <p>(4) 手話通訳者は、毎年4月1日の現況を調書により、その年の4月30日までに市(町、村)長あて提出する。</p> <p>なお、年度途中で登録事項に変更があった場合には、変更後の内容を記載した調書を速やかに市(町、村)長あて提出する。</p>	<p>に出席するよう促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後については、登録試験合格者のみ。 ・ 現在、市町村登録のみの人は、他市町村へは登録できない。 ・ 現在市町村内に通訳者がいない場合や足りない場合は、県登録(他市町村)の手話通訳者の協力が得られることが確認されている。(県健康福祉センター配置の手話通訳者と調整のこと) ・ 登録者数について、何人位が妥当かは良く県健康福祉センターと相談のこと。 ・ 辞退については、なぜ辞退したいのか、その理由を丁寧に尋ね、地元のろう協や手話通訳団とよく相談し、問題の解決を図ることが肝要。
<p>第9 派遣手当等の支給</p> <p>市(町、村)長は、各手話通訳者に対し、派遣実績に応じて、次に定める派遣手当等を支給する。</p> <p>(1) 派遣手当は、待ち合わせ時間から通訳業務を終了するまでの時間(以下「派遣時間」という。)に対して、1時間当たり別に定める額とする。</p> <p>なお、1件当たりの派遣時間が1時間に満たない場合、当該派遣の派遣時間については1時間とみなす。</p> <p>(2) 午後10時から翌日の午前5時までの間に派遣した場合は、派遣手当の % を割増手当として支給する。</p> <p>(3) 活動に要した経費(交通費等)は、派遣手当とは別に支給する。</p> <p>(4) 自宅から派遣先までの移動時間(以下「移動時間」という。)に往復 分(時間)以上を要した場合には、移動時間に対して派遣手当の % を支給する。</p>	<p>第9 派遣手当等の支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在派遣事業を行っている市町村については、派遣手当の額や業務条件等は、現在までの長い経過の中で形成されてきているものであるため、このモデル要綱を示されることにより、現行の支給水準等から下回るようなことがあってはならない。 ・ 今回の派遣手当については、手話通訳の専門性を特に考慮し、通訳に関わる時間に対して支給することとした。(手当については、専門性に配慮すること) ・ 夜間勤務や交通費等については、今回、派遣手当が通訳業務時間に対し支払うこととしたので、別に支給する旨規定することとした。 ・ 移動時間に配慮する規定をいれたのは、移動時間が長くなる場合、特に配慮してほしいため。 ・ 現在、交通費込み、自宅から自宅までの時間に対して派遣手当を支給する等、派遣条件が市町村によってさまざまであるため、手当の額や条件等の決定に当たっては、地元の手話通訳者等と協議してほしい。

第10 運営委員会の設置

市（町、村）は、本事業の実施に当たり、聴覚障害者等及び手話通訳者等関係者で構成する運営委員会を設置し、本事業の効果的な推進を図る。

第11 その他

- (1) 市（町、村）長は、手話通訳者の健康管理に配慮する。
- (2) 市（町、村）長は、手話通訳を依頼する際には、1人の手話通訳者が連続して通訳する時間を原則として30分以内とする。
- (3) 市（町、村）長は、研修の機会を設ける等手話通訳者の技術と知識の向上に配慮する。
- (4) 手話通訳者は、自らその技術と知識の向上に努めなければならない。
- (5) 手話通訳者は聴覚障害者等の人格を尊重し、その信条等によって差別的な取扱いをしてはならない。
- (6) 手話通訳者は、業務上知り得た情報を申込者及びその関係者の意に反して第三者に提供してはならない。
- (7) 市（町、村）長は、この事業を実施するに当たっては、関係団体及び身体障害者相談員等の理解と協力が得られるよう配慮する。
- (8) 本事業の実施に伴う細部については、必要に応じ別に定める。

第10 運営委員会の設置

- ・運営委員会については、国の実施要綱に定められているので、必ず設置し、円滑な制度の運営を図ること。

第11 その他

- ・第11では、市町村の義務と手話通訳者の義務を定めた。
- ・市町村は、手話通訳者の健康管理、研修、技術・知識の向上に努めなければならない。
- ・県の実施している健康管理講習会や健康診断を受けるよう指導すること。
- ・手話通訳者の技術・知識の向上は、本事業の円滑な運営のために必要不可欠であるので研修等について措置すること。
- ・手話通訳者の保険（ボランティア活動保険及び在宅福祉サービス総合補償）に加入すること。
- ・手話通訳者は知識・技術の向上に努めることや守秘義務を遵守することについて規定した。

（その他）

- ・事業外派遣については、申込者に通訳者を紹介してください。その場合の通訳料については、県聴覚障害者協会にお問い合わせください。
- ・県は手話通訳者の養成を行うので、その前段の手話奉仕員養成に積極的に取り組んでくださいますようお願いいたします。
- ・コーディネイトの専門性等を考慮し、手話通訳者の設置を進めてください。

5 . 香川県の事例：聴覚障害者情報提供施設の広域派遣実施の例

2005年（平成17年）1月に、聴覚障害者情報提供施設である香川県聴覚障害者福祉センター（以下、センター）施設長と事務長により、また、2006年（平成18年）1月に事務長に、香川県の手話通訳事業の実施状況について説明をしていただいた。その内容と資料を基に、香川県での手話通訳事業の現状について明らかにする。

（1）センターおよび事業の概要

1）センター事業の概要

香川県ろうあ協会が任意に派遣を行っていたが、1977年（昭和52年）に手話奉仕員派遣事業を県内全域で始めた。聴覚障害者情報提供施設が法制化されて、センターが設置された。現在、センター職員は8人。正規職員が5人、嘱託が3人である。他に市に設置されている手話通訳者が非常勤でセンターにより雇われている。

センターで実施している事業は、ビデオライブラリー貸出・制作、手話奉仕員・手話通訳者の養成および派遣事業、情報機器の貸し出し、聴覚障害者への相談、聴覚障害者の文化・学習・レクリエーション活動等の援助および推進、パソコン講習等の聴覚障害者IT活用支援事業等、利用団体・手話通訳者のつどい、センターだより発行等の情報提供事業、高齢聴覚障害者生きがい事業、を行っている。なお、2004年（平成16年）度末で、県内の聴覚障害者は1級で158人、2級で1213人、3級で250人である。

2）手話奉仕員・手話通訳者派遣事業

香川県委託の手話通訳者派遣事業はセンターで派遣コーディネートを行っている。登録手話通訳者は50人弱、手話奉仕員が250人ほどいる。基本的に奉仕員の派遣は行っておらず手話通訳者が主体となっている。ただし、一部奉仕員のままの人もある。手話通訳者はほとんど実働である。手話通訳者派遣事業は当初県の派遣事業だけだったが、市町村と交渉し、少しずつ市町村との派遣事業の委託契約を増やしてきた。現在、坂出市、東かがわ市、観音寺市、さぬき市の4市と契約をしている。2004年（平成16年）度、県委託派遣は383件、市の派遣が105件、センターの独自の派遣が191件であった。なお、2005年（平成17年）4月から、県人口の4割を占める高松市の派遣は、コーディネーター1名であるが高松市がすべて対応することになった。そのため、センターの派遣件数は3分の1程減少することになった。

一方で、センター事業により、情報保障・コミュニケーション保障の展開ができるようになった地域もある。センターの費用負担により、小豆島の福祉事務所で月に1回の聴覚障害者の相談事業をはじめ、それまでは情報やコミュニケーションの保障されていなかった病院やデイサービス等の手話通訳の依頼が来るようになった。手話通訳のニーズは潜在化していることが多く、このようにまず情報提供施設としての積極的なアウトリーチが聴覚障害者の情報保障・コミュニケーション保障には必要である。

3) 手話通訳設置事業

手話通訳者の設置事業については、県内では最初に高松市が市独自で1975年(昭和50年)にはじめた。現在、高松市以外の市には香川県ろうあ協会からの出向で非常勤職員の手話通訳者を設置している。市レベルでは6市(高松市を除く)で手話通訳者が設置されている。市町村合併で新しく市ができているので、そのときにあわせて手話通訳の設置を働きかけている。市レベルでは手話通訳者派遣もしているが、手話通訳者の設置の重要性を理解してもらい設置している。2004年(平成16年)度には設置事業は6市で2212件、設置日数は合計635日であった(表5-2)。丸亀市・善通寺市の2市を除く市は派遣と設置両方を実施している。ただし、丸亀市は常時設置されているが、他の市は一週間に1～3回の設置となっている。町は県派遣のみで単独での設置派遣事業はない。

聴覚障害者にとって手話のできる職員や設置手話通訳者がいることは重要である。聴覚障害者は手話のできる人がいないと、困ったときにすぐに相談に行けないため、設置手話通訳者は身近に相談できる窓口としても大切である。そうして、聴覚障害者の生活問題に対応すべく、関係機関につなげていく役割がある。また、派遣内容や時間帯や緊急時等、手話通訳者の派遣で対応できないときは、設置手話通訳者が外に出て対応する必要がある。

表5-1 手話通訳者派遣事業の実施状況、2003年(平成15年)度と2004年度(平成16年)

	2003年度		2004年度	
	通訳件数	派遣人数	通訳件数	派遣人数
香川県委託派遣事業	393	430	383	417
坂出市派遣事業	32	32	62	62
東かがわ市派遣事業	14	15	25	26
観音寺市派遣事業	11	17	16	26
さぬき市派遣事業	0	0	2	2
聴障センター派遣事業			191	369
合計	450	494	679	902

表5-2 手話通訳設置事業の実施状況、2003年(平成15年)度

	2003年度		2004年度	
	通訳件数	設置日数	通訳件数	設置日数
丸亀市設置事業	1,180	246	1,134	246
坂出市設置事業	708	148	668	142
観音寺市設置事業	235	51	136	52
善通寺市設置事業	202	102	224	103
東かがわ市設置事業	18	40	18	40
さぬき市設置事業	0	8	32	52
合計	2,343	595	2,212	635

注) 東かがわ市は2003年(平成15年)9月、さぬき市は2004年(平成16年)2月より事業実施

4) 事業派遣

県や市の委託契約による手話通訳派遣の範囲は、聴覚障害者のための手話通訳であり、健聴者の手話通訳は委託事業では派遣できない。例えば、聴覚障害者対象の講演会で健聴者のために手話通訳をすとしても派遣はできない。その場合は有料の事業派遣となる。

また、聴覚障害者を対象としたものでも、カルチャーセンターや専門学校なども同様である。また、収益事業等も委託による手話通訳派遣はできない。そのため、企業への派遣等は事業派遣として有料で実施している。障害者団体や聴覚障害者個人の料金は表5-3のとおりである。なお、今のところ結婚式の依頼ぐらいで個人の事業派遣への依頼はほとんどない。ただ、結婚式の手話通訳は線引きが難しく、本人依頼で本人のための手話通訳は派遣事業で可能だが、招待客に向かって手話通訳をすると個人負担ということになる。

表5-3 事業派遣における手話通訳者一人当たりの手話通訳報酬額基準表

時間	金額	障害者団体・聴覚障害者個人
2時間まで	8,000円	5,000円
4時間まで	10,000円	
6時間まで	12,000円	8,000円
8時間まで	14,000円	

注1) ここでいう「時間」とは、手話通訳者が業務に拘束される時間をいう。

(2) センターの財政および運営

手話通訳派遣について、市町村合併などにより新規の契約を行うところは派遣単価を上げているが、古い契約では委託金が低い。合併等により新規契約となる場合等に単価を上げている。委託金が低い額となっているため、委託事業は現在すべて赤字で運営している。これは手話通訳単価が上がっているのに委託の単価が上がっていないためである。委託契約は年間の一括した委託ではなく、事務費として年額の委託金と手話通訳者の拘束時間（自宅から通訳現場まで）に支払う報酬費が時間当たりで出るという形である。

例えば、2時間以内2500円、2 - 4時間4000円、4時間以上6000円で派遣単価の契約をしている自治体が多い。手話通訳者には拘束時間1時間当たり1000円の報酬を支払い、交通費は別途支給している（香川県では高松市以外は主に車が必要であり、移動距離10キロ単位で計算して支給している）。

手話通訳者は県に登録されている手話通訳者が派遣される。しかし、手話通訳者のいない町村もある。その場合は近隣町村の手話通訳者が行くことになっている。そのときは交通費がかなりかかることもある。例えば、2時間手話通訳をしたとすると、単価は2500円であるが、手話通訳者に2000円（1時間1000円）を支払い、交通費を支給するとセンターに残る費用がない。しかしながら、市派遣の単価は県の派遣事業の単価が積算根拠（市派遣事業がスタートした時点）になっているので、それ以上交渉することが難しい。委託の単価は変わっていないのに、手話通訳者の単価だけ上がってきているので、設置も派遣も赤字になってしまう。委託事業はすべて赤字である。そのため、事業派遣として、企業や大学・専門学校を対象にした有料の派遣をして赤字分を埋め合わせている状況である。

(3) 広域事業の利点と課題

ここで、香川県における手話通訳事業から手話通訳事業を広域事業として実施した場合の利点と課題について検討しておきたい。

1) 香川県の広域事業における特徴

香川は端から端まで狭いので、1時間ほどで移動することができるという地域的な特徴がある。このことは広域事業がしやすい要因の一つとなっている。

2) 広域事業の利点

広域で手話通訳事業を実施する利点としては以下の点が挙げられる。

県内どこでも一定水準の質を確保したサービスを提供することができる。

市町村ごとに手話通訳事業の運営がなされていれば、市町村ごとの手話通訳者の水準が異なり、市町村格差が大きくなってしまう。しかし、県レベルで手話通訳事業を実施していれば、手話通訳者の養成や認定、研修を通して、手話通訳者の質も一定の水準に統一することができるので、手話通訳の市町村格差を是正することができる。

県登録にすることで登録手話通訳者が重複しない。

市町村ごとに登録をすると、一人の手話通訳者がいくつもの自治体に登録することもあるし、また、手話通訳者がいないということでそうせざるを得ないこともある。

しかし、県レベルで対応することによって、このような重複の問題は生じない。

県内ならどこでも手話通訳派遣ができる。

コーディネートを広域でできる。したがって、利用者の居住地ではない地域での手話通訳も、利用したい先の地域の登録手話通訳者に手話通訳の依頼ができる。(なお、これは静岡でもカバーされている。)

手話通訳者を孤立させない。

人口の少ない市町村では手話通訳者は孤立しがちである。そのため手話通訳の技術や知識などの研鑽や手話通訳者同士のネットワークが難しくなりがちである。

しかし、県レベルで対応することによって、手話通訳者同士が集い、話し合い、研鑽する場を設けることが容易である。

設置の手話通訳者も代替要員を確保でき、年休や研修も保障できる。

市町村の個別契約だと、その手話通訳者が利用できない場合は、手話通訳そのものができなくなってしまう。しかし、県のセンターで一括して対応することによって、手話通訳者が休んだりしても、代替要員を確保することができる。そのため、年休や研修も保障することができる。

手話通訳者の健康管理ができる。

手話通訳者の個人の派遣件数を把握し健康状況に気を配ることができ、代わりの手話通訳者も探しやすい。また、関わる手話通訳者が多いため、けいわん健診も組織的に対応することができる。

3) 広域事業での注意点

センターでは、広域事業を実施するにあたって、次の点を考慮しながら実施している。

手話通訳者の設置は身近に相談できる窓口として重要である。

広域の手話通訳者派遣事業と同時に、手話通訳者の設置は身近に聴覚障害者が相談でき、対応できる専門家として重要視している。そのため、手話通訳者の派遣事業のみならず、手話通訳者の設置も進めるように努力している。

手話通訳の依頼の窓口は市町村の福祉担当にしている。

市との委託契約による手話通訳者派遣については、その依頼の窓口を福祉事務所の職員が直接依頼を受けること、手話通訳者の実施報告書も市町村に出すことになっている。そうすることによって各自治体職員にも手話通訳派遣の実態が分かるようにしている（福祉事務所に出された報告書のコピーを福祉事務所からセンターに提出することになっている）。こうして、手話通訳の必要性やその具体的な内容が市の担当職員にも理解してもらえるようにしている。

4) 広域事業の課題

一方で、手話通訳事業を広域事業、特に広域派遣とした場合の課題として、以下のよう
な点が考えられる。

派遣コーディネーターが現状把握をしにくいこと

ここでいう現状とは、手話通訳者の手話通訳の技術や資質、聴覚障害者のコミュニケーション方法や抱えている生活問題、その聴覚障害者が利用できる福祉サービスや近隣支援等の地域資源の状況である。

手話通訳者とコーディネーターが接する機会は、年数回の研修である。他には実際のコーディネートでの電話や報告書等を通してのやり取りがある。また、広域であれば聴覚障害者とは直接会うことは難しいだろう。さらには、その地域資源は身近に継続している人でないとなかなか把握はできない。

コミュニケーション支援における相談・調整が実施しにくいこと。

で述べたように、現状把握が難しいと、相談や調整が困難になる。経験のあるコーディネーターでも直接対応しなければ、相談調整の指示などは出しにくいだろう。特に、相談や調整、その他のなんらかの支援が必要な重複障害者などの場合は対応が難しくなる。これらは身近な設置の手話通訳者で対応していく必要があるだろう。

ニーズの掘り起こしが困難

との結果、手話通訳で対応できる範囲が言語通訳に限られていき、聴覚障害者の生活問題に対する支援としては不十分である。センターの市との契約による設置・派遣の手話通訳事業もさぬき市などゼロ件のところもある。（これは、事業開始までの準備期間とPRが不十分であったため）手話通訳者が聴覚障害者の幅広い生活問題に対応できる力があれば手話通訳の利用も増えると考えられる。

そのためには、上記 や の課題を克服していくためにセンターでは、設置出向職員との業務連絡会議を定期的を開催したり日報や日々の業務での電話連絡指示等で対応をしている。

一方、手話通訳派遣は年配の利用者が多く、若い人はあまり手話通訳を利用しない。聴覚障害者もよく知っている人に頼んで、通訳というよりも代わりに説明・代弁などをしてほしいと思っている人もいる。利用しやすい、質の高い手話通訳が利用できるようにすることが大事である。手話通訳は友達に頼むボランティアではなく、専門的な仕事だと見てもらえるようにする必要がある。そのため、聴覚障害者がどこまで何を要求したいのか話せるよう、コーディネートでのニーズの掘り起こしが課題になる。

手話通訳者の身分保障

現在の派遣単価では登録手話通訳では生活していけるだけの収入は得られない。また、設置の手話通訳者であっても非常勤という立場であり、安定した雇用となっていない。手話通訳の専門性が求められる専門職として手話通訳を位置づけていくためには、それに対応した身分保障が必要である。

(4) 今後の課題

最後に、手話通訳事業を改善していくためには、次の2つが重要であるという意見をいただいた。それは、派遣要綱の均一化、手話通訳派遣単価の均一化である。これら全国で決まったものを出していく必要がある。現在、派遣要綱のモデルがなく、自治体によってかなりばらつきがある。このようなばらつきがある状態では、今の財政難では標準単価が下げられていくおそれがある。

そのため、手話通訳をするにはどのような水準の手話通訳が必要とされるのか示さなければならぬ。当面、都道府県認定の手話通訳者で対応するにしても、手話通訳士でないとできない領域を明確化していく必要がある。そうすることで、指定事業所の基準を明確にし、手話通訳派遣単価などについても自治体との交渉もしやすくなるとのことであった。

ⁱ 香川県『香川すこやか福祉白書』(2005年(平成17年)度版)、p.73.
<http://www.hw.kagawa-swc.or.jp/hakusyo/index.html>

6 . 徳島県の事例：委託契約による手話通訳事業の広域派遣の取り組み

2005年1月に、徳島県で手話通訳事業を実施している財団法人徳島ノーマライゼーション促進協会の事務局長、やさしいまちづくり推進促進担当主事に、手話通訳事業の実施状況について説明をしていただいた。その内容と当日の配布資料を基に、徳島県での手話通訳事業、特に広域派遣を中心に、実施状況について明らかにする。

(1) 手話通訳派遣の概要

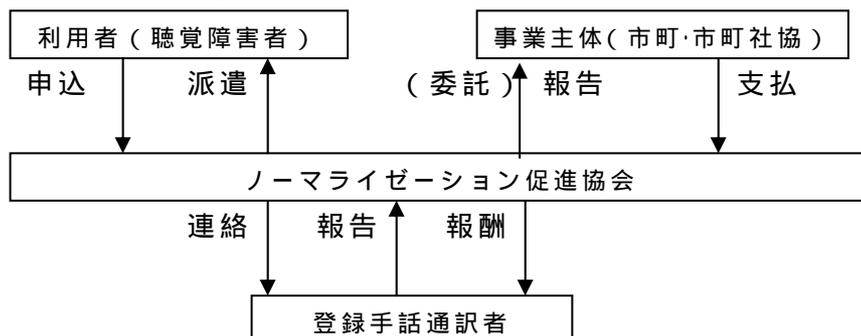
もともと徳島県聴覚障害者福祉協会が奉仕員派遣事業を実施していたが、2000年から派遣事業についてはノーマライゼーション促進協会（以下「ノーマ」とする）が実施することになった。本来ならば市町が手話通訳派遣をすることで、聴覚障害者も役所の情報が伝わりやすく、役所も聴覚障害者の状況に適切に対応できると考えているが、現状ではできないため、市町の手話通訳者が育つまで、ノーマが担うということで実施し始めた。派遣をする直接の切っ掛けは、市町でできないときにノーマの立ち上げ時から設置事業を行っていたためである。また、県の外郭団体なので、県の方針に従って実施している。

2001年から市町と委託契約を結んで派遣事業を実施することになった。2005年度現在では、徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、那賀町、海南町、藍住町、石井町、三加茂町と委託契約を結び派遣事業を実施している。これにより現在、県全体をノーマでカバーしているが、それは県職員の働きかけによるところが大きい。ノーマで派遣のコーディネートをしている。現在7市5町と委託契約をして、県内すべての市町で対応できることになっている。

(2) 委託契約の内容

委託契約は、県内の各市と、各郡内における代表の町と交わしている。契約は毎年更新する。代表というのは、各郡のなかでいくつかの町があるが、その町に住む聴覚障害者の派遣については、すべて代表となる町1つと委託契約を交わして、その町だけに1か月分を委託費の請求を行うことになっている。その代表となる町は持ち回りで交代するかもしれないし、また継続するかもしれない。これが全ての自治体と契約することになると、とても事務手続きが煩雑になり、事務量が増えることになる。12カ所が40カ所になればそれだけ連絡のやりとりや用紙や封筒も増える。そういう意味では、代表が担うのは事務の軽減のために重要である。最近利用件数が増えてきている。通院や入院で継続して利用する人が増えてきている。手話通訳事業の実施体系は図6-1の通りである（資料より引用）。

図6-1 手話通訳事業実施体系図



(3) 手話通訳派遣の実施

派遣作業の流れは次の通りである（資料より引用）。

利用者が依頼（個人通訳・斡旋通訳） ノーマで受付（月～金（年末年始・祝祭日を除く）の8時30分から17時） 登録手話通訳者へ依頼（FAX及び電話） 登録手話通訳者が決定すると依頼者にその旨を報告 通訳終了 ノーマへ報告書を提出 という流れである。

依頼にはすべて対応している。夜間の依頼はほとんどない。警察にも登録手話通訳者のリストが配布されており、緊急の対応が図られているが、ほとんど利用はない。日中の依頼がほとんどである。派遣は現場に近い手話通訳者を派遣するようにしているが、徳島市に通訳者が多く、徳島市から派遣することが多い。夜間や緊急などで派遣では対応できない場合は、県ではノーマの職員として設置されている4人の設置手話通訳者が行くことになっている。

委託契約や斡旋等による手話通訳派遣の通訳料は以下の合計である（資料より引用）。ただし、警察の通訳者派遣の依頼では単価は5000円と一般の派遣と比べて高く設定されている。

表6-1 手話通訳派遣に関する通訳料

通訳料	1名当たり30分 750円（30分未満は30分とし、30分以上は1時間とする）
交通費	実費（自家用車やオートバイで移動する場合は、1km×20円）
コーディネーター料	1件当たり500円（1件とは、同日の同じ依頼者、同じ派遣者、同じ依頼内容で連続的場所を1件とする）

徳島県として登録されている手話通訳者は、2005年度で46名である（資料より引用）。

表6-2 登録手話通訳者の推移 2001～2005年

年度	2001	2002	2003	2004	2005
登録者数	30	42	37	38	46

(4) 設置手話通訳と斡旋手話通訳

1) 設置手話通訳

手話通訳設置事業も実施しており、県の障害福祉課に1名、徳島県聴覚障害者センターに2名、ノーマ事務局に1名、合計4名の手話通訳者が設置されている。すべてノーマの臨時職員であり、障害福祉課や徳島県聴覚障害者センターには出向している。また、徳島市、小松島市、鳴門市、阿南市には、設置手話通訳者がいる。非常勤職員である。なお、小松島市は隔日で設置されている。現在、これら設置手話通訳者に、設置の業務に加えて、手話通訳派遣のコーディネート等の負担を求めるのは難しい。

2) 斡旋手話通訳

斡旋手話通訳も実施している。これは企業や団体が研修や会議、講演会等の手話通訳者の依頼をしたときに、有料で派遣を行っている。この場合は、市町委託事業と同じ費用を企業等に負担してもらっている。つまり、手話通訳者1名30分当たり750円を企業等が負担することになる。この金額を高くすると、手話通訳を依頼する企業が少なくなる。だいたい、一回の派遣で2万円程度が多いが、それくらいならと費用負担してくれるところが多い。

3) 手話通訳件数

手話通訳派遣件数であるが、設置を除いた派遣および斡旋については以下の表の通りである。なお、通訳者が派遣された件数であり、一つの依頼でも手話通訳者が2名派遣されれば、2件として計上されている。県の派遣と市町の派遣とがあるが、県の派遣は、徳島県聴覚障害者福祉協会のイベントや会議等を中心に実施しており、数は少ない。

表6-3 手話通訳者派遣件数（派遣事業及び斡旋） 2001～2004年

年度	県	市町	斡旋	合計
2001	160	708	240	1108
2002	140	804	339	1283
2003	67	914	354	1335
2004	102	989	307	1398

注) 手話通訳者が派遣された人数の件数。

(5) 今後の課題

手話奉仕員で派遣を実施していきたいと考え始めている市町も出てきているが、現在はまだ十分な人数の手話通訳者が育っていない。手話奉仕員養成を実施しているが、実際に派遣する手話通訳者に登録できなくなれば養成をしても、その力を活かすことができていない。奉仕員は通訳ができないが、スポーツ大会の受付等のボランティアを担ってもらったらよい、と考えている。現在、養成については聴覚障害者福祉協会が実施しているので、状況が分からないところである。

広域派遣のメリットとして、県が試験をして登録した人なので、一定レベルの人を派遣することができることが挙げられる。もちろん、個人的なレベルの違いはあるが、その範囲は限定される。

また、コーディネートするときには、派遣内容によってはベテランと若手の人と一緒に派遣することで、若手をベテランがフォローできるようにするなどの対応を考えた上で調整している。その意味では状況に応じて、手話通訳者を送ることができる。ただし、市町が実施するようになると手話通訳者の人数が限定されるので、うまくコーディネートができない等の問題が生じる可能性もある。また、役場に足を運び相談、情報提供を受けるところが身近な市町にあるというのは大事なことであると考えているので手話通訳の設置を進めていくことも重要である。

今後としても、市町での設置手話通訳者の採用が難しいと考えられるので、今後も派遣の仕方は続くかもしれないが、障害者自立支援法の関係で来年度から県派遣がなくなる可能性があり、自主事業として県派遣を実施することになりそうである。県登録の手話通訳者もなくなる可能性がある。すべて、個別に手話通訳者と契約して確保しないといけなくなりそうである。徳島では平成大合併前は50市町あったが、今では29市町になった。

2006年4月1日より新しく建設された障害者施設の総合センターとなる徳島障害者交流プラザ（仮称）に引越し予定である。ここは障害者更生相談所、視聴覚障害者情報提供施設、身体障害者福祉センターA型とからなる複合施設であり、リハビリテーション、就労訓練、機能回復訓練、視覚障害者情報提供としての点字図書館、聴覚障害者情報提供としてビデオライブラリー、団体活動支援として障害者団体事務室等が設けられることになっている。このなかに徳島県聴覚障害者福祉協会が運営する聴覚障害者情報提供施設が含まれるが、これには手話通訳は含まれず、ノーマが継続して手話通訳者派遣事業を実施することになっている。

7. 大阪府の事例：契約による手話通訳者派遣の展開

大阪府で手話通訳者派遣事業を展開している大阪ろうあ会館の公的機関や民間企業・民間団体等との契約等による事業実施状況とその取り組みについての考え方を、大阪ろうあ会館よりいただいた資料を基に明らかにする。

(1) 大阪ろうあ会館

1977年、聴覚障害者の福祉事業を進めるために、社団法人大阪聴力障害者協会の特別委員会（大阪ろうあ会館運営委員会）が運営する大阪ろうあ会館ができた。積極的なろうあ運動の展開と同時に、それを基盤にした手話通訳派遣事業をはじめ、高齢聴覚障害者福祉施設や生活支援センター等様々な事業の展開を精力的に進めている。

(2) 大阪ろうあ会館の取り組み

1) 手話通訳派遣の広がり

1988年までの社団法人大阪聴力障害者協会による大阪府との手話通訳派遣の対応は障害福祉課と教育委員会と選挙管理委員会だけだった。しかし、2005年現在は障害保健福祉室、事業者指定グループ、計画推進グループ、社会参加スポーツグループ、地域生活支援グループ、支援費推進グループ、施設指導グループ、就労支援課、地域保健課、地域福祉課、感染症・難病対策課、高齢介護室、介護保険課、施設課、在宅課、選挙管理委員会事務局、法人指導課、病院事業局病院改革課、議会事務局、教育委員会障害教育課、地域教育振興課、警察本部教養課通訳センター、商工労働部能力開発課、推進管理グループ、障害者能力開発校、雇用推進室、企画課、雇用対策課、建設指導課、福祉の街づくりグループ、大阪労働局職業安定部職業対策課にも広がることになった。その他にも、大阪市長会、町村長会、裁判所、検察庁等の他の機関へも広がっている。

2) 情報・コミュニケーション保障と委託の取り組み

このように展開してきた大阪ろうあ会館の基本的な考え方は、障害福祉、高齢福祉、教育、労働、医療、司法、とそれぞれの分野が手話通訳の保障をすべきであり、それは聴覚障害者の生活の広がりと同時に、ろうあ運動の広がりをも示しているということである。

手話通訳の保障のみを考えると障害福祉の手話通訳を、すべての分野で認めれば済むが、それはそれぞれの分野で、聴覚障害者にとっての手話通訳の必要性や重要性の理解が進まず、単に手話通訳者を配置すればすむという認識にとどまり、その分野の下にある多くの部署まで、手話通訳の必要性の認識が広がらない。

そのため、障害福祉の国庫補助事業の手話通訳派遣事業以外で、労働、教育、医療、司法分野での手話通訳派遣の契約をし、分野ごとに責任をもって手話通訳の保障をすることが大切であると考えている。このような取り組みの結果、労働や医療の分野で、不十分ながら専従手話通訳者の設置にも結びついてきたところもある。

2) 各分野の専門性の必要

各分野の認識が深まれば、分野ごとの専門的知識を持った手話通訳者の養成の必要性が出てくる。聴覚障害者は限られた、決められた範囲で生活するわけではなく、すべての分野とつながって生活しており、それは一般の人と同じである。従って、手話通訳者はそれぞれの分野の知識や手話技術を持っていないと適切な通訳ができない。特に、聴覚障害者は手話通訳者の通訳によって状況を判断することになるため、例えば医療（診察や薬の説明）等、適切な通訳ができていないと生命や生活破壊に結びつく可能性もある。そのため、各分野の手話通訳者を養成し、各分野で適切な手話通訳ができるよう取り組んでいく必要がある。

3) 国・都道府県・市町村での取り組みの必要

以上のような点を踏まえると、障害者自立支援法では手話通訳等のコミュニケーション支援事業は基本的に市町村の役割を前提としているが、都道府県や国でもすべき行政の仕事があるため、都道府県レベルや国レベルでも手話通訳の対応も当然に必要であると言える。市民であり、府民でも国民でもある聴覚障害者への情報保障・コミュニケーション保障を、責任のある各行政分野で対応できるようにしなければならない。

(3) 委託契約等の状況

現在、手話通訳派遣事業については、大阪府および大阪市、吹田市、熊取町、田尻町、能勢町、岬町で委託契約により、大阪ろうあ会館が手話通訳派遣事業を実施している。

また、大阪府、大阪市については各役場の部署の会議や大会、研修等については、手話通訳派遣事業とは別途取決めがなされ実施されている。さらに、議会、警察、教育委員会、労働局、病院、民間企業・団体等様々な機関・企業・団体と契約を取り交わし、聴覚障害者のために積極的に情報保障・コミュニケーション保障に取り組んでいる。

表7-1 大阪ろうあ会館の契約による派遣事業の概要 2005年4月現在

	契約先	根拠・契約開始時期等	内容
派遣事業	大阪府	手話通訳活動促進事業実施要綱 1977年4月1日	民生内容
	大阪市	1977年4月1日～	民生内容
	吹田市	吹田市手話通訳員派遣事業要項 1994年7月1日	吹田市が認めた内容 各課から直接依頼あり
	熊取町	手話通訳者派遣事業実施委託契約書 2001年4月1日	熊取町が認めた内容
	田尻町	田尻町手話通訳員派遣事業委託契約書 2000年1月1日	田尻町が認めた内容
	能勢町	手話通訳者派遣事業実施委託契約書 2001年5月21日	能勢町が認めた内容
	岬町	岬町手話通訳者派遣事業委託契約書 2001年5月1日	岬町が認めた内容

役場 各部署	大阪府 健康福祉部	手話通訳者の派遣費用に関する協 定書 1999年7月1日	府庁各部署の通訳基準の取決 め 各課の会議・大会・研修等
	大阪市	大阪府「手話通訳者の派遣費用に 関する協定書」を提示して、同様の 対応をしてもらっている。	市役所各課主催の会議・大会・ 研修等の単発の依頼分
議会	大阪府議会	「手話通訳業務委託契約書」 1996年(平成8年)4月～	議会・委員会とも2名待機
	大阪市会	申し合わせ 1998年2月	市議会で希望があった時のみ
警察	大阪府 警本部	通訳業務に関する委託契約書 1995年2月1日	刑事事件
教育	大阪市 教育委員会	手話通訳指導員派遣業務委託 1995年4月10日	小・中学校の参観・懇談等 対象学校実績:65校
	吹田市 教育委員会	1999年4月から実施	吹田市立小・中学校行事
	大阪府下・ 私立高校	大阪府私立高等学校等特色教育 振興補助金(府から学校へ通訳費 用の1/2以内を補助)2003年6月30 日より	私立高校の行事
労働	大阪労働局	手話協力員の配置 (国費・労働局予算)	職安窓口・定着指導同行
	大阪障害者職業 能力開発校	委託契約書 1996年5月29日	パソコン授業通訳:2004年度から 開発校で2名設置、ろうあ会館か ら毎日4人を派遣
医療	大阪府立病院 (4病院)	契約書 2003年3月31日 通訳依 頼があったときのみ派遣	府立病院での診察
	大阪府立急性 期・総合医療 センター	契約書 2004年4月1日	アルバイトの通訳設置 週5日間 (9:00～11:00)
	大阪市 健康福祉局	老人保健法関係健康診査における 手話通訳業務委託契約書 1996年 10月15日	各区の基本健診等の待機通訳
民間	各企業	・60社と契約(実施なし含む) ・総派遣時間2455時間(2004年度)	企業の朝礼・会議等 そのうち重度障害者介助等助成 金事業を利用した企業派遣時間 は約2000時間
	諸団体	諸団体からの単発依頼分	大会・講演会・セミナー等

8 . IT事業所の事例：IT事業と手話通訳

2005年8月にある県の聴覚障害者協会、手話通訳担当者、TV(テレビ)手話通訳といった手話通訳に関するIT事業を実施している事業所を訪問し、手話通訳事業の実施状況について説明をしていただいた。ここでは、そのなかなかから特にIT事業所の営業企画部長より取り組み状況について伺った点を中心に報告する。

(1) IT事業所について

この会社は、全国で始めて遠隔手話サポートサービスを始めた会社であり、目標は、「IT技術を基準に、誰もが福祉を意識しないノーマルの暮らしができる社会を目指します」とし、「耳が不自由な方々のバリアはコミュニケーションであり、IT技術・通信技術を活用することでいつでも安心して暮らせる社会を提案します」としている。代表取締役1名、役員4名、そして、社員8名、アルバイト6名で運営されている。

現在の主な活動は、電話しかない相手に連絡する際に会社の代理電話センターにTV電話やFAX・メール等で連絡し、オペレーターが電話を代わりにかけてくれるという「代理電話サービス」、来客訪問・FAX・アラーム(目覚まし)等を光やバイブレーターで知らせる聴覚障害者用屋内信号装置やFAXである聴覚障害者用通信装置、字幕放送や聴覚障害者専用の番組を見ることができ災害時に地域別の緊急信号を受信し光警報器で知らせるアイ・ドラゴンといった聴覚障害者情報受信装置等の販売である「福祉機器購入支援」等をしている。なかでもTV電話による代理電話サービスとそれを利用する前提としてのTV電話の販売を進めている。

なお、この会社はその先駆的な事業展開により多くの賞を受けており、近年震災等があったときに聴覚障害者の情報保障のために率先して支援を行った会社でもある。

(2) IT事業所の取り組み課題

1) 通信機器についての課題

これまではパソコンでTV電話をしていたが、今年から光ファイバーのシステムに変更してスムーズなコマ送りができるようになった。しかし、通信機器のために10万円ぐらいかかり、通信回線の費用も必要である。また、すべてをしっかりと整合させ、合わせないとうまく通信できない。パソコンや回線、カメラ等の性能や設定、混み具合などによってうまくコマ送りできないことがある。このようにハード面だけでなく、ソフト面でもまだ課題がある。ソフトが一致していないとつながらない。例えば、1つのパソコンはソフトの面でA社専用となっているので、そのパソコンでは他のソフト会社のシステムを使うことができないこともある。そのため、すべてに対応できるよう3、4台のパソコンでTV電話を受け付けている(コール音を変えてどのTV電話が使われているのか分かるようにしている)。

2) TV電話設置の課題

会社が関わって回線をつないだのは2004年で50台、2005年は8月末までに10台である。企業の相談窓口になっているコールセンターにも導入を促しているが、聴覚障害者は人数が少ないからとなかなか聴覚障害者の必要に対応しようとはしなく、今までどおりでよい

とされているところが多いという。また、コールセンター側も、家族ならOKだと言うが、第三者の場合、本人の確認が取れないことを理由に、手話通訳を通しての相談を受け付けないところもある。これはTV通訳以前の問題である。また、TV電話を区役所にももちかけたが、設置手話通訳者がいるのでいらないと拒否されたという。会社としては設置手話通訳者の仕事を奪うと思われたと考えている。しかし、その手話通訳者が席を外していたり、休んだときは手話通訳の対応ができないので、どうするのか疑問に思う点もあるという。設置手話通訳者とTV電話とできちんとすみ分けを図って、手話通訳者と時間が合わなかったり、受付の簡単な部分についてTV電話で対応すればいいのではないかと考えている。

3) 日常生活用具としての承認の課題

現在、会社として、TV電話を日常生活用具に含めてもらえるように各市町村、都道府県に働きかけている。市町村に話をもちかけると、県に聞いてほしいと言われ、県に話をもっていくと、厚労省の確認がないと無理と言われ、厚労省に2005年に問い合わせたが、国では判断しないという回答があったという。そして、県としては事業の趣旨に反していないということで反対はしないという回答を得た。そのため、県内のなかにはすでに給付を可能にしている市町村が10市町村ほどある。しかし、費用がかなりかかるため、ホームページ等で自治体名を出さないように言われているところが多い。また、費用がかかるために、TV電話をきちんと使いこなすことができるか「審査」をるところもある。おそらく予算がなければ給付しない市町村もあると思われる。また、1年のうちにFAXの給付を受けた人は利用できないことになっているようである。

(3) 今後の展望

今後は、会社としては、ユビキタス社会（情報ネットワークに、いつでもどこからでもアクセスできる社会）を目指して、高速映像を送ることができる最新版の携帯電話で、いつでもどこでも遠隔通訳ができるようになればとよいと考えている。現在、普及している映像を送ることのできる携帯電話等では画像が小さく、時々映像の遅延が出たり、片手で手話をしなければならないという課題がある。これらは技術的なものであり、将来的には対応できるのではないかと考えている。手話をする機会が広がり、聴覚障害者が気軽に町に出て行ける環境にしていきたい、とのことであった。

〈 ．介護保険・支援費制度における課題〉

1．介護保険における課題

介護保険における課題について、以下、いくつかの調査データを確認しながら、検討していこう。

(1) 事業所調査

調査の概要

まず、全通研が実施した調査『介護保険と聴覚障害者 コミュニケーション支援からみた課題と改善への提言』を参照に明らかにしよう。

はじめに本調査における事業所調査より明らかになったことを整理しておこう。この事業所調査の目的は、手話通訳派遣事業所の介護保険制度への関わり方を明らかにすることである。調査方法としては、調査票の郵送調査である。調査対象としては、まず全通研が実施している『手話通訳者の労働と健康についての実態調査』から、手話通訳者が雇われている事業所を抽出した。その事業所から公共職業安定所、医療団体などを除いた自治体や社会福祉関係団体、障害者団体を中心とした事業所428ヶ所を対象とした。調査期間は2000年(平成12年)9月11日～9月30日であった。調査票回収結果は有効回答269(42.2%)であった。その内訳は自治体157(36.6%)、民間団体112(54.3%)であった。

ただし、注意を要するのは、本調査は全ての自治体を対象としたのではなく、あくらかに手話通訳の対応を行っている自治体や事業所を対象として実施したことである。したがって、聴覚障害者に対する取組みが比較的できているというバイアスが生じている可能性が高い。それを踏まえたうえで、事業所調査から明らかになったことを見てみよう。

手話通訳者の状況

しかし、それでも事業所の状況としては、事業所勤務の手話通訳者は計546人であり、単純平均すると1事業所あたり2人の手話通訳者がいることになる。具体的には、正規職員が26.0%、非常勤嘱託が39%、常勤嘱託が20.3%、臨時雇用が14.7%等となっている。つまり、非正規職員が約75%となっている。また、登録手話通訳者は合計して約6000人であるが、年1回以上実働している人は3848人と半数強(65%)でしかない。

介護保険への取組みと予算措置

介護保険に関わる聴覚障害者への情報保障のために何らかの取組みを行っていると思えた自治体は46団体(自治体有効回答157の29%)、民間団体では43団体(民間団体有効回答112の38%)であり、全体で3割が介護保険に関わって取組みを行っている。

取組み内容として、多かったものから、手話通訳者への介護保険研修(31.4%)、介護保険担当手話通訳者の限定(17.9%)、手話通訳者派遣の広報(10.3%)などが挙げられた(複数回答)。しかし、取組みを行っていない事業所を考慮すると、実際にはその半分ほどしか実施していないことになる(表1)。ほとんどこれら介護保険の取組みもなんらなされないで介護保険の手話通訳が実施されている。

表1 介護保険に関する取組み状況（複数回答）2000年（平成12年）

	実施事業所数	実施事業所（156） に占める割合	有効回答事業所（269） に占める割合
手話通訳派遣の広報	16	10.3	5.9
手話通訳者への研修	49	31.4	18.2
介護保険担当手話通訳者の限定	28	17.9	10.4
介護保険通訳料を別枠設定	14	9.0	5.2
関連機関との継続的連携	15	9.6	5.6
ニーズ調査	6	3.8	2.2
その他	28	17.9	10.4
合計	156	100.0	58.0

注）事業所調査：2000年（平成12年）実施、手話通訳を実施している269事業所（有効回答率42.4%）

出所）全国手話通訳問題研究会編（2001）『介護保険と聴覚障害者』クリエイツかもがわ、p.66より作成

特に、介護保険に関する手話通訳の予算については、手話通訳設置事業で実施しているところが40.2%、手話通訳者派遣事業が50.5%であり、介護保険による手話通訳の必要に特別に配慮して予算を設けたのは9.2%となっている。要介護認定や情報提供や契約、苦情相談などその他、介護保険に関する手話通訳業務が増えたとしても、ほとんどの場合そのまま既存の手話通訳予算が圧迫されることになっている。

派遣内容

回答事業所のうち82事業所からは手話通訳利用者の利用状況について回答があった。その利用者数合計は284人であった。その派遣内容別の派遣記録件数（レコード数）は515件あった。その件数から手話通訳派遣の内容としては多いものから、次のようであった。

- | | |
|----------------------|------------------|
| (1)訪問調査（要介護認定）46.8%、 | (2)ケアプラン作成14.0%、 |
| (3)サービス提供開始時8.5%、 | (4)申請時8.3%、 |
| (5)サービス管理6.4%、 | (6)その他15.5% |

約半数の割合で訪問調査（要介護認定）のために手話通訳が利用されている。訪問調査のみの派遣しか受けていない人は284人中154人（54.2%）に上る。訪問調査での利用が比較的多い理由としては、認定調査をできるだけ正確にしようとしたこと、要介護認定が自治体責任であることから手話通訳利用につながられたことが考えられる。なお、要介護認定にかかる時間は国が想定していた45分をはるかに上回る約2時間となっている。

一方で、要介護認定で手話通訳の必要性を理解していると考えられるにも関わらず、利用者の自己決定・サービスの選択を確実なものにするはずのケアプランの作成には手話通訳の利用につながっていないのである。自己決定を標榜する介護保険制度において、高齢聴覚障害者のコミュニケーション支援の未実施は大問題である。

(2) 手話通訳者調査

調査の概要

次に、上記、全通研の事業所調査と同時期に雇用された手話通訳者に対する調査も実施した。この手話通訳者調査の目的は手話通訳者の立場から、介護保険の各現場における手話通訳者の意識や具体的対応について明らかにすることである。調査方法は全通研が自治体、聴覚障害者団体、手話通訳者派遣事業所等に勤務する手話通訳者を対象に、5年毎に全国実施の「手話通訳者の労働と健康についての実態調査」に付随して実施。公共職業安定所で行われている手話協力員事業に従事している手話通訳者についても調査対象とした。調査対象者は1147人で、有効回答821(71.6%)であった。

雇用された手話通訳者によるコミュニケーションの状況

この調査で重要なことは介護保険に関してどこまで伝えることができたかである。この調査項目では手話通訳者が主観的に感じた回答であるが、重複障害を持つ高齢聴覚障害者に対するコミュニケーション支援が非常に難しいことが分かった。例えば、介護保険におけるコミュニケーション支援でどれだけ伝わったかを手話通訳者自身に尋ねた状況をみると、次の表2のようであった。およそ半数以上が伝わったと評価しているが、逆に言えば、半数近くが伝えることができなかったと見ることができよう。

表2 介護保険におけるコミュニケーション実施の評価 2000年(平成12年)

	よく伝わった	ほぼ伝わった	合計
訪問調査の意味	9.6%	43.8%	53.4%
受託業者の契約内容	8.9%	36.8%	45.7%
ケアプラン作成の意味	15.2%	43.4%	58.6%
ケアプランの内容	22.1%	49.7%	71.8%
被保険者の希望	34.7%	34.7%	69.4%

注1) ここでいう評価とは手話通訳者自身の評価を意味する。

注2) 手話通訳者調査：2000年(平成12年)実施、雇用されている手話通訳者821人(有効回答率71.6%)

出所)全国手話通訳問題研究会編(2001)『介護保険と聴覚障害者』クリエイツかもがわ、pp.90-4

このように、手話通訳者がいてもコミュニケーションがうまく取れない原因は、さらに研究されるべきであるが、次の点が考えられよう。

現在の高齢聴覚障害者のなかには、教育制度の問題から不就学や手話禁止によって手話そのものが難しい人も多いこと(先にみたコミュニケーション方法を参照)。

介護を必要とする状態というのは、聴覚障害に加えて他の障害を持つことであり、例えば上肢が不自由になったり、視覚障害を持つと手話そのものも難しくなること。また、知的障害や痴呆などが重なる場合も同様である。

介護保険制度自体に条件が多く、煩雑で理解・伝達が非常に困難であること。

このように多様なコミュニケーション方法や介護保険制度に熟知した手話通訳者が

少ないこと。

各利用者について継続的にかかわっていく体制が整っていないこと。

手話にしても他のコミュニケーション手段にしても各利用者の個人差が存在するため、ある程度継続的にかかわりがないとコミュニケーション手段そのものが確立しないのである。

また、これに加えて、家族状況や地域環境、自治体の手話通訳者数やその派遣コーディネート体制、手話通訳予算等によって手話通訳に制約がかされる場合もある。

以上のことから手話通訳事業における今後の対応策として、手話通訳者の養成研修と必要に応じて継続的に手話通訳実施体制の整備が求められよう。

(3) A市における介護保険におけるコミュニケーション支援状況

さらに、介護保険におけるコミュニケーション支援に取り組んでいるA市の手話通訳派遣の状況である。A市は介護保険サービスを利用する聴覚障害者のコミュニケーション支援を保障するために、介護サービス提供時でも必要に応じて手話通訳派遣を実施している。

このA市での介護保険における手話通訳事業の課題について、以下の点が挙げられる。

介護保険における手話通訳利用者の増加。

2000年（平成12年）度当初、2人であった介護保険の手話通訳利用者は2003年（平成15年）度には5人に増えた。その派遣回数も2000年（平成12年）度の216回から770回へと3.5倍になった。今後いわゆる団塊の世代が高齢化していくなかで、介護保険において手話通訳を必要とする聴覚障害者はますます増加していく。そのため、今後介護保険での手話通訳の取組みが重要になってくる。

介護保険関係の手話通訳支出が2000年（平成12年）度の60万4800円（全体の11.2%）から215万6000円（同27.5%）へと3.5倍に膨れ上がったこと。

全支出に占める割合も2.5倍になった（表4-3）。他の手話通訳派遣とは異なり、介護保険における手話通訳はたとえ利用者が少人数であってもほとんどが継続派遣になるので、手話通訳の利用回数が増加する。そのため、手話通訳派遣に関わる支出も増えるのである。

手話通訳の対象の複雑さ。

介護現場における手話通訳は、1.聴覚障害者本人に加えて、2.複数の介護職員、3.複数の他の介護サービス利用者、というように対象が入れ替わり立ち代りする。このような状況のなかで、手話通訳者は通訳のみならず聴覚障害者本人とその周りの人たちとの関係について配慮が求められることになる。

手話通訳者による相談・調整の比重が高くなること。

その理由は、1.手話通訳者は聴覚障害者の抱える生活問題や介護問題状況について学習していること、2.聴覚障害の介護サービス利用者の希望や意見を直接聞く立場にあること、などが挙げられる。そのため、1.聴覚障害者本人の介護等の生活に関する相談に対応し、

2.いくつかの介護保険事業者やその他の保健・福祉・医療に関する調整（例えばケース会議に出席するなど）が重要になってくるのである。そのために、手話通訳者自身が介護保険についてはもちろん、保健・福祉・医療の知識の習得が必要とされる。

周囲に聴覚障害の理解者をつくること。

手話通訳者は聴覚障害者のそばに24時間一緒にいるわけではない。また、介護サービスの質の向上を図るうえで介護者自身がコミュニケーション方法を身につける必要がある。さらに、介護施設等で他の利用者と集団で生活・時間を過ごす場合には、その利用者との触れ合いも大切である。そのため、介護サービスの事業所やその利用者に対して、1.聴覚障害の理解や、2.手話等コミュニケーションのとり方について伝えていく必要がある。そして、これらを踏まえて、必要に応じて、聴覚障害者の人間関係の構築のための取り組みも必要になる。

表3 A市における介護保険における手話通訳実施状況

		2000年度	2001年度	2002年度	2003年度
対象者	実数	2人	3人	4人	5人
サービス利用	障害	聴覚1級・右半身不全麻痺	聴覚1級・右半身不全麻痺・他	聴覚1級・下肢・認知障害他	聴覚1級・下肢・認知障害他
	介護認定	要介護4～1	要介護4～2	要介護4～2	要介護4～2
介護サービス	調査	4回	6回	8回	8回
	在宅	16回	177回	287回	330回
	施設	196回	196回	210回	432回
派遣費用	全体	5,382,000円	6,689,000円	7,219,000円	7,826,875円
	介護保険	604,800円(11.2%)	1,061,200円(15.8%)	1,414,000円(19.5%)	2,156,000円(27.5%)
費用負担		なし	なし	なし	なし
派遣全体の割合		全体2076 介護216(10.4%) 医療790(38%)	全体2402 介護379(15.7%) 医療1005(41.8%)	全体2555 介護505(19.7%) 医療893(34.9%)	全体2861 介護770(26.9%) 医療865(30.2%)
問題点 課題		<p>事業所側が通訳の仕事についての知識がなく、介護者との区別も中々つかず、通訳の仕事を理解してもらおうが大変だった。又、通訳者も普段している通訳現場とは支援の仕方が違ったので戸惑ってしまい、先が見えず派遣元に対して不満もでた。</p> <p>聴覚障害の特性や、通訳という社会資源について、事業所にどう伝えるかが課題であった。</p>	<p>施設職員の入れ替わりが多く、慣れたころ(聴覚障害や通訳について、理解できる)に退職されるので、なんども一から説明しないとイケないのが、大変だった。</p> <p>事業所側に、上記のことを上手く引き継いでもらえるような、提案の方法について、検討が必要と思われた。</p>	<p>施設への派遣場所も増えてきて、施設間の対応のばらつきが目立ち始める。古く慣れた所では、職員の手話の上達もあり、通訳者が見守りをする場面もあるが、新しい所では、まだまだ通訳者を介護者と見られることもあった。</p> <p>自宅への派遣は当初、利用者・ヘルパー・通訳者のそれぞれの希望がずれて困った。目的等の調整や確認が必要となる。ケース会議への参加で意見調整をはかる。</p>	<p>医療と介護がほぼ同数になってきている。介護は医療と違い、全て継続ケースなので、利用者が増えると、回数の増え方は急勾配になるのは明らかである。</p> <p>事業所のケース会議の出席・通訳者への対応等、介護に関わる仕事は多い。又、今後、削減されるであろう予算の中で、どう調整し対応していけばいいのか非常に苦慮している。</p>

2. 支援費制度における課題

次に、支援費制度における課題について、これも全通研が実施した「支援費制度における聴覚障害者の情報保障・コミュニケーション支援に関する調査研究」を参考に整理しておきたい。

なお、調査対象者には社会的な支援を必要とする聴覚障害者全般の状況を把握するため、支援費制度を利用していないが、共同作業所やろうあ者相談員等の利用者も対象としている。研究方法として、施設利用者概要調査と生活実態調査を行った。

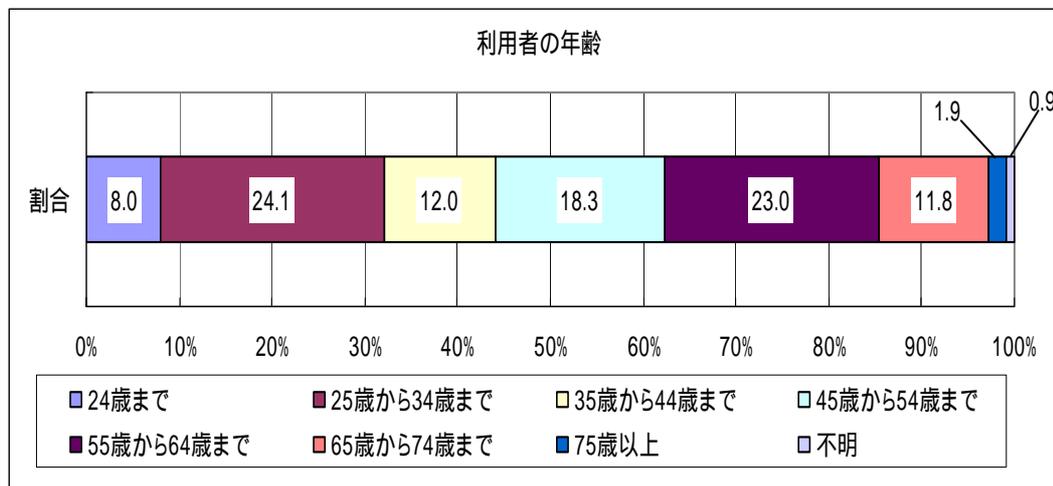
(1) 施設利用者概要調査

社会的な支援を必要とする聴覚障害者の属性を知り、次の生活実態調査の母集団の特徴を把握するため、聴覚障害者が利用している入所および通所施設に対して質問紙郵送調査をした。25施設（入所9、通所16）を抽出し、各施設の利用者全員の状況について調査した。調査期間は2003年（平成15年）10月21日から12月28日であった。有効回答は入所8（対象者数326人）、通所10（同139人）であり、合計18施設（同465人）分である。

利用者の年齢

利用者の年齢を見ると、「25歳から34歳まで」が24.1%と最も多く、次いで「55歳から64歳まで」が23.0%、「45歳から54歳まで」が18.3%となっている（図1）。つまり、45歳以上の壮年層および高齢層が半数以上を占めている。

図1 利用者の年齢



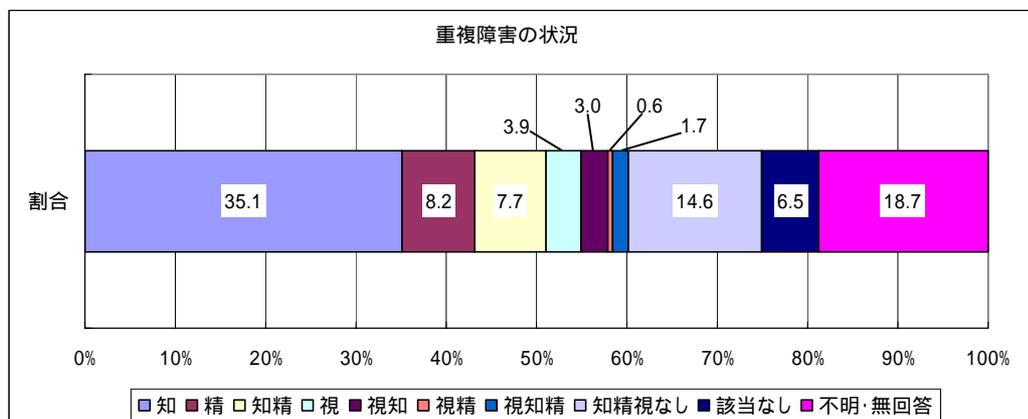
出所) 全国手話通訳問題研究会『支援費制度における情報保障・コミュニケーション支援に関する調査研究』2004年（平成16年）

利用者の重複障害

ここから、福祉サービスを利用する聴覚障害者の重複障害、特にコミュニケーション支援に関わって重要な知的障害と精神障害、視覚障害の2つの重複状況を検討した。その結果が図2である。特に、知的障害がある聴覚障害者は47.5%（知 35.1%、知精 7.7%、視知 3.0%、視知精 1.7%）、精神障害では18.2%（精 8.2%、知精 7.7%、視精 0.6%、視

知精 1.7%)、視覚障害では9.2% (視 3.9%、視知 3.0%、視精 0.6%、視知精 1.7%) に上る (略字はそれぞれ「聴 = 聴覚障害」「知 = 知的障害」「精 = 精神障害」「視 = 視覚障害」を意味する)。

図2 重複障害の状況



出所) 全国手話通訳問題研究会『支援費制度における情報保障・コミュニケーション支援に関する調査研究』2004年(平成16年)

(2) 生活実態調査

社会的な支援を必要とする聴覚障害者の生活課題を具体的に把握するために、主に施設利用者概要調査の対象となった施設担当者に等間隔無作為抽出により家族のいる対象者を抽出してもらい、その対象者の担当職員と家族に対して質問紙郵送調査を実施した。調査期間は10月21日から1月31日であった。入所施設は63人分送付し55人(80.9%)、通所施設は82人分送付し36人(43.9%)の回答を得た。

重複障害(疾病含)の状況

調査対象となった利用者(91人)の障害および疾病の平均は平均3.2であり、最も多い人で7つの障害や疾病があった。なお、ここで疾病を含めたのは、病気の内容として、糖尿病、高脂血症、高血圧、肝炎、喘息など慢性疾患がほとんどであったためである。また、障害、とりわけ知的障害や精神障害については、その障害手帳を保持していなくても、具体的な障害が書かれている場合も該当ありとした。このように、福祉サービスを利用する聴覚障害者はいくつもの障害や病気を抱え、より専門的な支援が必要とされている。

日常生活動作と金銭管理の状況

この重複障害の障害程度を裏付けるように、日常生活動作や金銭管理で何らかの介助を必要とする聴覚障害者が多い(表4)。例えば、食事や排泄では約2割、入浴や外出では約5割が介助を必要としている。また、金銭管理にいたっては約7割が困難であり、時間をかけて行う必要がある人を含めると9割に上る。つまり、聴覚障害者の支援を考えた場合、コミュニケーションなしにこれらの介護ができないので、福祉サービスの提供と同時に、手話通訳を実施する場合、同じ担当者が両方を同時に行うことが望ましいと考えられる。

(介護保険や支援費制度の事業所調査等から、実際には介護の場における手話通訳は軽視され、コミュニケーションの不足から介護の質の低下・悪化が頻繁に生じていると推測される。)

表4 日常生活動作と金銭管理の状況

	部分介助	全介助	合計
食事	15%	3%	18%
排泄	19%	4%	23%
入浴	37%	6%	43%
外出	35%	31%	66%
	時間かけできる	できない	合計
収入管理	22%	71%	93%
通帳管理	15%	76%	91%

出所) 全国手話通訳問題研究会『支援費制度における情報保障・コミュニケーション支援に関する調査研究』2004年(平成16年)

コミュニケーション方法

また、福祉サービスを利用している聴覚障害者のコミュニケーション方法をみると、家族と職員で各方法の使用割合が異なるが、主に、身振り、手話はほとんどの人が使用している(表5)。続いて、筆記や描画も半数の人が使用している。その聴覚障害者独自の記号であるホームサインも3割程が使用している。このように、福祉サービスを利用する聴覚障害者のコミュニケーション支援のためには多種多様な方法を獲得していることが求められる。

そして、このようなコミュニケーション方法による福祉サービスの説明や意思の確認には、コミュニケーション支援における専門性、継続性および比較的長い時間が必要とされるのである。その場合の担当職員の専門性と適切な労働条件の確保が必要である。

表5 コミュニケーション方法の使用割合

	家族	職員	合計ポイント
身振り	68%	74%	142
手話	38%	71%	109
筆記	41%	44%	85
描画	31%	47%	78
ホームサイン	32%	23%	55

注) その他、必要に応じて、触手話、接近手話、指文字、手書き等も併用されていた。

出所) 全国手話通訳問題研究会『支援費制度における情報保障・コミュニケーション支援に関する調査研究』2004年(平成16年)

〈 ． 高等教育機関調査 〉

高等教育機関へのヒアリングの結果

〔 背景・目的 〕

日本において手話通訳教育は、手話奉仕員養成事業および手話通訳者養成事業として、都道府県や市町村の「社会参加促進事業」(いわゆる「地域養成」)が中心として行われてきた。一方、高等教育機関での手話通訳者養成は、2004年(平成16年)5月現在、専門学校5校、短期大学1校、大学1校で行われている。

1990年(平成2年)に国立身体障害者リハビリテーションセンター学院に手話通訳専門職員養成課程(現手話通訳学科)がおかれ、手話通訳士養成のモデル校として発足したが、先に見るように高等教育機関での手話通訳者教育は、発展途上にあると言える。

「高等教育機関へのヒアリング」を行う目的は、手話通訳者教育を行う3校(国立身体障害者リハビリテーションセンター学院、世田谷福祉専門学校、金城学院大学)を選び、そこでの教育の成果および課題を把握することを通じて、今後の手話通訳者教育・養成の提言に必要な資料を提示することにある。

「高等教育機関へのヒアリング」においては、以下のような項目をたてて、各校の担当者にヒアリングを行った。

学科設立の目標・意義

カリキュラムの構成(基礎科目、専門科目、演習・実習)

カリキュラムの改変等

入学者の状況

卒業生の状況(資格取得状況、進路)

教職員の体制

教育設備・環境(設備、図書・文献、自習環境、相談指導)

教授法

在学生へのインタビューまたはアンケート(志望理由、教育内容への意見、進路希望等)

手話通訳教育の課題

〔 結果と考察 〕

以下、国立身体障害者リハビリテーションセンター学院を「国リハ」、世田谷福祉専門学校を「世田谷」、金城学院大学を「金城」と略す。

学科設立の目標・意義

国リハは手話通訳士養成のモデル校として1990年(平成2年)設立(1年制 2年制)、世田谷は手話通訳士・者養成専門学校として2000年(平成12年)設立(2年制・専攻科1年)、金城は福祉社会学科(社会福祉士養成)と言語文化学科の学生の自由履修科目として、手話通訳者養成科目が2001年(平成13年)より開設。

国リハ、世田谷は手話通訳士・者養成に特化した2年間の専門教育カリキュラムを有している。これに対して、金城学院大学は4年制の社会福祉教育、言語文化学教育の一

環として手話・手話通訳教育が行われている。

それぞれ日本における手話通訳者養成のモデル校となる。今後はこれらの教育実践を検証し、これを踏まえた高等教育機関での手話通訳者養成のあり方を検討し、全都道府県での養成校の開設が望まれる。また、その養成実践は今後地域での手話通訳者養成にも影響を与えることになると思われる。

カリキュラムの構成（基礎科目、専門科目、演習・実習）

国リ八、世田谷は、手話通訳教育に特化した専門教育（手話通訳士・者試験に対応する専門知識と専門技術教育）が行われている。加えてそれ以外の基礎教育科目も備えている。（例えば国リ八は文化人類科学、社会学、心理学、カウンセリング、リハビリテーション、社会福祉学概論、法学概論、医学概論、コンピュータリテラシーなど。世田谷は、社会福祉概論、異文化コミュニケーション、法学概論など）

手話や手話通訳の技術学習についてはそれぞれ2年間で千数百時間の学習時間が確保されている。

金城では、社会福祉教育、言語文化教育において、基礎科目と専門科目を履修するが、学科の専門科目の履修の他、学生の興味・関心により自学科・他学科の数百の基礎科目・専門科目を履修することで、全人的な教育を受けることができる。一方、手話や手話通訳の技術学習については、厚生労働省の手話通訳者養成カリキュラムに準拠しているが180時間程度にとどまっている。

専門学校で手話通訳者養成に特化した教育カリキュラムは、手話通訳技術という点で、手話通訳士試験合格レベルには少し不足するが、地域の手話通訳者登録試験合格レベルにまでは、到達している。手話通訳士試験合格レベルとするには、どちらの学校も「3年制」となることが必要との認識である。

金城では4年制であるが、手話通訳者養成に特化した学科ではないため、手話通訳士試験合格レベル・手話通訳者登録試験合格レベルには至っていない。2～3倍の学習時間が必要である。正規科目履修の他自主ゼミナールや手話が使用される実習先の確保で学習時間が補われている。

3校とも、自習設備・教材、図書が整えられ、学生は備えられた教材を使って自習を行っている。国リ八、世田谷では、手話を使用する現場での実習が必修とされている。これらの学習環境は手話通訳者養成に効果的かつ不可欠と言える。

カリキュラムの改変等

国リ八は2年制に移行したときに、講義科目を充実した。国リ八・世田谷ともできる範囲で手話技術・通訳技術の学習時間の拡大を図ってきている。金城では、カリキュラム改訂は近年行われていない。

限られた修業期間のなかで、講義科目と実技科目の時間配分を行わなければならない。手話通訳士試験や手話通訳者登録試験に合格する水準以上に、専門職者にふさわしい知識、技術、態度を身につけられる機会、また職場で力を発揮できるような能力を身につけられる機会としていく必要がある。そういう視点から言えば、アメリカやヨーロッパで行われている大学教育および大学院教育での養成が将来目指されるべきであ

ろう。

入学者の状況

国リ八は入学資格に20才以上とあり、短大・大学を卒業したものが多数占める。世田谷は入学者の半数が高卒者で他は大卒者、社会人である。両校は関東周辺からの入学者が多いが全国から学生が入学してきている。志望動機や資格取得についての動議は高く、学習意欲も高い。

金城は東海4県からの入学者が集まり、ほぼ全員が高卒者である。福祉社会学科は社会福祉士資格取得、言語文化学科は外国語通訳・翻訳業または外国語を使う仕事への従事、といった目標を持ち、手話通訳士資格取得は二次的な目標となっているために、その学習動機は低くなる。

国リ八の場合、短大・大卒者が多く、これらの学生は社会経験を有している。一方世田谷は高卒者（新卒）が多いため、人格教育や社会を理解するための教育が必要とされている。（金城は4年間で全人的な人間教育が目指される）手話通訳を行うときに社会常識やマナー、仕事の進め方など知識や能力が求められるが、この部分の教育を欠くことはできない。

それぞれ入学試験が行われている。国リ八では筆記試験（一般教養・国語・小論文）と面接のなかで手話通訳者としての資質を問うことがなされている。世田谷は推薦選考と一般選考（作文・面接）、金城は推薦選考（面接・小論文）と一般入試で、資質を見る試験とはなっていない。国リ八、世田谷では中途退学者もあるということだが、志望動機や学力、能力を入試時においてどのように評価するかは、今後の課題である。

卒業生の状況（資格取得状況、進路）

（進路）

国リ八では地域の登録手話通訳者として手話通訳業務を行うほか、情報提供施設、聴覚障害者団体、福祉施設、民間企業に就職している。求人は学校には来ない。情報があれば学生に伝えるほか、学生自己開拓を行っている。

世田谷では、手話関係の職場、その他の職場、専攻科進学が3分の1ずつである。求人は学校には来ない。手話通訳者としての雇用機会が少なく、学生のニーズに応えられていない。

金城では、福祉社会学科の学生は福祉現場が半数、企業が半数、言語文化学科はほとんどが企業就職である。

（資格取得）

国リ八は、卒業後3年以内の手話通訳士資格取得が目標である。現役合格は毎年1～2名。既卒者を含めると毎年5名程度が合格している。

世田谷は、手話通訳士試験は毎年2～3人が合格。専攻科在籍者のなかには地域の手話通訳者登録試験に合格するものも出ている。

金城では、まだ手話通訳者・士試験合格者は出していない。

手話通訳者として正規職員として雇用される機会は、日本国内においては非常に限られている現状のなかで、“手話通訳自体は登録という型で行い、仕事は別に持つ”とい

う実態が見られる。手話通訳士・者資格を持つものが、正規職員としてその資格を活かすことができる雇用機会の創設が求められている。

教職員の体制

国リハは専任教員は4人で、2人は聴覚に障害のある教員である。非常勤教員は12人程度で8人が聴覚に障害のある教員である。

世田谷は専任教員は3人で、2人は聴覚に障害のある教員である。非常勤教員は22人程度で半数が聴覚に障害のある教員である。

金城は手話通訳教育に関わる専任教員が1人、非常勤講師は6人でうち2人が聴覚に障害のある教員である。

専門教育を行うときに、教員の確保は重要となる。専門教育を担当するにふさわしい、知識や技術、人格を備えた教員を確保しなければならない。一方、このような教員養成の機会は今現在の日本では整っていない。それは大学院等で手話研究や手話通訳研究を行うところがなく、近接の学問領域において研究が行われているにとどまる。(このことは「手話通訳学」が未成立である現状の反映でもある) 専門科学としての確立が必要であるし、手話通訳教育者の教育・養成が必要となっている。

教育設備・環境(設備、図書・文献、自習環境、相談指導)

国リハ、世田谷、金城とも、量的な差はあるが、それぞれ教材(ビデオ教材、機材(ビデオカメラ、ビデオデコーダー、モニター、カセットデコーダー等))、書籍、自習環境が整備されている。

設備が整い、教材が豊富に用意され、機材が自由に使用でき、自己学習する部屋が確保されていることは、学校教育において当然必要なことである。地域での手話通訳者養成においても、このような設備・機材・教材が自由に利用でき自己学習もできる拠点施設(「手話・手話通訳学習センター」)が必要であろう。

教授法

国リハ、世田谷においては、講義科目については、教員が選択したテキストが使用されるが、手話通訳実技教育については、テキストは使わずそれぞれの教員が準備した資料や教材で教育が行われている。

金城では、手話通訳実技教育については、手話通訳者養成カリキュラムに則ったテキスト(全国手話研修センター発行)を使用している。

手話通訳実技については、それぞれ「少人数教育」が取り組まれている。

手話・手話通訳実技教育においては、聴覚に障害のある教員の担当する比重が大きい。

2年間～4年間、体系的に学ぶことができるテキスト、教材、教授法の開発が必要とされている。またこれらを使って教育できる教育者の育成も必要である。

学生へのインタビューまたはアンケート(志望理由、教育内容への意見、進路希望等)

3校に共通する学生の学校入学の志望理由としては、小学校・中学校・高校で手話を学んだ経験、大学や職場、地域で聴覚障害者と出会った経験から手話や手話通訳に関心

を持ったというものである。

将来の進路については、学校間で若干の違いが見られた。国リハの2人(2年生・社会人経験者)の学生はいずれも手話を使える職場、聴覚障害者と一緒に仕事ができる職場への就職を希望していた。世田谷は企業就職2人、ろう重複障害者施設、医療機関、聴覚障害関係団体各1人。金城は手話のできる職員として、福祉現場5人、医療機関2人、企業1人への就職を希望している。

学校の教育に対する要望としては、「2年間で一つの言語を習得するのは難しい」、「1年目に手話のコミュニケーション能力が十分高められるカリキュラムが欲しい」、「2年間で手話通訳のベースづくりは難しい。現場は厳しいと認識している」、「ろう者と直接話す機会大切」、「実用的な手話の学習」、「レベルごとのクラス編成」、「学校外との関係づくりの機会提供」等の意見が出された。

志望理由としては、学校教育や社会経験のなかで手話や聴覚障害者に触れ、手話通訳学習を目指したのがほとんどである。学校や地域での手話普及が一層進めば、手話通訳を学ぶ層が拡大するものと思われる。

進路は、で触れたように、手話通訳者としての雇用機会がほとんどないために、それを認識した上で、「手話を使える仕事・職場」という現実的な希望となっている。手話通訳者としての雇用機会の創設が必要である。

教育に対する要望として、学習期間が2年では不十分であること、手話によるコミュニケーション能力を十分高めたいということ、地域の聴覚障害者や関係者・団体等との関係づくりの重要性が提起されている。

教育期間の延長(3年～4年)、学校と地域社会との交流・連携を行う必要がある。

手話通訳教育の課題

3校から出された主なものを整理すると、

指導者の養成、3年制への移行、全国手話研修センターとの連携、地域、手話通訳現場との連携、手話通訳試験制度の整理・発展、手話通訳者としての雇用機会の創設、大学院教育の実施、であった。

これらの諸課題については、手話通訳養成を行う高等教育機関に共通するものであるが、学校だけで解決できない課題でもある。学校と関係者による検討の機会の設置が必要である。

〈 ．手話通訳者養成・手話通訳士養成にかかるアンケート〉

実施報告

1．調査の目的

現在全国で行われている「手話通訳者養成事業」および「手話通訳士養成事業」の実態と課題を明らかにし、今後の手話通訳者養成事業のあり方を検討する。

2．調査の方法

全日本ろうあ連盟加盟団体、47団体に対して地域で行われている手話通訳者・士養成事業の実態をアンケート用紙に記入してもらい、回収し、集計、分析した。

なお、アンケート用紙は2005年(平成17年)9月に配布し、1カ月間で回収を行った。

3．調査の結果とまとめ

アンケートは46団体から回収された。(東京都分については未回収)。また2つの団体からは政令指定都市分が別途回答されたため、3政令都市を加えた49件について集計作業を行った。

(1) 手話通訳者養成事業の実施状況と課題

手話通訳者養成事業の3課程(基本課程・応用課程・実践課程)を完全に実施(以下「完全実施グループ」とする)しているのは37件(75.5%)、一部未実施(以下「一部実施グループ」とする)は12件(24.5%)であった。一部未実施の理由として講師確保、予算確保、受講者確保等に困難がある、ということがあげられた。

* 完全実施しているところにおいても、同様の困難があると報告されている。地域格差を解消し、必要な数の手話通訳者を養成するために、都道府県の責任による手話通訳者養成事業(障害者自立支援法78条)の実施が求められる。

講座の開講時間については、完全実施グループは、標準講座時間(基本課程35時間・応用課程35時間・実践課程20時間)を平均10時間多く取られているが、一部実施グループ基本課程については標準講座時間と比べ平均7時間増、応用課程・実践課程では平均2時間減という状況にある。

講座の開催箇所数については、完全実施グループは各課程、平均1.5~1.7ヶ所、一部実施グループでは、1.2~1.5ヶ所となっている。完全実施グループでも各課程の講座を1ヶ所のみとしている地域が基本課程で21件(56.8%)、応用課程で20件(54.1%)、実践課程で23件(62.2%)と過半数を占めている。

また昼間に講座が開講されるところは1ヶ所以下というところが大半を占めた。

* 講座時間については、多くが標準講座時間を越えて実施していることが示された。

ここでは実態にあわせた講座時間の設定が必要であることが示されている。

講座開講箇所については、過半数が県単位で1ヶ所であり、広域養成の実態が

見られる。会場から離れた地域在住の学習者にとっては受講が困難であることが予想される。複数箇所での講座の開設が必要である。また手話通訳者への通訳依頼は昼間が多いが、養成講座は夜間に設定されることが多い。昼間活動できる手話通訳者を確保するためには、昼間の講座開講が求められる。

講座予算については、完全実施グループでは平均年間177万円（最大697万円）のうち86.3%が公費、一部実施グループでは平均年間96.9万円（最大208万円）のうち93.5%が公費となっている。

* 前述したが、県内各課程の講座開催地が1ヶ所となっている所が過半数を占めている状況で、講座予算は限られたものになっていると言える。3課程の講座を複数箇所で実施するために必要な予算の確保が課題である。

講座運営上の課題としては両グループとも講師確保（完全実施グループ91.9%、一部実施グループ83.3%）と一番多く、次いで予算確保（64.9%、50.0%）、受講者確保（43.2%、41.7%）となっている。講座実施上の課題としては、完全実施グループでは、受講者のレベルの確保73.0%、講師打ち合わせ54.1%、テキスト・教材48.6%の順、一部実施グループでは、受講者レベルが66.7%、次いで講師打ち合わせ41.7%、独自教材開発33.3%であった。

独自教材を講座で使用しているのは3件のみであった。

* 講座運営においては、講師確保が大きな問題となり、講師養成が急務の課題であることが示されている。受講者の確保および受講者レベルの確保については、手話通訳者養成の前段階の養成事業のあり方、都市部偏在の問題があると思われる。

独自教材については、その必要性は高いと言えるが、今後情報提供施設と手話通訳者養成事業の提携を進め、教材開発が進むことが望まれる。

ここ5年間（2000年（平成12年）～2004年（平成16年））の手話通訳者登録試験の合格者については、完全実施グループでは年平均10.6人となっている。一部実施グループでは年平均7.6人となっているがここ2年でみると3人程度となっている。

* 手話通訳者養成事業の3課程の実施状況が合格者数に反映していることが見られる。十分な予算が確保され、標準講座時間プラスの養成事業・講座が実施されることが望ましい。

（2）手話通訳士養成事業の実施状況と課題

手話通訳士養成事業・養成講座を実施しているのは13件、一部（数時間、数日）実施しているのは8件で、過半数の地域（55.1%）で手話通訳士の養成が行われていない。

手話通訳士養成講座を実施している21件（一部実施を含む）の平均講座時間数は30.2時間で最大は120時間、最小は6時間であった。開催箇所数は平均1.1ヶ所、定員数は平均18.2人、全体の予算は43万円（最大157.8万円）、公費補助の平均は30.0万円

(最大157.8万円)であった。

* 手話通訳士養成事業を実施する場合、実施状況はさまざまであることが示されている。これは全国共通の養成内容や講義時間を示すカリキュラムやテキスト・教材がないことから発生しているものと言える。また、都道府県により手話通訳士養成事業についての認識や事業としての位置づけが違っていることから、このようなばらつき、格差に結びついている。

手話通訳士養成は、都道府県の責務（障害者自立支援法78条）として位置づけられ実施される必要がある。

講座運営上の課題としては、実施している地域においては講師確保が71.4%、予算の確保が47.6%、受講者の確保が42.9%となっている。実施していない地域の課題としては、予算確保が74.1%、次いで講師確保が70.4%、行政の理解不足が48.1%となっている。

講座実施上の課題としては、テキスト・教材の問題57.1%、受講者のレベルの確保57.1%、講師打ち合わせ57.1%となっている。

* ここでの課題は前述した手話通訳者養成事業の運営課題・実施課題と同様であり、講師確保、予算確保、テキスト・教材の確保、手話通訳士養成にふさわしいレベルにある受講者の確保が重要課題となっている。

最終集計

回答道府県聴覚障害者団体数 46 団体 (東京都分未回収)

* 2005 年 (平成 17 年) 9 月に調査実施

1. 手話通訳者養成事業 (基本課程・応用課程・実践課程) の実施

49 件回答 (政令指定都市 3 件含む) 内 3 事業の完全実施 37 件 一部実施 12 件

2. 手話通訳者養成事業の実施状況

講座時間数 (時間)

	完全実施			一部実施		
	平均	最大	最小	平均	最大	最小
基本	46.5	126	33	42.3	60	30
応用	46.0	112	33	32.4	46	10
実践	29.7	78	12	17.4	29	0

* 完全実施ではカリキュラムどおり ~ 3 倍の時間まで多様

講座開催地数 (ヶ所)

	完全実施			一部実施		
	平均	最大	最小	平均	最大	最小
基本	1.7	5	1	1.4	3	1
応用	1.7	5	1	1.2	3	* 0.5
実践	1.6	5	1	1.5	3	* 0.5

* 講座開催は 1 ヶ所から 5 ヶ所

* 2 年で 1 ヶ所

講座昼間開催 (ヶ所)

	完全実施			一部実施		
	平均	最大	最小	平均	最大	最小
基本	0.7	2	0	1.0	3	0
応用	0.7	2	0	0.8	3	0
実践	0.7	2	0	0.8	3	0

* 昼間開催は少ない。夜間や休日開催が主流

講座受講定員 (人)

	完全実施			一部実施		
	平均	最大	最小	平均	最大	最小
基本	32.9	82	7	18.7	40	8
応用	29.6	70	7	16.2	35	11
実践	25.6	60	7	23.8	35	17

* 講座定員は 20 人 ~ 30 人が中心

講座予算・年間（万円）

	完全実施			一部実施		
	平均	最大	最小	平均	最大	最小
全体予算	177.0	697	11.3	96.9	208.0	33.9
内公費	152.8	500	11.3	90.6	137.0	33.9

* 予算にはかなりの格差が存在

講座運営上の課題（複数回答 %）

	完全実施 n=37	一部実施 n=12	全体 n=49
運営委員会開催	43.2	33.3	40.8
予算確保	64.9	50.0	61.2
講師確保	91.9	83.3	89.8
スタッフ確保	35.1	33.3	34.7
受講者確保	43.2	41.7	42.9
講座期間の設定	37.8	41.7	38.8

* 講師確保、予算確保が課題の中心

講座実施上の課題（複数回答 %）

	完全実施 n=37	一部実施 n=12	全体 n=49
会場確保	40.5	8.3	37.2
講師打ち合わせ	54.1	41.7	51.0
テキスト・教材	48.6	25.0	42.9
独自教材開発	37.8	33.3	36.7
受講者レベル	73.0	66.7	71.4
進級認定	16.2	25.0	18.4
視聴覚機器の確保	21.6	8.3	18.4

* 均等で一定の水準である受講者レベルの確保が課題

独自教材の有無（複数回答 件）

	完全実施 n=37	一部実施 n=12	全体 n=49
あり	2	1	3
なし	33	11	44

* 独自教材を使用しているのは少数 未回答 2

手話通訳者登録試験合格者数の推移：平均（人）

	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年
完全実施*	14.9	10.0	10.5	7.2	10.4
一部実施	9.3	14.0	7.2	5.2	2.3

* 完全実施では 1 県あたり 10 人前後の合格、一部実施では 3 人程度と低くなる。いずれも少ない。

3. 手話通訳士養成事業の実施

49 件回答

内 手話通訳士養成事業の実施 13 件、一部実施 8 件、未実施 27 件、未回答 1

* 手話通訳士養成事業を行っているのは少数

講座時間数（時間）

	完全実施・一部実施		
	平均	最大	最小
講座時間数	30.2 時間	120 時間	6 時間
開催箇所数	1.1 ヶ所	3 ヶ所	1 ヶ所
定員数	18.2 人	50 人	3 人
全体予算	43 万円	158 万円	10 万円
公費補助	30 万円	158 万円	0 万円

* 十分な予算、期間で行っている県は少ない。地域格差は大きい。

講座運営上の課題（複数回答 %）

	完全実施・一部実施 n=21	未実施の理由 n=27
運営委員会開催	33.3	18.5
予算確保	47.6	74.1
講師確保	71.4	70.4
スタッフ確保	38.1	37.0
受講者確保	42.9	22.2
講座期間の設定	33.3	22.2
		行政の理解不足 48.1

* 手話通訳者養成事業と同じく、講師確保、予算確保が大きな課題。受講者確保の困難は、前段階の養成が不十分であると考えられる。

講座実施上の課題（複数回答 %）

	完全実施・一部実施 n=21	未実施の理由 n=27
会場確保	23.8	22.2
講師打ち合わせ	57.1	
テキスト・教材	57.1	51.9
独自教材開発	42.9	22.2
受講者レベル	57.1	29.6
進級認定	0.0	
視聴覚機器の確保	14.3	18.5

* 受講者の確保と合わせてそのレベルが課題。講師の問題、テキスト・教材の問題も大きい。

〔自由記述欄〕

（１）手話通訳者養成事業

講座運営についての課題

- ・手話通訳者養成事業は県から情報センターに委託されているため、県聴障協は関与していない
- ・受講者および手話通訳者を増やすための県内複数会場の実施（少なくとも）県内3会場
- ・講師の養成
- ・開催地の全県への広がり
- ・昼間開催の場合、受講者が少ない
- ・手話通訳者を目指す意識を持って受講する者と、ただ上級的に学びたいという者がいること

講座実施についての課題

- ・遠距離から集まり月に一度の集中講座となるため、講師を4～6人で編成し、各時間ごとに交替して行なう。（一人がぶっ通して担当しない）
- ・ろうあ協会の行事と抱き合わせて通訳者としての視点を養っている。
- ・各課程26回（52時間）に80%以上出席した人は進級できる。（各課程の修了証書交付あり）。各課程26回の内20回は実技、6回は講義になっている。
- ・実技指導講師の登録試験の導入・講師団の発足、研修・講義 100%受講を原則とし、止むを得ない事情で休講した場合、県だけでなく他市養成講座の同テーマによる講義の代講（振り替え）を可とした。
- ・全日本ろうあ連盟テキストによる指導で、教材は独自のものを使用している（県協）（テキストに準じた教材は地域で使用されている場合があるため）
- ・養成検討委員会を開き、カリキュラム全課程の実施と手話通訳者統一試験の導入（2004

年（平成 16 年）度）を行い、今は指導者養成のあり方を討議している。

- ・将来はおそらく予算カットの恐れもあるかも知れない。もしそうなってしまった場合、講師も減らしモニターTVで指導方法も工夫したいと考える
- ・基本課程 講義で1コマ、県のろう協・全通研が担当する。「県内の聴覚障害者の運動・手話通訳活動」について独自に設けている。講師養成 - 研修参加の際の参加費3万円を公費で負担している。
- ・講師団の形成
- ・地域活動や暮らしについての講座。地区団体の活動と行事についての講座。全通研と県手話サークル連絡協議会などの講座。
- ・県・市と共に養成委員会を組織しているので、連携は出来ている。講義部分は県全体で年2回、集中講義を開催。実践（実習）として県派遣委員会、地域ろう協、県ろう連と連携し、提供を受ける。チェック者を同行し評価、報告書も提出させる。
- ・テキストの中、特に要約のあり方、まとめ方などの学習はパワーポイントを使うと、受講生にとってわかりやすく、時間的にスムーズに進んだ。また読み取り通訳のビデオからDVDを作成してワンタッチで便利だった。
- ・入門・基礎課程で学んだ手話の「単語集」を作り、講座で活用している。
- ・要約の指導が難しい

その他の工夫

- ・養成講座のテキストを中心とした学習だけでは、登録試験に合格する実力がつかないので、独自の教材を逐次講座に取り入れている。
- ・学習ノートの導入
- ・補助講師として担当日以外の講座日に出席できるときは出て、他の講師の指導方法を学ぶようにしている
- ・手話通訳場面のイメージを理解させる工夫が大切と思うので、常に場面を変えて教えるよう工夫している。
- ・通訳者養成講座は県身体障害者福祉協会と共催で開催している。予算も身協が負担している。
- ・今まで60分単位で講座を行っていたが、テキストの講座数とあわなくなっているので、今年度から90分×講義・講座で進めている
- ・地域活動や暮らしについての講座。
- ・地区団体の活動と行事についての講座。
- ・全通研と県手話サークル連絡協議会などの講座。
- ・実践課程の実技において、大会等を現場実技学習としているが、通訳保障を考えると現場での学習は大変難しい。式典等会場の一角を受講生用として使用。
- ・毎回、ろう者大会、全通研集会、ろう協の活動時の話しをするようにしている。
- ・指導書を基に講師2人で話し合っって指導案を作成している。

手話通訳者養成事業の実施に必要なこと・改善点

- ・これまでやってきた通訳姿勢、通訳上の留意点など通訳者の視点を磨く意味で講座は効

果があるが、表現技術の向上にはなかなか結びつかない。通訳者としての素質の有無も関係しているのかわからないが、トレーニングを繰り返してもある程度上達する人、全然変わらない人がいる。自宅トレーニング用の教材が必要ではないか？特に、サマリーやイントラリンガルはろう講師の苦手とするところ。何をどのようにすればサマリリーの適切な例になるのか、イントラの適切な例になるのかが良くわからないまま、経験で教授しているのが実態。

- ・ <要約について> 講座内で指導している内容と、実際に手話通訳者統一試験の問題で出されるポイントの結びつきが難しいと感じる。
- ・ 現在中心部のみでの開催となっている。受講生のことを考えれば1年間で終わってほしいという声が多い。(2年間も家庭で理解が得にくい)しかし、1年ではカリキュラムをこなすのが難しい等の問題がある。期間が延びれば受講生も減るため、悪循環というかジレンマに陥る。
- ・ 県内1ヶ所で現在行なっているが、本県は広域で車で片道2~3時間かかる所からの受講者がむずかしく「養成したい地域の人養成できない」何といても講師人材が乏しく、昨年養成を試みたが他の事や行事に流され実施できず。上のことから地域または数を増やすことが限界。
- ・ 県情報センター主催とA市独自の講座、通訳者登録試験を行なっているため、県全体としての整合性が図れていない。(例)A市在住の受講者は県の講座は受けられない、など制約があって改善すべき点である。
- ・ 養成カリキュラムが整い、ろう・健聴講師2人体制で行なっている状況下での講師団の強化・研修などが課題。県は広域なので養成事業が行われていない地域も多く、開催地の選定などが課題。
- ・ 実践課程をどのように進めたらよいのか、毎年悩む。理論の学習だけでなく、実践できる現場をどのように確保し学習と結びつけたらよいのか、応用までで認定試験にチャレンジしても良いのではないか？試験合格後の就任者研修で実践を取り入れた方が指導もしやすいと思われる。
- ・ 現在は県のみ中心として養成事業を行なっている。カリキュラム改訂は出来るだけ止めて欲しい。現在講師団としてはムダな出費に困惑している。
- ・ 基本課程の受講申し込みの時、受講者選定面接を行なっている。基本課程の受講レベルはどの程度かあいまいなので、基礎課程の到達目標を受講レベルとした。自宅学習できるカリキュラムがあればよい。
- ・ 実践課程における手話通訳実習では、受講生の通訳実習(個人通訳)に協力してくれるろう者がなかなか見つからない。
- ・ 県内2ヶ所で開催するよう検討中。
- ・ 聞き取りと読み取りの実技を増やす。例えば教材を10題ほど取り揃えて、地域で選んで使用できるようにする。
- ・ 実施箇所の拡大(予算の増)・受講対象者(基本課程)の資格要件、手話会話力の評価・学習教材(講座学習を補充するもの)の開発・講師養成(研修機会の充実と経費の負担)・手話通訳者統一試験の合格率の改善

- ・テキストの整備
- ・講師の養成、指導カリキュラム改善（例：ビデオの使い方、指導書の使い方など）
- ・実践での実習のうち、個人通訳はなかなか実習できない。他府県で良い例があれば教えて頂きたい。
- ・講師の確保が大変。この事業の講師は協会役員、全通研役員が担っており、それぞれの団体の行事と調整しながら行なっている。事業から逸れるが、講師講習会は内容が充実しているのは理解できるが、講師が多忙で参加がままならない。なんとか別の講習会も考えて頂けないか。
- ・県の課題としては指導者の育成が急務。繰り返し受講する人への教材作り。
- ・改善と言うよりも講師の力で工夫して行なうことが大切と思う。講座を重ねるうちに、進歩派となかなか派が明るみに出てくる。また、ここはよく出来るが、ここは・・・というように人によっては差異が生じる。これを上手くバランスよく養成するのは、講師の力次第と思う。
- ・県では手話奉仕員養成講座基礎課程を修了し、3年程度通訳活動を経験した者を対象に養成しているが、実際の受講者は通訳経験の差が大きく、指導に苦慮することも多い。手話通訳としての倫理や実践技術は講義で話すものの、通訳経験の少ない受講生には実感がわかないようでもある。養成講座を受講することによって、意識が変わってくる良い面と同時にカリキュラムは修了したが、講座が終わった後、活動と結びつかない方が多い現状もある。テキストの内容と合わせて派遣活動へのつながりを作れるような講座にしていかないと、受けただけの方が増えてしまう。実践課程の「実習」について、派遣との調整が難しく現状実施できていない。
- ・教材のテキストとビデオ内での手話表現が違っているところがあるので、統一できる方が良いと思う。

（２）手話通訳士養成事業

講座運営についての課題

（実施地域）

- ・行事が多いと日程調整などで講師も受講生も大変
- ・カリキュラムの作成

（未実施地域）

- ・事業が他団体に委託されていて、運営についてろう協会と話し合う機会が十分ではないこと
- ・全通研が独自で行なっているので任せている。
使用教材（重複回答あり）
- ・手話通訳者養成コース（全日本ろうあ連盟/通訳士養成委員会）
- ・読み取りビデオ（東京手話通訳等派遣センター）
- ・東京都認定試験ビデオ（東京手話通訳等派遣センター）
- ・全日ろう連発行の各ビデオ
- ・手話通訳士実技試験合格への道（士協会）
- ・手話通訳技能認定試験傾向と対策模範解答集（解答委員会）

障害者福祉の基礎知識/聴障者基礎知識/手話の基礎知識

- ・ワールドパオイニア・コンパス等発行のビデオ
- ・手話通訳者現任研修（ビッグアイ）
- ・手話通訳者現任研修教材
- ・地元のろう者のビデオ
- ・新聞記事、コラム
- ・講師が作成した資料
- ・過去の試験問題
- ・特に無し

講座の工夫

- ・実技中心に読み取り、書き取り、ビデオに取り表現をチェックする、など模擬試験的な内容で行なっている。
- ・受講2日目の者に対しては独立教材を使用している。
- ・健聴講師は自分の学習経験から話してもらっている。
- ・聞き取り通訳には新聞のコラムや作文など適していると思うものがあったら活用するようになっている。
- ・実技の読み取り、聞き取りは個別指導を実施・ビデオ製作(読み取り用)
- ・広く一ヶ所に集まり難い状況があるので、今年度から全体講座のほかに、各地域で講座を開催している。また外部講師を招き手話技術のほか、手話通訳のあり方なども研修内容に取り入れた。
- ・日常の通訳活動につなげていくことを意識して指導
- ・個人表現ビデオや読み取り音声カセットテープを作成し、個々の課題(自己・他者評価)発見と改善に役立てている
- ・一次試験対策と二次試験対策のコースに別けて実施している。二次対策では、個別にビデオ収録し解説をしている。

手話通訳士養成講座の実施に必要なこと・改善点

- ・テキストをきちんと作ること(ページの間違い、指導書とのズレなど)。その際、難しい漢字、特定の地名などの読み方はルビが欲しい。
- ・受講者は地域でも積極的に活動している人達なので、行事等重なり、なかなか出席できない。
- ・同じく講師も地理的・時間的に打合せが難しく、担当するところだけに専念。一人の受講生を系統立てて見れない。(講師団として)引継ぎをきちんとする必要がある。
- ・以前モデル養成事業委員会で、テキスト・ビデオテープを作ったことがあったが、やはり教材がないことが教習の上でネックになっている。全国手話研修センターでこうした教材等を用意できると良い。
- ・ここでの問題も指導者の確保。以前行なっていたが県内の評価と士合否の評価が違っていたり、何をどう学習課題にすべきか見えてこない。
- ・県内では手話通訳士と通訳者の違いがハッキリしない、あいまい。むしろ通訳者の方が

- 模範的な人が多い。通訳士になったとたん、人格が変わった様にろう者の人権を踏みこむ行為をする人が多い。問題である。この問題についてどうか見解が知りたい。
- ・土養成講座の担当講師養成講習会を開催し、ろう者の講師が参加できるような学習の場を設けて欲しい。土養成向けのテキストを作成して欲しい。
 - ・ただ今講座も過渡期であり、試行錯誤している。回数・内容・講師等検討中。
 - ・予算の確保。現在受講料のみで運営のため、外部講師の謝礼、ビデオ等の教材費で支払は0。県内の土の仲間がボランティアで協力。
 - ・まだやっていないので、他県を参考に取組んでいきたいと思う。
 - ・運営上の問題で事前打ち合わせがなかなかできない状況なので、今後は十分な打合せをして取組みたい。講師が足りないこと。受講生が集まらないこと。
 - ・県レベルの実施では、対象者も多くなく予算的にも厳しいので、ブロックごとに開催するなど開催方法に工夫がいるのでは？
 - ・1に予算、2に人材がネックとなっている。市町村レベルでの(入口としてある)入門・基礎の縮小や廃止が及ぼす影響が大きい。
 - ・「手話通訳士」という資格の位置付けが曖昧なので、養成して「通訳士」となってどうかということがはっきり示されれば養成の意味も出てくるのではないか？
 - ・受講生の継続確保が難しい。手話通訳士試験の傾向と対策のようなものは含んでいないのでしょうか。実施する場合、講師を他県に派遣してもらうことはできないのでしょうか。実施しているところでは、どのようにして講師および受講生を確保しているのか。良い例があれば教えて頂きたい。
 - ・手話通訳士を目指す受講生が少ない。
 - ・地域性により受講生が県内1カ所に集まることが大変である。
 - ・手話通訳者ステップアップ講座(年4回開催)では不十分な面もあり、手話通訳士養成講座に続けるのは難しい。
 - ・1998年(平成10年)のような土指導者研修(教材の進め方)があったらいい。土養成教材の作成。
土試験実技評価の公開。
 - ・予算確保・指導者の育成・テキスト
 - ・特に二次試験対策の到達目標が明確でない。効果的なトレーニング方法、各自でできる学習方法、また、ろう講師が手話通訳士養成に関われる体制、具体的方法について模索中。
 - ・手話通訳者統一試験合格者に積極的に手話通訳士養成講座に参加してもらう必要がある。
 - ・指導者の育成拡大が困難。指導カリキュラム(厚労省)方法にそぐわない(指導困難)
 - ・県では実施していないが、要望は続けている。市町村は政令指定都市のみ事業を開始した。2004年(平成16年)度より開始。

(3) 再構築委員会での検討課題・提案等

- ・手話が法定言語として認められない限り、手話の発展や手話通訳者の社会的位置付けがあいまいなものとなると思う。こうした法的分野への働きかけが重要になると思う。検討委員会としても頑張ってもらいたい。

- ・手話奉仕員・手話通訳者・手話通訳士の名称を現実の整理が必要。つまり徹底するということ。
- ・認定作業については読み取り、聞き取り etc のハード面については現役の手話講師も検定員に加わり、公平な評価が出来るような仕組みが必要ではないか。
- ・講師（ろう者・健聴者）の適性資格基準を明確に決めて欲しい。受講者の進級認定のレベルはどう言うものが基準を作って欲しい。
- ・情報提供施設をその地域の生活支援に関する中核センターとして位置付けたモデルを提示できないか。
- ・講師養成、指導カリキュラム
- ・認定試験日がブロックの手話通訳問題研究集会と近く実施をためらっている。公正・公平さを考えれば全国一斉はわかるが、もう少し日程に幅を持たせられないか。
- ・手話通訳士養成テキストがあればありがたい。厚生労働省認可事業であれば、行政も理解が進むと思う。
- ・手話通訳士試験の受験条件に、ろうあ団体の認定（推薦）を加えていただきたい。
- ・カリキュラム内容の再点検を。要約力は全般的に学習することだから、講座としては3回位として、場面通訳を増やし、通訳のあり方を学習することを増やしたらどうか。また、講義の中で「人権意識の向上」を図れるものを入れて欲しい。
- ・基礎テキストの消化に時間がかかる。それができないと通訳者養成の効果が上がらない。基本テキストで考えるか、基礎課程の時間を増やすか・・・。
- ・手話通訳士試験合格の基準ラインを明確に知りたい。
- ・指導カリキュラムの充実、改善、導入化？
- ・手話奉仕員養成、手話通訳者養成、手話通訳士試験まで一貫したカリキュラムで養成を行なうことが大切。各養成事業の関連性を持たせた効果的な「手話通訳者」養成について検討が必要。
- ・講師・審査員の育成拡大。

〈 ．手話通訳者養成と手話通訳者統一試験にかかるアンケート〉

実施報告

1．調査の目的

昨年度、本事業において「手話通訳者登録試験実施についてのアンケート」調査を行ったが、合格率に地域格差が見られた。このような格差がどのように発生するのか、「手話通訳者養成事業」と「手話通訳者統一試験」(全国手話研修センター作成の統一試験)との関係について、その実態と課題を明らかにし、今後の手話通訳者養成事業、登録試験事業のあり方を検討する。

2．調査の方法

全日本ろうあ連盟加盟団体 10 団体に対して、地域で行われている手話通訳者養成事業と手話通訳者登録試験の実態をアンケート用紙に記入してもらい、回収し、集計、分析した。

10 団体のうち 6 団体は合格率の高いグループ(以下 A グループ)、4 団体は合格率の低いグループ(以下 B グループ)とした。

なお、アンケート用紙は 2005 年(平成 17 年)9 月に配布し、1 カ月間で回収を行った。

3．調査の結果とまとめ

手話通訳者養成講座修了者の手話通訳者統一試験合格者数は、2002 年(平成 14 年)度から 2004 年(平成 16 年)度までの 3 年間の年平均を見ると A グループは 6.4 人(合格率 43.8%)、B グループは 4.1 人(合格率 18.3%)であった。3 つの養成課程(基本課程・応用課程・実践課程)を完全実施しているのは、A グループは 6 団体すべて、B グループは 1 団体にとどまる。

- * 養成課程の完全実施が保障されている地域については合格率は高くなる。『手話通訳者養成・手話通訳士養成にかかるアンケート』では、12 の地域が一部実施にとどまっている。完全に実施できない理由としては、「講師確保が困難」88.3%、「予算の確保(公費)ができない」50.0%が大きな理由にあげられている。地域格差を無くし、十分な質・数の手話通訳者を確保するためには、これらの課題を解決し、全地域で養成事業の完全実施が必要とされる。

手話通訳者養成講座・基本課程を受講する際の受講資格・面接試験等では、A グループ B グループともに受講資格を設定しているが、面接試験等を課すのは B グループでは半数にとどまっている。

- * 受講生のレベルに差がある場合、講義の進行が困難となる。前課程が修了していること、あるいは同等の水準を確保していることが必要になるが、そのための養成事業の整備・充実と、受講資格 確認の方法の確立が課題となっている。

手話通訳者統一試験に対する特別研修の実施については、AグループBグループともに半数が実施していると回答があった。

* このことの意味は、養成課程(90時間)だけでは、手話通訳者統一試験合格のための十分な学習到達が得られないということである。特別研修という形を取らない場合は、養成時間の増加が必要である。

手話通訳者統一試験合格者への登録証明書の交付があると回答したのは、Aグループは5団体、Bグループで1団体であった。

* 登録証明書については、Aグループがほとんど交付している。学習意欲を高めたり、維持するのに効果があると思われるが、検証が必要である。

他県からの有資格者の転入について、配慮があるのは、Aグループは4団体、Bグループで1団体であった。

* 全国的に有資格手話通訳者が不足しているが、一方で有資格手話通訳者の転入に際して配慮がされず、あらためて手話通訳者統一試験を受験する措置が多く地域で行われている。受験・合格発表・登録までの間、転入者は手話通訳事業に従事できないことになるが、人材を活かすシステムが必要である。

手話通訳者養成・3課程の学習課題の評価については、ほとんどが「役立つ、概ね役立つ」と回答されたが、通訳演習、通訳実習については「どちらとも言えない」といった回答が3割程度あった。

* 手話通訳現場におけるプライバシーや、学習中のものが手話通訳を行うという通訳能力の限度から、「無資格者には実際の現場での通訳は任せられない」という状況がある。そのため手話通訳実習(観察と通訳実習)を行う環境が整えられない地域が多くあり、それが回答に現れていると思われる。実習による手話通訳トレーニングは重要であるが、上記の制約があることから、資格を取ったのちに、手話通訳業務現場で先輩手話通訳者や指導者の指導を受けながら学ぶ(OJT)方法が有効だと考えられる。

各講座に共通する手話通訳者統一試験合格に向けて課題については以下のようなものがあげられた。

- ・実技時間数の増加
- ・自宅研修の実施とそれへの指導時間、予算の確保
- ・地域にあった副教材の開発と利用
- ・受講者の確保
- ・講師養成

* 『手話通訳者養成・手話通訳士養成にかかるアンケート』でも同様の課題が挙げられているが、それぞれが今後の手話通訳者養成事業の課題である。

手話通訳者統一試験に対する意見や評価としては以下のようなものがあげられた。

Aグループ

- ・ 少し難度が高い。
- ・ 地域にそぐわない場面設定がある。地域に合った内容を希望する。
- ・ 採点について地域でばらつきがあると思われる。
- ・ 講義時間の増加と講師レベルのアップで合格率を上げたい。
- ・ 都市部で合格者が確保できるが、市外の合格者確保が課題。

Bグループ

- ・ 合格率は6～7割に設定すべき。
 - ・ 細かい採点基準が合格率を下げていると思われる。
 - ・ 地域性、講座実施状況を見て、合格基準を設定して欲しい
- * 手話通訳者統一試験のレベルについて、地域によって「低い」と見る地域、「適当」と見る地域「高い」と見る地域と、評価は分かれている。これは地域での養成のあり方と手話通訳ニーズの状況、そこから生まれる手話通訳や手話通訳者に対する当事者や関係者、地域的な評価により発生していると考えられる。しかし、「最低限の水準の確保」が必要であることは共通の認識となっている。地域性を考慮することは、全国的な統一試験としては難しい作業であるが、現任研修等により、それを補うシステムが検討される必要がある。
- 手話通訳者統一試験の水準を落とすことなく合格者を多数確保するには、手話通訳者養成事業の充実（講義内容や時間、講師の教授能力、教材、事業費）に関わっていると言える。

最終集計

回答道府県聴覚障害者団体数 10件 * 2005年(平成17年)9月に調査実施
 調査対象：近年の手話通訳者統一試験合格率の高い6地域(以下Aグループ)
 低い4地域(以下Bグループ)

1. 手話通訳者統一試験合格者の状況

(平均)(人数)

		2002年 平成14	2003年 平成15	2004年 平成16
Aグループ	受講修了者の合格者数	10.3	2.5	6.5
	その他合格者	1.5	2.4	1.2
	合計	11.4	4.4	7.7
Bグループ	受講修了者の合格者数	6.3	4	2
	その他合格者	1.5	1	0
	合計	7.3	4.8	2

2002年(平成14年)は従前からの通訳活動者が合格。(5.8.の自由記述参照)
 2003年(平成15年)以降は講座受講者が試験を受けているが、合格者数は減少。しかしAグループは合格者を一定確保

2. 養成講座受講レベルの留意点

手話通訳者養成「基本課程」受講資格の設定・面接試験等の実施

	受講資格		面接等試験	
	設定あり	設定なし	あり	なし
Aグループ	6	0	5	1
Bグループ	4	0	2	2

手話通訳者養成「基本課程」受講資格の設定・面接試験等の内容

手話通訳者養成「基本課程」受講資格の内容

- ・ 県に在住している者 20歳以上の者 主に奉仕員養成カリキュラムをすべて履修済みで手話奉仕員として活動している者。または上記と同等レベルを有する者 熱意を持って手話通訳活動の可能な者。
- ・ 20歳以上の者で手話学習経験がおおむね2年以上で、受講者選考試験で選考された者
- ・ 手話奉仕員2年以降で講師団面接
- ・ 手話奉仕員養成「基礎課程」修了者

- ・手話奉仕員養成「基礎課程」を修了した者、または手話を駆使して特定の聴覚障害者と日常会話が可能な者
- ・手話奉仕員養成「基礎課程」修了者及び手話サークル経験2年以上の者
- ・手話を駆使して聴覚障害者と日常会話が可能な者で県手話通訳者派遣事業の登録を目指す者。
- ・手話を駆使して特定の聴覚障害者と日常会話が可能であること 全日程の70%以上出席できること 18歳以上で地域の手話サークルなどで現在も含めて3年以上手話を学んでいる者 県の登録通訳者として活動する意欲のあるもの 聴障協や全通研支部の活動等、聴覚障害者との交流の場や情報交換の場に積極的に参加する意欲のある者。
- ・手話奉仕員養成「入門課程」「基礎課程」を修了していること。
- ・手話奉仕員養成「基礎課程」を修了し、通訳活動3年程度経過した、協会賛助会員を対象とし、県聴覚障害者協会が選考
面接試験等の内容
- ・読み取り(用紙に清書) 聞き取り(収録) 面接
- ・読み取りと面接
- ・個人面接(ろう講師の質疑応答)
- ・聞き取り通訳と読み取り通訳の試験
- ・聞き取り、読み取り、面接
- ・課題について3分程度のスピーチを手話で表現し、撮影したビデオを提出
- ・面接

受講資格は全ての地域で設定あり。また面接等事前の審査を行うところが多数。

手話奉仕員養成講座「入門課程」「基礎課程」と手話通訳者養成講座との関連についての留意点または課題

- ・手話通訳者養成「基本課程」の受講資格に手話奉仕員養成講座(入門・基礎)を修了していることが望ましいと記している。
- ・県としての手話教室入門および基礎は、現在実施していない。

3. 手話通訳者統一試験合格に向けての工夫、成果と課題 (回答はすべてBグループ)

手話通訳者養成「基本課程」

- (時間) ・実技の時間数の増
- (講師指導力) ・講師講習会に参加できる人材を増やしたい。参加しやすい環境作りをしてほしい。
 - ・講師の養成
 - ・新しく発行されたビデオ等利用して指導力を高める
- (自宅研修) ・あった方がいいが、課題作成にかかる時間や予算の確保、またその課題をサポートする時間や予算の確保が困難。
 - ・評価ができていない

- ・適切な課題を出すこと
- (進級試験) ・受講生の技術のばらつきがある
- ・受講開始時点での選考方法
- (副教材) ・地域にあわせて判断しながら利用できる、試験合格につながる統一された副教材を作ってほしい。
- ・地域にあわせた教材
- (その他) ・実施主体に対して聴障団体・手話関係者の意見が取り上げられにくい面がある。1年間で継続的な学習が進められていない。

手話通訳者養成「応用課程」

- (時間) ・実技の時間数の増
- (講師指導力) ・講師講習会に参加できる人材を増やしたい。参加しやすい環境作りをしてほしい。
- ・講師の養成
- ・新しく発行されたビデオ等利用して指導力を高める
- (自宅研修) ・あった方がいいが、課題作成にかかる時間や予算の確保、またその課題をサポートする時間や予算の確保が困難。
- ・適切な課題を出すこと
- (副教材) ・地域にあわせて判断しながら利用できる、試験合格につながる統一された副教材を作ってほしい。
- (その他) ・実施主体に対して聴障団体・手話関係者の意見が取り上げられにくい面がある。1年間で継続的な学習が進められていない。

手話通訳者養成「実践課程」

- (時間) ・実習現場の増
- (講師指導力) ・講師講習会に参加できる人材を増やしたい。参加しやすい環境作りをしてほしい。
- ・新しく発行されたビデオ等利用して指導力を高める
- (自宅研修) ・あった方がいいが、課題作成にかかる時間や予算の確保、またその課題をサポートする時間や予算の確保が困難。
- ・適切な課題を出すこと
- (副教材) ・地域にあわせて判断しながら利用できる、試験合格につながる統一された副教材を作ってほしい。
- (その他) ・実施主体に対して聴障団体・手話関係者の意見が取り上げられにくい面がある。1年間で継続的な学習が進められていない。

ここでの回答はAグループからはなく、すべてBグループからだされたもの。基本、応用、実践とも同様な課題が挙げられている。合格率の低い地域は、上記のような諸課題が存在していることがわかる。

4. 手話通訳者統一試験のための特別研修の実施

	特別研修等 あり	通常講座内で 試験対策実施	なし
Aグループ	3	2	1
Bグループ	2	1	0

無回答 1

特別講座・試験対策の内容

- ・ 筆記問題練習 要約文練習 場面通訳練習(ビデオに収録、本人とともに見返し、アドバイス)
- ・ 通研5回とろう協1回、対策学習会を開いた
- ・ 模擬試験の実施
- ・ 過去のビデオを使って実際に試験の形での学習
- ・ 2001年(平成13年)度のみ試験対策講座の実施。特に実技試験の実施方法等について研修した。

手話通訳者統一試験への直前対策は、多くの地域で取り組まれていることが分かる。

5. 統一登録試験の合格率についての分析

Aグループ

- ・ 1～3回目までの受験者は、手話通訳者統一試験実施以前より実際に登録通訳者として活動していた者であり、手話通訳者統一試験実施によりその登録の移行期間であった。それにより合格率が高かったと思われる。4回目からは未経験者の養成受験ということでこのような結果となったと考えられる。これを受けて、講師団としてはより細やかに講座の運営の工夫が必要であり、試験と結びつけた具体的内容も考えることが急務となっている。
- ・ 2002年(平成14年)度の合格者(12名) 合格者の全員は手話奉仕員として通訳活動経験が豊かで積極的な人。2003年(平成15年)度の合格者(2名) 1人は県外より転出で手話経験が長い。1人は積極的活動をしている人。2004年(平成16年)度の合格者(5名) 2名は昨年度不合格者で昨年の試験の後にろう者との交流に積極的な人。2名は同年の手話通訳者養成講座の修了者で、1人は聴覚障害者関係団体職員、1人は県立ろう学校教諭なの手話を使う機会が多い。残り1人は手話奉仕員活動が長い人で移行者。
- ・ 今まで県内で手話通訳者登録試験は実施していなかったもので、経験の長い人たちが受験した為、高い合格率になった。(第1回、第2回試験)
- ・ 昨年度惜しくも不合格だった者が今年度ほとんど合格している。試験になれてきた事も原因であろうと思う。読み取り要約のビデオを第3回までは大型プロジェクターで大画面で行っていたが今回からは2人で一台のビデオを見る方法に変更した。画面の見やすさ、姿勢のとり方等が影響したと思う。
- ・ 原因ははっきり分からないが、養成講座の内容の充実に講師が力をあわせて努めてい

る。

- ・県では0市の手話学校があるため、手話学校の卒業生が試験に来るので高かったと思われる。

Bグループ

- ・特別研修のような試験合格に向けての対策講座が設けられなかった。実技の力量アップに費やす時間が不足している。試験問題に登場するモデルの手話のくせが強く、地域のろう者の手話表現と異なっていた。
- ・合格できる実力のある人はすでに合格している 中核都市のM市では3課程の講座が実施されているが、県レベルの場合は1年に1ヶ所1課程のみとなっているため、レベルアップがはかりにくい状況にある 指導者の不足 指導方法に課題あり
- ・過去3回の合格者は講座修了者であるが、実際の通訳活動経験のある方がほとんどであった。(経験年数は10年から1年と差はあるが)しかし、第4回の受験者は講座修了者であるが実際の通訳活動経験が少ない方がほとんどであり、内容的に試験のレベルに達していなかったと考えられる。

新規受講者および手話通訳経験が少ない人々の合格率が低い。一方で試験に
なれたことで合格率があがったとの考察もある。

「手話学校」修了者の合格があったとの報告があるが、注目すべき点だと思う。

6. 手話通訳者養成カリキュラムの評価 (A Bグループ 合計 n=10)

手話通訳者養成「基本課程」

	通訳前	通訳チャレンジ	要約	聞き取り通訳	読み取り通訳	場面練習	講義
役立つ	1	1	2	4	4	5	3
まあ役立つ	6	7	4	5	5	3	5
どちらともいえない	2	2	4	1	1	1	2
役に立っていない	0	0	0	0	0	1	0

手話通訳者養成「応用課程」

	要約テープ	要約手話	聞き取り通訳	読み取り通訳	事例検討	通訳演習	講義
役立つ	3	2	3	3	5	4	3
まあ役立つ	4	4	6	6	4	5	4
どちらともいえない	3	4	0	0	0	0	3
役に立っていない	0	0	1	1	1	1	0

手話通訳者養成「実践課程」

	模擬場面	事例研究	観察	実習	講義
役立つ	5	5	3	3	3
まあ役立つ	4	3	0	2	4
どちらともいえない	0	1	5	3	2
役に立っていない	0	0	0	0	0

無回答 1 無回答 1 無回答 2 無回答 2 無回答 2

「手話通訳者養成カリキュラム」については「概ね役に立つ」がほとんどの評価である。しかし、項目で見ると「基本課程」の要約学習、「応用課程」の要約学習、「実践課程」の観察・実習について「どちらともいえない、役に立っていない」の評価が多く見られる。いずれも重要な学習方法であるが、指導方法にとまどいがあるのではないか。

7. 手話通訳者統一試験合格者への登録証明書の交付・他県からの有資格転入者への対応

	登録証明書の交付		他県からの有資格転入者	
	あり	なし	配慮あり	配慮無し
Aグループ	5	1	4	2
Bグループ	1	3	1	3

登録証明書の交付について（Aグループのみ回答あり）

- ・社会福祉法人 県身体障害者福祉協会長印入りの「手話通訳者登録証」
- ・手話通訳者登録証
- ・県知事名で「県手話通訳者証」を発行
- ・県から

他県からの有資格転入者への対応

（Aグループ）

- ・今まで転入はないが、本県での手話通訳者統一試験を受けてもらうことになるだろう
- ・直接試験
- ・本人の希望によりそのまま登録する
- ・面接し、理事会で承認してから

（Bグループ）

- ・県聴障協会に登録する場合、情報提供センターの発言力が大きいいため、他県から通訳士が転入の場合でも手話通訳者統一試験を受けなければならない条件となっている

登録証明書はAグループでは交付がなされているが、Bグループでは交付は1地域だけであった。

他県からの有資格転入者への配慮は、行われていないのが多数であった。

8. 手話通訳者統一試験のレベル、合格率について自由記述

Aグループ

- ・少し難しすぎるのではないかという声がある。場面通訳のテーマ設定については地域にそぐわない面もあるかと思う。手話方言等も考え、地域に合ったものを希望したい。
- ・2002年（平成14年）、2003年（平成15年）度の合格者は想像できたが、2004年（平成16年）度は合格者2～3名だろうと想像していたが5名とは少し驚いた。全国的なラインが低いのかと思った。
- ・採点については、各県でばらつきがあると思う。ポイントの合計で合格となっているが、実際の技術面では手話通訳者としては不十分である。
- ・手話通訳者統一試験は手話通訳者として活動するために最低限必要なレベルと考えられている。合格率について昨年度から県が養成事業予算を4倍に増やし、講師のレベル確保のために全国で行う講師養成講座に申込み、講師予算も確保できるようになった。講師レベルを上げることにより、合格率を上げていきたい。
- ・派遣の実情では昼間の依頼が多く人材として不足している。この課題を取りあげ努力しているところ。又、県北も不足で対応できない状況がある。合格率では0市が一番多く、市外の方が少ないのが課題。2年間高い率になっているが、今後からは同じ率になるかどうかは心配。

Bグループ

- ・試験のレベルはこれでよいが、地域であまり目にしない手話表現が出てくるのでは地域ごとに差が生まれて正しい力がかめないのであると思う。県独自の試験や通訳士試験とは違い、1年又は2年かけて養成してきた受講生が受験する試験である以上、6～7割の合格率を出すべきだと思う。
- ・最近のレベルは高いものになっていると思う。全国統一という意義を考えるといたしかたないのかも知れないが、細かい採点基準が合格率を下げているように思う。士と者のレベル基準をどう捉えているのかを逆に聞きたい。ただ一つ、ばらつきの少ないような細かい採点基準を設けることは当然のことであるし、「通訳者」としての役割を考えると、ある程度のレベルも必要であることはうなずける。全国の地域性、講座状況をふまえて全国的な平均レベルを設定してほしいと思う。
- ・県ではこれまでの受験者は全員が手話通訳者養成講座の修了者であるが、通訳経験年数と件数に差がある。「奉仕員養成から3年程度の通訳経験」を通訳者養成の受講条件としているが、通訳件数の少ない方が試験を受けた場合、ほとんどが合格レベルに達していない。筆記試験の点数は比較的取れているが実技試験での差が大きい。

試験に対する評価が分かれているが、手話通訳者として「最低限の水準の確保」が必要であることは共通の認識となっていることが読みとれる。地域の手話が尊重されるように、という声もあがっている。

講座内容の充実や講師のレベルを上げることで、合格率をあげるという姿勢は重要である。